

令和8年（第4回）山鹿市議会6月定例会

会 期 日 程 表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委員会／備考
1	6月1日	月	開会・提案理由説明	
2	6月2日	火	休 会	発言通告締切：正午
3	6月3日	水		
4	6月4日	木		
5	6月5日	金		
6	6月6日	(土)		
7	6月7日	(日)		
8	6月8日	月	質疑・委員会付託	予算決算委員会
9	6月9日	火	休 会	
10	6月10日	水		
11	6月11日	木		予算決算委員会
12	6月12日	金	一般質問	
13	6月13日	(土)	休 会	
14	6月14日	(日)		
15	6月15日	月	一般質問	
16	6月16日	火	休 会	建設経済委員会
17	6月17日	水		市民福祉委員会
18	6月18日	木		総務文教委員会
19	6月19日	金		予算決算委員会
20	6月20日	(土)		
21	6月21日	(日)		
22	6月22日	月		
23	6月23日	火		議会運営委員会
24	6月24日	水	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会

目 次

第 1 号（6 月 1 日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	3
3. 出席議員	3
4. 説明のため出席した者	4
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第 1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第 2 会期の決定	6
8. 日程第 3 議案第 55 号～議案第 63 号 報告第 4 号～報告第 7 号	7
9. 提案理由の説明	7
(1) 議案第 55 号（新堀商工観光部長）	7
(2) 議案第 56 号（森建設部長）	8
(3) 議案第 57 号（黒田消防本部消防長）	8
(4) 議案第 58 号（功能総務部長）	9
(5) 議案第 59 号（原福祉部長）	10
(6) 議案第 60 号（阿蘇品副市長）	10
(7) 議案第 61 号（阿蘇品副市長）	10
(8) 議案第 62 号（阿蘇品副市長）	10
(9) 議案第 63 号（阿蘇品副市長）	11
(10) 報告第 4 号（功能総務部長）	11
(11) 報告第 5 号（功能総務部長）	11
(12) 報告第 6 号（新堀商工観光部長）	11
(13) 報告第 7 号（森建設部長）	12
10. 散 会	12
 第 2 号（6 月 8 日）	
1. 議事日程	15
2. 本日の会議に付した事件	15
3. 出席議員	15

4. 欠席議員	15
5. 説明のため出席した者	16
6. 事務局職員出席者	16
7. 日程第1 質疑	17
8. 日程第2 委員会付託	17
9. 散会	17

第3号（6月12日）

1. 議事日程	21
2. 本日の会議に付した事件	22
3. 出席議員	22
4. 説明のため出席した者	22
5. 事務局職員出席者	23
6. 日程第1 一般質問	24
(1) 古家茂臣議員一般質問	24
○鬼塚市民部長答弁	24
(2) 古家茂臣議員一般質問	25
○功能総務部長答弁	28
(3) 古家茂臣議員一般質問	28
(4) 小林文江議員一般質問	29
○鬼塚市民部長答弁	30
(5) 小林文江議員一般質問	30
○鬼塚市民部長答弁	31
(6) 小林文江議員一般質問	31
○鬼塚市民部長答弁	32
(7) 小林文江議員一般質問	33
○原福祉部長答弁	34
(8) 小林文江議員一般質問	34
○原福祉部長答弁	35
(9) 小林文江議員一般質問	35
○園田農林部長答弁	36
(10) 小林文江議員一般質問	36
○園田農林部長答弁	36
(11) 小林文江議員一般質問	37

○原福祉部長答弁	38
(12) 小林文江議員一般質問	38
○原福祉部長答弁	39
(13) 小林文江議員一般質問	39
○原福祉部長答弁	40
(14) 小林文江議員一般質問	40
(15) 鬼塚市民部長答弁訂正	41
(16) 芋生よしや議員一般質問	41
○森建設部長答弁	42
(17) 芋生よしや議員一般質問	43
○原福祉部長答弁	43
(18) 芋生よしや議員一般質問	44
○原福祉部長答弁	44
(19) 芋生よしや議員一般質問	44
○原福祉部長答弁	45
(20) 芋生よしや議員一般質問	45
○早田市長答弁	46
(21) 芋生よしや議員一般質問	46
○早田市長答弁	46
(22) 芋生よしや議員一般質問	46
○早田市長答弁	47
(23) 芋生よしや議員一般質問	47
○原福祉部長答弁	47
(24) 芋生よしや議員一般質問	47
○原福祉部長答弁	48
(25) 芋生よしや議員一般質問	48
○原福祉部長答弁	49
(26) 芋生よしや議員一般質問	50
○早田市長答弁	50
(27) 芋生よしや議員一般質問	50
○早田市長答弁	51
(28) 芋生よしや議員一般質問	51
○新堀商工観光部長答弁	52
(29) 芋生よしや議員一般質問	52

○鬼塚市民部長答弁	53
(30) 芋生よしや議員一般質問	53
(31) 古川和博議員一般質問	54
○森建設部長答弁	55
(32) 古川和博議員一般質問	55
○森建設部長答弁	56
(33) 古川和博議員一般質問	56
○森建設部長答弁	57
(34) 古川和博議員一般質問	58
○功能総務部長答弁	59
(35) 古川和博議員一般質問	59
○功能総務部長答弁	60
(36) 古川和博議員一般質問	60
○早田市長答弁	61
(37) 古川和博議員一般質問	61
(38) 工藤彩友美議員一般質問	62
○黒木教育部首席教育審議員答弁	62
(39) 工藤彩友美議員一般質問	63
○黒木教育部首席教育審議員答弁	64
(40) 工藤彩友美議員一般質問	64
○黒木教育部首席教育審議員答弁	65
(41) 工藤彩友美議員一般質問	66
○黒木教育部首席教育審議員答弁	66
(42) 工藤彩友美議員一般質問	67
○田上教育部長答弁	68
(43) 工藤彩友美議員一般質問	69
○田上教育部長答弁	69
(44) 工藤彩友美議員一般質問	70
○田上教育部長答弁	70
(45) 工藤彩友美議員一般質問	70
○鬼塚市民部長答弁	71
(46) 工藤彩友美議員一般質問	72
○鬼塚市民部長答弁	72
(47) 工藤彩友美議員一般質問	73

○鬼塚市民部長答弁	74
(48) 工藤彩友美議員一般質問	74
○鬼塚市民部長答弁	75
(49) 工藤彩友美議員一般質問	75
(50) 高松佳美議員一般質問	76
○原福祉部長答弁	77
(51) 高松佳美議員一般質問	78
○原福祉部長答弁	78
(52) 高松佳美議員一般質問	79
○功能総務部長答弁	80
(53) 高松佳美議員一般質問	80
○功能総務部長答弁	81
(54) 高松佳美議員一般質問	81
○功能総務部長答弁	82
(55) 高松佳美議員一般質問	82
○早田市長答弁	82
(56) 高松佳美議員一般質問	83
○原福祉部長答弁	83
(57) 高松佳美議員一般質問	84
○新堀商工観光部長答弁	84
(58) 高松佳美議員一般質問	85
○田上教育部長答弁	86
(59) 高松佳美議員一般質問	86
(60) 豊田新二郎議員一般質問	87
○田上教育部長答弁	87
(61) 豊田新二郎議員一般質問	88
○田上教育部長答弁	89
(62) 豊田新二郎議員一般質問	89
○田上教育部長答弁	90
(63) 豊田新二郎議員一般質問	91
○田上教育部長答弁	91
(64) 豊田新二郎議員一般質問	92
○森建設部長答弁	92
(65) 豊田新二郎議員一般質問	93

○森建設部長答弁	93
(66) 豊田新二郎議員一般質問	94
○森建設部長答弁	94
(67) 豊田新二郎議員一般質問	94
○黒木教育部首席教育審議員答弁	95
(68) 豊田新二郎議員一般質問	95
○森建設部長答弁	96
(69) 豊田新二郎議員一般質問	97
○森建設部長答弁	97
(70) 豊田新二郎議員一般質問	98
(71) 松見真一議員一般質問	98
○園田農林部長答弁	99
(72) 松見真一議員一般質問	100
○園田農林部長答弁	100
(73) 松見真一議員一般質問	100
○園田農林部長答弁	101
(74) 松見真一議員一般質問	101
○早田市長答弁	102
(75) 松見真一議員一般質問	102
○功能総務部長答弁	103
(76) 松見真一議員一般質問	104
○功能総務部長答弁	105
(77) 松見真一議員一般質問	106
○早田市長答弁	106
(78) 松見真一議員一般質問	107
8. 散 会	107

第4号（6月15日）

1. 議事日程	111
2. 本日の会議に付した事件	111
3. 出席議員	111
4. 説明のため出席した者	112
5. 事務局職員出席者	113
6. 日程第1 一般質問	114

(1) 永田壮弘議員一般質問	114
○功能総務部長答弁	115
(2) 永田壮弘議員一般質問	115
○園田農林部長答弁	116
(3) 永田壮弘議員一般質問	116
○園田農林部長答弁	117
(4) 永田壮弘議員一般質問	118
○功能総務部長答弁	118
(5) 永田壮弘議員一般質問	119
○功能総務部長答弁	120
(6) 永田壮弘議員一般質問	120
○功能総務部長答弁	121
(7) 永田壮弘議員一般質問	121
○鬼塚市民部長答弁	122
(8) 永田壮弘議員一般質問	123
○鬼塚市民部長答弁	123
(9) 永田壮弘議員一般質問	124
○鬼塚市民部長答弁	125
(10) 永田壮弘議員一般質問	125
(11) 隈部賢治議員一般質問	126
○原福祉部長答弁	126
(12) 隈部賢治議員一般質問	127
○鬼塚市民部長答弁	128
(13) 隈部賢治議員一般質問	129
○鬼塚市民部長答弁	130
(14) 隈部賢治議員一般質問	131
(15) 金光一誠議員一般質問	132
○森建設部長答弁	132
(16) 金光一誠議員一般質問	133
○功能総務部長答弁	133
(17) 金光一誠議員一般質問	134
○原福祉部長答弁	134
(18) 金光一誠議員一般質問	135
○園田農林部長答弁	136

(19) 金光一誠議員一般質問	136
(20) 原芳郎議員一般質問	137
○廣田農業委員会事務局長答弁	137
(21) 原芳郎議員一般質問	138
○廣田農業委員会事務局長答弁	138
(22) 原芳郎議員一般質問	139
○廣田農業委員会事務局長答弁	139
(23) 原芳郎議員一般質問	139
○園田農林部長答弁	140
(24) 原芳郎議員一般質問	141
○早田市長答弁	142
(25) 原芳郎議員一般質問	143
○新堀商工観光部長答弁	143
(26) 原芳郎議員一般質問	144
○功能総務部長答弁	145
(27) 原芳郎議員一般質問	145
○新堀商工観光部長答弁	146
(28) 原芳郎議員一般質問	146
(29) 山下誠治議員一般質問	147
○園田農林部長答弁	147
(30) 山下誠治議員一般質問	148
○園田農林部長答弁	149
(31) 山下誠治議員一般質問	149
○園田農林部長答弁	149
(32) 山下誠治議員一般質問	150
○田上教育部長答弁	150
(33) 山下誠治議員一般質問	151
○田上教育部長答弁	151
(34) 山下誠治議員一般質問	152
○田上教育部長答弁	152
(35) 山下誠治議員一般質問	153
(36) 勢田昭一議員一般質問	153
○田上教育部長答弁	154
(37) 勢田昭一議員一般質問	154

○田上教育部長答弁	155
(38) 勢田昭一議員一般質問	155
○田上教育部長答弁	155
(39) 勢田昭一議員一般質問	156
○黒木教育部首席教育審議員答弁	157
(40) 勢田昭一議員一般質問	158
○園田農林部長答弁	158
(41) 勢田昭一議員一般質問	159
○園田農林部長答弁	159
(42) 勢田昭一議員一般質問	160
○園田農林部長答弁	160
(43) 勢田昭一議員一般質問	160
○園田農林部長答弁	161
(44) 勢田昭一議員一般質問	161
(45) 永田紘二議員一般質問	162
○園田農林部長答弁	163
(46) 永田紘二議員一般質問	163
○園田農林部長答弁	163
(47) 永田紘二議員一般質問	164
○園田農林部長答弁	165
(48) 永田紘二議員一般質問	165
○園田農林部長答弁	166
(49) 永田紘二議員一般質問	166
○園田農林部長答弁	166
(50) 永田紘二議員一般質問	167
○園田農林部長答弁	168
(51) 永田紘二議員一般質問	168
○園田農林部長答弁	168
(52) 永田紘二議員一般質問	169
8. 散 会	169
 第5号（6月24日）	
1. 議事日程	173
2. 本日の会議に付した事件	173

3. 出席議員	173
4. 欠席議員	174
5. 説明のため出席した者	174
6. 事務局職員出席者	175
7. 日程第1 議案の撤回	176
8. 提案理由の説明	176
(1) 議案の撤回(阿蘇品副市長)	176
9. 採決	176
10. 日程第2 議案第55号～議案第63号	176
11. 各常任委員長の報告	176
(1) 建設経済委員長報告	176
(2) 市民福祉委員長報告	177
(3) 総務文教委員長報告	177
(4) 予算決算委員長報告	177
12. 質疑	178
13. 討論	178
14. 採決	178
15. 日程第3 議案第64号	179
16. 提案理由の説明	179
(1) 議案第64号(田上教育部長)	179
17. 質疑	180
18. 討論	180
19. 採決	180
20. 閉会	181

6 月 1 日 (月曜日)

令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第55号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 山鹿市景観条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 令和 8 年度山鹿市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第59号 令和 8 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第60号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第61号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第62号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- 報告第 4 号 令和 7 年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 7 年度山鹿市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和 7 年度山鹿市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 7 年度山鹿市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1 番	工 藤 彩友美
2 番	北 原 和 智
3 番	高 松 佳 美
4 番	小 林 文 江
5 番	古 家 茂 臣
6 番	永 田 壮 弘
7 番	原 芳 郎
8 番	隈 部 賢 治

9番	高橋龍一
10番	豊田新二郎
11番	山下誠治
12番	古川和博
13番	金光一誠
14番	松見真一
15番	小川榮二
16番	芋生よしや
17番	勢田昭一
18番	有働辰喜
19番	服部香代
20番	永田紘二

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	功能宇治
総務部首席審議員	永田健一
市民部長	鬼塚敦夫
福祉部長	原幸徳
農林部長	園田和雄
商工観光部長	新堀竜一郎
建設部長	森賢治
教育部長	田上博之
市民医療センター事務部長	入江智紀
消防本部消防長	黒田武徳
市民部次長	堀拳也
福祉部政策審議員	川上高博
建設部政策審議員	大和由奈
水道局長	豊田秀行
教育部首席教育審議員	黒木幸博
財務課長	富崎嘉隆
長寿支援課長	北原敬年

商工政策課長

大塚 昭夫

○

事務局職員出席者

議会事務局長

中村 武志

書記

服部 隆文

書記

竹丸 泰行

○

午前10時00分 開会

○

○有働辰喜 議長

ただいまから令和8年（第4回）山鹿市議会6月定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○有働辰喜 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、北原和智議員、
工藤彩友美議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○有働辰喜 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの24日間とい
たしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。
この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。早
田市長。

〔早田順一 市長 登壇〕

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。
令和8年6月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。
さて、今年度も2か月が過ぎました。4月の温泉祭は、雨の予報から一転して晴
天に恵まれ、多くの関係者をはじめ市民の皆様にも多数御参加いただき、盛大に開
会することができました。
また、本市の農業振興を象徴する朗報が届きました。菊鹿町で栽培されたブドウ
を使用した、菊鹿ナイトハーベスト小伏野2023が、フランス・ブルゴーニュで
開催された国際的なワインコンクール「シャルドネ・デュ・モンド2026」にお
いて、世界25か国471点の厳選されたワインの中から金賞を受賞し、さらに上
位トップ10に選出されました。このような国際的な評価を受けたことは、本市の

農産物の品質の高さを世界に発信する絶好の機会であり、今後の農業振興と地域経済の活性化に大きく貢献するものと確信しております。

本年度から、山鹿市の第3次山鹿市総合計画がスタートいたしました。本計画では、「ずっと住みたい健幸都市やまが」を未来ビジョンとして掲げております。

このビジョンは、市民にとっては住み続けたいまち、訪れる人にとっては住んでみたいまち、多くの人から選ばれる山鹿となることを通して、市民一人一人が心身ともに健やかで、幸せに暮らせるまちを目指すものです。市民の皆様の声に耳を傾け、真に必要な施策を見極め、豊かな地域資源を最大限に活用しながら、本計画の着実な推進に努めてまいります。

本年度は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子の保育料や小学校給食費の無償化を実施するなど、妊娠・出産から子育て期までの切れ目ない支援を展開してまいります。また、高齢者の健康寿命延伸に向けた介護予防・フレイル対策に取り組み、老朽化した公営住宅の再整備など、市民の皆様の暮らしの質の向上に向けた施策を積極的に推進してまいります。

これらの施策が順調に進捗し、その成果を実感していただけるよう議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本定例会において御審議いただきます議案は、条例3件、予算2件、人事案件4件及び報告4件であります。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

日程第3 議案第55号～議案第63号

報告第4号～報告第7号

○有働辰喜 議長

日程第3、議案第55号から報告第7号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。新堀商工観光部長。

〔新堀竜一郎 商工観光部長 登壇〕

○新堀竜一郎 商工観光部長

議案第55号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする山鹿市過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画が策定されたことに伴い、産業導入地区等内における支援措置の適用期限を同計画の計画期間である令和13年3月31日まで延長するため提案するものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

議案第56号 山鹿市景観条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案は、景観法に基づく届出の対象となる行為等の見直しに伴い、新たに太陽光発電施設に係る規定を設けるほか、所要の規定を整備するため提案するものです。

なお、附則として、この条例は一部の規定を除き、令和 8 年10月 1 日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

黒田消防本部消防長。

[黒田武徳 消防本部消防長 登壇]

○黒田武徳 消防本部消防長

議案第57号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、近年のサウナブームを背景に、従来、建物内の浴室に設置されていたサウナとは異なる屋外でのテントやバレル、いわゆる大きな木の樽に放熱設備を設置するサウナが増えております。従来の消防法上のサウナ設備と特性が異なることから、国からの通知を踏まえ、所要の規定の整備を行うものです。

改正の内容といたしましては、簡易サウナ設備を新たに追加し、位置、構造などの取扱いを具体的に定め、現行のサウナ設備を、一般サウナ設備と変更するものです。

また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した輪島市大規模火災を受けて、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされました。このことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、地震が発生した際に揺れを感知し、自動的にブレーカーを遮断して電気を止める機器の感震ブレーカーの追加を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行しようするものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功 能 宇 治 総 務 部 長 登 壇]

○ 功 能 宇 治 総 務 部 長

議案第58号 令和8年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は3758万円で、補正後の総額は358億4271万7000円です。内訳は、国・県などの補助採択を含む一般行政経費になります。

4 ページをお願いいたします。

第2表は、地方債補正です。過疎対策事業債の算定見直し及び事務費への充当等による財源組替、脱炭素化推進事業債への財源組替等に伴い、限度額を追加、変更するものです。

補正後の総額は25億1070万円となります。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）地域振興費の補正額250万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、地元自治会が実施するコミュニティセンターの整備を支援するものです。

11ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業1015万3000円は、国の補助金を活用し、地域の中核となって農地を引き受ける農業担い手の経営改善に必要な農業用機械の導入を支援するものです。

次の農産物生産振興事業420万5000円は、県の補助金を活用し、生産力強化や労働生産性向上による未来につながる産地の構築を図ることを目的として、必要な機械等の導入を支援するほか、施設園芸産地の発展を目指して、担い手が実施するハウス整備を支援するものです。

次の農産物販売促進・6次産業化支援事業895万2000円は、県の補助金を活用し、日本一和栗で稼げる山鹿市を目指し、やまが和栗の加工施設の整備、商品開発等に係る費用等を支援するものです。

12ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）観光費の補正額320万6000円は、台湾新北市板橋区との交流促進を図るため、覚書締結式及びサマーカーニバルイベントでの観光PRなどに係る経費です。

14ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）教育振興費の補正額80万円は、不登校児童生徒が教育支援

センター及びフリースクール等の民間施設に通うための交通費、体験活動や実習等に要する経費を支援するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

議案第59号 令和8年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ107万8000円を追加し、総額を71億5383万7000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により御説明いたします。

5 ページをお願いします。

下段の歳出、（款）総務費（目）一般管理費の補正額107万8000円は、介護保険法の改正により、介護保険施設を利用する際の居住費、滞在費及び食費の負担限度額が一部改定されることに伴い、介護保険システムの改修を行う必要があることから補正するものです。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第60号から議案第63号までの人権擁護委員の推薦について、御説明申し上げます。

これら4案件は、4名の人権擁護委員が令和8年9月30日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第60号は、中原英明氏の任期満了に伴い、新たに、山口敏子氏を推薦しようとするものでございます。

議案第61号は、下川健二氏の任期満了に伴い、新たに、信國伸弘氏を推薦しようとするものでございます。

議案第62号は、藤本照子氏の任期満了に伴い、新たに、弓掛幸氏を推薦しようとするものでございます。

議案第63号は、角田頼子氏の任期満了に伴い、新たに、平尾良子氏を推薦しようとするものでございます。

それぞれ次のページに略歴を記載しております。御参照の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

報告第4号 令和7年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

(款) 総務費、事業名、基幹システム等更新事業、補助事業ほか21の事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ令和8年度へ繰り越したものです。

続きまして、報告第5号 令和7年度山鹿市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

(款) 総務費、事業名、庁舎管理費ほか5つの事業について、年度内に支出が終わらなかったため、記載のとおり、それぞれ令和8年度へ繰り越したものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

報告第6号 令和7年度山鹿市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

款の1事業費、項の1事業費の工業団地整備事業につきまして、記載のとおり、令和8年度へ繰り越したものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

報告第7号 令和7年度山鹿市下水道事業会計予算繰越計算書につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。

(款)資本的支出、(項)建設改良費の2つの事業につきまして、記載のとおり、それぞれ令和8年度へ繰り越したものです。

以上、御報告申し上げます。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

————— ○ —————

散 会

○有働辰喜 議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いにつきましては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時19分 散会

~~~~~

6月8日(月曜日)



# 令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

## 議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）午前10時開議

第 1 質疑

第 2 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1 番 | 工 藤 彩友美 |
| 2 番 | 北 原 和 智 |
| 3 番 | 高 松 佳 美 |
| 4 番 | 小 林 文 江 |
| 6 番 | 永 田 壮 弘 |
| 7 番 | 原 芳 郎   |
| 8 番 | 隈 部 賢 治 |
| 9 番 | 高 橋 龍 一 |
| 10番 | 豊 田 新二郎 |
| 11番 | 山 下 誠 治 |
| 12番 | 古 川 和 博 |
| 13番 | 金 光 一 誠 |
| 14番 | 松 見 真 一 |
| 15番 | 小 川 榮 二 |
| 16番 | 芋 生 よしや |
| 17番 | 勢 田 昭 一 |
| 18番 | 有 働 辰 喜 |
| 19番 | 服 部 香 代 |
| 20番 | 永 田 紘 二 |

欠席議員（1名）

5 番 古 家 茂 臣

説明のため出席した者

|              |         |
|--------------|---------|
| 市 長          | 早 田 順 一 |
| 副 市 長        | 阿蘇品 貴 司 |
| 教 育 長        | 堀 田 浩一郎 |
| 総 務 部 長      | 功 能 宇 治 |
| 総務部首席審議員     | 永 田 健 一 |
| 市 民 部 長      | 鬼 塚 敦 夫 |
| 福 祉 部 長      | 原 幸 徳   |
| 農 林 部 長      | 園 田 和 雄 |
| 商工観光部長       | 新 堀 竜一郎 |
| 建 設 部 長      | 森 賢 治   |
| 教 育 部 長      | 田 上 博 之 |
| 市民医療センター事務部長 | 入 江 智 紀 |
| 消防本部消防長      | 黒 田 武 徳 |
| 市民部政策審議員     | 田 中 耕 新 |
| 福祉部政策審議員     | 川 上 高 博 |
| 建設部政策審議員     | 大 和 由 奈 |
| 水 道 局 長      | 豊 田 秀 行 |
| 教育部首席教育審議員   | 黒 木 幸 博 |
| 財 務 課 長      | 富 崎 嘉 隆 |
| 長寿支援課長       | 北 原 敬 年 |
| 林業振興課長       | 村 上 吉 彦 |

事務局職員出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 村 武 志 |
| 書 記         | 服 部 隆 文 |
| 書 記         | 竹 丸 泰 行 |
| 書 記         | 一法師 由 臣 |

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○有働辰喜 議長

日程第1、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第60号から議案第63号の4案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第63号の4案件は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 委員会付託

○有働辰喜 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第55号から議案第59号までの5案件については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時01分 散会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜



6 月 1 2 日 (金 曜 日)



# 令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

## 議 事 日 程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）午前 10 時開議

### 第 1 一般質問

○  
発言通告

#### 1. 古家茂臣

- （１）市たばこ税の安定確保について
- （２）市民交流センター屋外喫煙所の利用について

#### 2. 小林文江

- （１）マイナンバーカード関連事務における郵便局活用について
- （２）農福連携の具体的推進について
- （３）「健幸都市やまが」に向けた庁舎空間の健康づくり活用について

#### 3. 芋生よしや

- （１）危険箇所改善のその後について
- （２）生活保護追加支給（生活保護利用者への最高裁判決に基づく差額支給）について
- （３）認知症総合支援について
- （４）中小事業者への物価高騰対策について

#### 4. 古川和博

- （１）暮らしを守る防災対策について
- （２）未来を見据えた公共施設の在り方について

#### 5. 工藤彩友美

- （１）中学校部活動地域移行に伴う課題について
- （２）学校給食における危機管理と安全提供について
- （３）一般廃棄物処理について

#### 6. 高松佳美

- （１）RSウイルスワクチンの本市の取組について
- （２）本市における犯罪被害者の支援等について
- （３）屋外労働者の命を守る熱中症対策について

#### 7. 豊田新二郎

- （１）スポーツを活用した地域経済の活性化とスポーツ施設整備について

(2) 小学校付近の狭路・通学路における交通安全対策について

(3) 市道の歩行環境整備について

8. 松見真一

(1) 「日本一、和栗で稼げる山鹿市」について

(2) 山鹿市の行政DXの取組について

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### 出席議員（20名）

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 工 藤 彩友美 |
| 2 番  | 北 原 和 智 |
| 3 番  | 高 松 佳 美 |
| 4 番  | 小 林 文 江 |
| 5 番  | 古 家 茂 臣 |
| 6 番  | 永 田 壮 拓 |
| 7 番  | 原 芳 郎   |
| 8 番  | 隈 部 賢 治 |
| 9 番  | 高 橋 龍 一 |
| 10 番 | 豊 田 新二郎 |
| 11 番 | 山 下 誠 治 |
| 12 番 | 古 川 和 博 |
| 13 番 | 金 光 一 誠 |
| 14 番 | 松 見 真 一 |
| 15 番 | 小 川 榮 二 |
| 16 番 | 芋 生 よしや |
| 17 番 | 勢 田 昭 一 |
| 18 番 | 有 働 辰 喜 |
| 19 番 | 服 部 香 代 |
| 20 番 | 永 田 紘 二 |

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

#### 説明のため出席した者

|       |         |
|-------|---------|
| 市 長   | 早 田 順 一 |
| 副 市 長 | 阿蘇品 貴 司 |

|            |         |
|------------|---------|
| 教 育 長      | 堀 田 浩一郎 |
| 総 務 部 長    | 功 能 宇 治 |
| 総務部首席審議員   | 永 田 健 一 |
| 市 民 部 長    | 鬼 塚 敦 夫 |
| 福 祉 部 長    | 原 幸 徳   |
| 農 林 部 長    | 園 田 和 雄 |
| 商工観光部長     | 新 堀 竜一郎 |
| 建 設 部 長    | 森 賢 治   |
| 教 育 部 長    | 田 上 博 之 |
| 消防本部消防長    | 黒 田 武 徳 |
| 市 民 部 次 長  | 堀 拳 也   |
| 市民部政策審議員   | 田 中 耕 新 |
| 福祉部政策審議員   | 川 上 高 博 |
| 教育部首席教育審議員 | 黒 木 幸 博 |
| 財 務 課 長    | 富 崎 嘉 隆 |
| 市 民 課 長    | 長 瀬 勝 美 |
| 税 務 課 長    | 西 村 誠 也 |
| 福 祉 課 長    | 小 林 正 和 |
| 健康増進課長     | 松 林 敏 治 |
| 農業振興課長     | 佐 伯 勝 徳 |
| 商工政策課長     | 大 塚 昭 夫 |
| 建 設 課 長    | 財 津 敏 郎 |

○

#### 事務局職員出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 村 武 志 |
| 書 記         | 服 部 隆 文 |
| 書 記         | 竹 丸 泰 行 |
| 書 記         | 一法師 由 臣 |

○

午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。古家茂臣議員。

[5番 古家茂臣 議員 登壇]

○古家茂臣 議員

皆さん、おはようございます。

初めて1番バッターで、大谷翔平みたいな1番バッターとして爽やかに質問させていただきます。よろしくお願いします。

余計なことを話していると、今日は人がたくさんいますので、まず、通告に従って、今日は2つの質問をさせていただきますけれども、市たばこ税の安定確保について、まず質問させていただきます。

山鹿市の健全な財政運用を考えると、自主財源、特に市税の安定確保が大変重要になってきます。市の歳入で今確定します令和6年度で言いますと、歳入合計374億8894万円のうち、地方交付税、これが33.7%、それから国庫支出金も含めました国・県からの補助金が21.2%、この2つでも50%を超えてますけれども、市税は13.5%の50億7039万円となっています。この約50億円の市税の中で、大きいのが固定資産税。固定資産税が46.6%、住民税が37.2%で、3番目が軽自動車税ではなくて、市のたばこ税、これが7.6%となっています。

確かに今申しましたとおり、市たばこ税は固定資産税とか住民税に比べると、市税の中で占める割合は少ないのですが、これたばこといっても、目的税ではなくて普通税ですので、いわゆる一般財源として福祉、教育、建設とかいろんな行政需要に使われております。

そこで、質問です。この貴重な一般財源、自主財源の一つとして税収の状況をお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えします。

令和 7 年度については、現在、決算集計中のため、確定している令和 6 年度でお答えいたします。令和 6 年度の市たばこ税の収入金額は 3 億 8283 万 3191 円で、前年度より約 790 万円の減です。前年度比 2.02% の減収となっております。また、課税対象たばこの本数は 5842 万 9978 本で、前年度より 120 万 6000 本の減となっております。

なお、市たばこ税は、紙巻きたばこ 1,000 本当たり 6,552 円の税率で、山鹿市内の店舗等で購入されたたばこ分が山鹿市の税収となります。

納付された市たばこ税につきましては、一般財源として取り扱い、市が実施する多様な事業に活用されています。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古家議員。

[ 5 番 古家茂臣 議員 登壇 ]

○古家茂臣 議員

ただいま御答弁いただいたとおり、本市の市たばこ税は令和 6 年度実績で 3 億 8283 万 3191 円ということですが、その過去の税収を見ても、大体同じぐらいの税収が上がっているようです。説明の中にもありましたとおり、J T 等のたばこ卸売業者が山鹿市内の店舗にたばこを卸した実績に基づいて、特別徴収義務者として、山鹿市にたばこ税を申告・納付することになっています。ですから、山鹿市の喫煙者の皆様方には、ぜひ山鹿市内のお店でお買上げをお願いしたいと思っております。

私が今回なぜこの市たばこ税を一般質問に上げたかと申しますと、民間会社はもう営利目的ですから、それだけ利益を上げて、それで社員さんに給料が発生しますけれども、自治体というのは、営利目的ではありませんが、それでもこの税金というのでやってるわけで、税収が少なければ交付税で補填するとか言いますが、交付税も国庫支出金も全部税金ですから、少なくとも市税については、民間の会社並みにどうやったら税金がきちっと入るか、確保できるかを考える、そういう姿勢は必要ではないかと思ったのが一つです。

そして、もう一つは、たばこというのが何となくイメージ的に、何ていいますか、健康を害するみたいなイメージがあって、実際医学的にはあんまり好ましくないのかもしれませんが、行政が積極的に消費拡大を言いづらい、たばこを皆さん、どんだんのんでくださいとは言いつらいというのは分かるんですが、実は今申しましたとおり、山鹿市内でのたばこの購入は、市たばこ税という形で一般財源として、市民の皆様のために使われていることをもっと P R してもいいんじゃないかと思っ

たから、今回取り上げています。

この後の質問でまた触れますけれども、市民交流センター、この手前にあるたばこの喫煙所に大きな貼り紙が2つ、大きいものでもないですが、貼り紙が2つ貼ってありました。そのうち1つには、「本市の葉たばこ生産が農業振興に大きく寄与しています」というのが1枚です。もう一枚は「市たばこ税収入が市財政に大きく貢献しています。括弧毎年度3億円超」とあります。すばらしいです。だから、これの勢いで、市民の方にもこのことは知らせてもいいんじゃないかと。

ここに貼ってありますが、残念ながら、たばこの喫煙所ですから、たばこをのむ人しか多分行かないんですよ。そうすると、一般の方はなかなかこれだけたばこ税が市の財政のために役に立っているということは御存じないでしょうから、もっとその辺は、先ほど申しました健幸都市宣言云々等の整合性とか含めて、非常にデリケートで微妙な問題がありますけれども、少なくともたばこのいいところ、財政的に非常に寄与しているところは、税務課だけじゃなくて、いろんな課で調整しながら市のほうでもPRをしていただいて、そのことが、ひいては市たばこ税の安定確保につながるのではないかと思います。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。2つ目は、市民交流センター屋外喫煙所の利用についてでございます。

受動喫煙防止対策を進めるために、いわゆる改正健康増進法によって、行政機関や病院など、多くの人が利用する施設については、その敷地も含めて原則禁煙ということになっております。原則というのは例外がありまして、同法に規定する特定屋外喫煙所、言い方が面倒くさいので喫煙所と呼びますけれども、この喫煙所については、喫煙ができるという例外規定がございます。

この喫煙所が当市役所の場合は、市役所横の市民交流センター、この入り口手前20メートルぐらいに配置されています。市民の皆様からすると、これ交流施設の敷地内なのか、市役所庁舎の敷地内なのか、非常に判断が難しいのではないかと思います。いずれにせよ、現在の喫煙所があるのは、この交流センターの敷地にございますので、硬く言えば、行政法では公用物、それから公共用物という言い方をしますけれども、公用物というのは、こういう私たちが今いるような市役所の庁舎です。あと交流センターとか、公民館というのは公共用物というんですけれども。ですから、この公共用物にあるということは、市民の皆様が自由に使っていい施設、喫煙所なんですね。

ところが、私が見る限りは、平日の利用は、決して職員の方を悪く言ってわけじゃないんですけれども、市職員の皆様のほかにあまり使われていないような印象があります。特に案内表示があるわけでもありませんし、果たして一般の市民の方が

どの程度この場所のことを御存じなのか、誰もが自由に使えるということを御存じなのかがちょっと疑問です。

そこで、市民の皆様の御利用の現状について、お尋ねしますというのが一点ですね。

それから、公務員も含めて全ての労働者は、いわゆる労働基準法第34条に8時間を超える勤務の場合は、60分の休憩時間を与えなければいけないというのがあります。喫煙される職員の皆様は、昼の休み、もし60分取られているのであれば、それに加えて3時、4時、5時とかも喫煙を利用されているということになりますから、喫煙所まで歩いてゆっくり行って、そんな走って行かれることはないでしょうから、ゆっくり歩いて行って、一服をしてまた戻ってくる。最低でも10分はかかると思います。そうすると、喫煙者の職員の皆さんと非喫煙者の皆さんとで、非常に休憩時間に差が出てしまう。不公平になるのではないかと思います。

これがこの不公平の課題のほかにもう一つ問題があります。喫煙するときには、仕事しながら、お菓子は食べても電話に出られますけれども、その場所を離れば、喫煙所に行くまでの時間、そこの席を離れるわけです。これはもう厳密に言えば、地方公務員法第35条に規定されてます職務専念義務違反になるのではないかと。これは労働基準法上にはこういう職務専念義務の規制はありませんから、公務員だけこういう法律で規定があるんです。民間の場合は雇用契約であったり、服務規程で規定できるんですけれども。

このことを他の自治体の例を見てみますと、厳しく休憩時間以外の喫煙を禁止にしているところ、敷地内でも。例えば長崎県がそうですけれども、長崎県庁です。社会通念上許される範囲での喫煙は認めているところ。それから度を越す、どの程度が度を越すかは、その所属長の判断でしょうけれども、それに関しては懲罰処分にするところといろいろです。国のほうでも各自治体の判断に任せるという姿勢で、具体的な通知は出ていませんので、最終的には市として、山鹿市としてどう判断するかということになります。

市内の民間会社では、喫煙者・非喫煙者の公平を期すために、喫煙される方は、例えば昼休みを40分間、これ以外に喫煙タイムを20分間取るとか、そういう解決法を取られているところもあります。

そこで、質問ですが、本市においては、この喫煙所が職務専念義務の趣旨に沿った市職員の皆様方の適正な利用がされているのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

## ○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

市民交流センター敷地内の屋外喫煙所につきましては、受動喫煙を望まない方に最大限配慮しつつ、吸う人、吸わない人双方が互いに理解をし合えるよう、施設の形態や利用者、利用時間を考慮し、令和4年度に設置しております。

市民の利用状況につきましては、平日の来庁者による利用のほか、土日・祝日においても市民交流センターでイベント等が開催される際には、喫煙所を開放していますので、イベント参加者や図書館の利用者など、一定数の方に利用されているものと考えております。

続いて、職員の適正な利用につきましては、業務に支障がない範囲であれば、職務遂行の在り方として許容されると考えております。利用の頻度や程度につきましては、各所属長が現場の状況に応じ、責任を持って適正な管理指導を行っているところです。

今後も、市民の皆様から信頼を損なうことがないよう、職務規律の徹底に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

## ○有働辰喜 議長

古家議員。

[ 5 番 古家茂臣 議員 登壇 ]

## ○古家茂臣 議員

答弁を聞いて、市民の皆様方の利用、一定数ですからどの程度か分かりませんが、一度、何かスポット的に試しに1日、2日もしくは1週間、どれぐらい市民の方が利用されているか、調べられたらどうかなと思います。

それはいいんですけれども、結論的には本市では、いわゆるたばこ休憩は業務に支障のない限り認めるというのが結論だと思います。たばこ休憩のために一時的に職場を離れても業務に支障がないという判断は、現在の市の判断ですから、そこはもう尊重いたしますけれども、今言いましたとおり、市職員間でやっぱり休憩時間の不公平感というのは、いろんな職員さんの方からもお聞きしていますので、その辺に、この不公平感と職務専念義務との関係を考えながら、今後とも市民の皆様の御理解を得られるような服務規律の徹底に努めていただきたいと思います。

最後に重ねて申しますが、喫煙は嗜好であり、ある意味権利でもありますので、決して禁煙を言っているわけではありません。また、喫煙者の皆様がこの機会に全部たばこをやめてしまわれますと、変な言い方ですけども、本市のたばこ税の収入が減りますので、喫煙自体は本市の自主財源の確保に大変寄与しております。で

すから、だからこそ、喫煙をされる職員の皆様方においては、誤解を受けないような、一つの節度ある喫煙ができますように、担当部局で十分検討していただければと思います。

本日の私の質問はこれで終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、古家議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、小林文江議員の発言を許します。小林議員。

[ 4 番 小林文江 議員 登壇 ]

○小林文江 議員

皆様、おはようございます。

議席番号4番、小林文江でございます。

九州北部も梅雨入りし、これから本格的な夏に向かう季節となりました。日によっては気温差も大きく、これからは熱中症対策も十分注意が必要な時期となります。また、近年は豪雨災害も頻発しております。避難情報の発令方法も変更されておりますので、改めてお住まいの地域のハザードマップや避難場所を確認していただき、いざというときに備えていただきたいと思います。

そのような中、人口減少や高齢化が進む本市においては、誰一人取り残さない行政サービスの充実と、安心して暮らし続けられる地域づくりがますます重要になっています。

そこで、今回は市民サービスの向上、地域活性化、そして健康づくりの観点から3項目について質問いたします。一問一答にてよろしくお願いいたします。

まず、1項目めの質問です。マイナンバーカード関連事務における郵便局活用について。近年、人口減少や少子高齢化が進む中、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な場所で行政サービスを受けられる環境づくりがますます重要になっています。また、行政手続のデジタル化が進む一方で、高齢者をはじめ、デジタル機器の操作に不安を感じる方も少なくありません。

こうした状況において、地域に根差した郵便局は、市民にとって最も身近な住民サービス提供拠点の1つとして、近年は自治体と連携による住民サービスの充実も全国で進められています。本市においても、郵便局との提携をさらに深めることで、市民の利便性向上や、行政サービスの充実につながる可能性があると考えます。

そこで、まず本市と郵便局が2019年に締結した包括連携協定について、締結に至った経緯と主な内容を伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

本市における日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定につきましては、同社からの申出を受け、協議を重ねた結果、2019年3月に締結に至ったものでございます。

本協定は、山鹿市と日本郵便株式会社のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、本市の地域活性化及び市民サービスの向上等を図ることを目的としております。

協定の連携内容としましては、安心・安全な暮らしの実現に関すること、地域経済活性化に関すること、未来を担う子供の育成に関すること、女性の活躍推進に関すること、その他地域活性化及び市民サービス向上等に関すること、以上の5項目について、双方の業務に支障のない範囲で連携をして取り組むこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

本市と日本郵便株式会社との包括連携協定が市民サービス向上や地域活性化を目的として締結されていることは理解いたしました。

それでは、その連携をさらに発展させる観点から、制度改正により可能となったマイナンバーカード関連事務への郵便局活用についてお尋ねいたします。

近年、国は郵便局を地域の身近な住民サービス提供拠点として位置づけ、その機能強化を進めています。令和5年の法改正では、郵便局において、マイナンバーカードの交付・申請・受付などの事務も取り扱うことが可能となりました。

本市においては、市民センターが設置されており、現時点では郵便局への事務委託に至っていないとのことですが、人口減少や高齢化が進む中、将来にわたり行政サービスをどのように維持し、市民の利便性向上につなげていくかという視点は重要であると考えます。

また、マイナンバーカードは今後も更新手続の増加が見込まれており、行政窓口の在り方そのものについて、検討していく時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、2点目の質問です。郵便局におけるマイナンバー関連事務の導入について、現時点での考え方を改めて伺うとともに、導入自治体の状況や国の支援制度など調査しながら、将来的な住民サービス向上の観点から、研究・検討を進めるお考

えはないかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

令和5年6月施行の郵便局事務取扱法の一部改正により、地方公共団体が指定した郵便局において取扱いができる事務に、マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務が追加になっております。

郵便局に事務を委託するには、指定する郵便局を選定する必要があり、指定を希望する郵便局の選定に当たっては、総務省より住民の目線から見た利便性を考え、役場・支所から遠い地域にある郵便局、カードの発行や更新が大量となる見込みがある郵便局、商業施設や駅など人が集まる場所にある郵便局、支所・出張所の見直しを検討している地域にある郵便局、これらを例として示してあり、担当部署で検討した結果、導入には至っておりません。

現時点では、郵便局へのマイナンバーカード関連事務の委託は予定しておりませんが、導入自治体の運用状況を注視し、研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

今、現時点では、郵便局への事務委託は予定していないものの、導入自治体の状況を注視しながら研究していくとの御答弁でした。

一方で、今年3月から5月にかけて、山鹿郵便局管内で実施された、こちらのアンケートでは2,189件の回答が寄せられております。その中で、郵便局にあったら便利だと思うサービスとして最も多かったのが、行政サポートであり、マイナンバー関連手続や住民票などの申請・交付を希望する回答が合わせて約50.8%を占めております。これは市民の皆様が身近な郵便局における行政サービスに一定のニーズを持っておられる結果ではないかと考えます。

導入の可否は別としても、このような市民の声を踏まえながら、今後の住民サービスの在り方について、研究を進めていただきますよう、強くお願い申し上げます。

さて、今後はマイナンバーカードの更新時期を迎え、窓口対応の在り方や、市民の利便性確保がこれまで以上に重要になるものと考えます。

そこで、3点目に、マイナンバーカード更新対策についてお尋ねいたします。今後迎える更新ピークに向けて、関係機関との連携や出張窓口の活用など、更新手続が円滑に行える体制づくりについて、どのようにお考えかお聞かせください。

また、本市が目指す誰一人取り残さないまちづくりの観点から、支援が必要な方々へ確実に手続の機会を届けるため、今後どのような取組を進めていかれるのかを伺います。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えします。

平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、10年余り経過しております。カードには有効期限があり、電子証明書の有効期限が発行の日から5回目の誕生日、カード自体の有効期限が18歳以上であれば、発行の日から10回目の誕生日となっており、有効期限が近づくと、国の機構、地方公共団体情報システム機構から通知書が届きますので、その案内によりそれぞれ更新手続を行っていただくことになります。

令和2年に始まった国のマイナポイント第一弾、令和4年から行われたマイナポイント第二弾の申請時期に対するマイナンバーカードの交付数が急激に増えており、特にマイナポイント第二弾が実施された令和4年度には、1万4656件の交付がっております。それから5年を迎える令和9年度が更新のピークとなり、電子証明書の更新、カード自体の更新を合わせますと1万6000件ほどになると見込んでおります。

しかしながら、手続が集中したマイナポイント事業とは異なり、マイナンバーカードの更新は、所有者の誕生月の3か月前から手続ができるため、事務が分散化されると予想しておりますが、よりスムーズな手続ができるよう、今年度、新たにマイナンバー専用窓口を設けたところでございます。今後の状況に応じて、窓口の増強を図ることにより対応してまいりたいと考えております。

また、出張窓口の取組として、山鹿市内の高齢者施設等からの依頼に基づき、職員を派遣し、申請サポートを実施しております。

今後も継続して、円滑な住民サービスの提供に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

○小林文江 議員

今回、郵便局が実施されたアンケートでは、マイナンバー関連手続や住民票などの行政手続に関するサービスを希望する声が最も多く寄せられておりました。その背景には、高齢者や免許返納者、障害のある方など、交通手段に制約のある方々の存在があるものと考えます。また、中山間地域の中にはコンビニなどもなく、日常生活において様々な不便を抱えておられる地域もあります。人口減少や高齢化が進む中、行政サービスは来てもらうだけでなく、地域に寄り添うという視点もますます重要になってくるのではないのでしょうか。

郵便局は、地域に根差した身近な住民サービス提供拠点であります。市民のニーズや地域の実情を踏まえながら、市民サービスの向上と、誰一人取り残さないまちづくりの実現に向け、今後も研究・検討を進めていただくことを期待いたしまして、1 項目めの質問を終わります。

次に、2 点目の質問です。私は選挙公約の第一に、障害者1,000人雇用の実現を掲げております。先日、令和8年度山鹿市手をつなぐ育成会総会が開催されましたが、私はこれまで手をつなぐ育成会の活動に関わる中で、障害のある方々の親亡き後の暮らしや自立した生活をどのように支えていくのかという課題について考えてまいりました。

また、先日6月3日には、令和8年度合同就職説明会が鹿本市民センターで開催されました。会場には、支援学校の生徒や保護者、先生方をはじめ多くの方が参加されていました。受入れ側も一般企業2社、障害者支援事業所22社、計24社がそれぞれ工夫を凝らしたブースを設け、丁寧な説明が行われていました。

私はその様子を拝見し、障害のある方々の就労を地域全体で支えようとする機運の高まりと、働くことへの大きな期待を強く感じました。

このように、障害のある方が地域の中で働き、生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、雇用の場の確保が極めて重要であると考えております。

そのような中、昨年12月定例会において、農福連携の推進について一般質問を行い、本市の現状や課題、今後の方向性についてお尋ねいたしました。その際、市からは、需要調査や関係機関との連携、県農福連携総合窓口との連携を進めながら、農福連携の拡大を図っていくとの答弁をいただきました。

改めて、国は令和6年に農福連携推進ビジョンに基づき、自治体の推進体制整備を求めており、熊本県においても、農福連携総合窓口の設置やマッチング支援、補助制度の活用など、積極的に取り組まれています。

そこで、今回は前回の質問から一步踏み込んで、農福連携の具体的推進についてお尋ねいたします。本市において、今年３月に発行された第３次山鹿市総合計画に農福連携による山鹿型ワークスタイルの創出が掲げられています。国、県、市が同じ方向を向いている今こそ、具体的な推進体制づくりが必要ではないかと考え、１回目の質問をいたします。

現在の取組と併せて、総合計画に掲げる山鹿型ワークスタイルとは、具体的にどのような姿を目指しているのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

現在の農福連携の状況としましては、農家と契約の就労継続支援事業所を利用する障害者が米や野菜の農作業、除草作業や農作物の選別などに従事しておられます。実績として、就労継続支援事業所のＡ型作業所が５か所、Ｂ型作業所が４か所取り組んでおられます。

次に、本市は西日本一の生産量を誇る栗をはじめ、豊かな農産物に恵まれる一方、農業従事者の高齢化や農繁期における労働力不足が課題となっております。一方、障害福祉の観点では、障害者個々の特性や能力に合わせ、無理なく、かつ生きがいを持って働ける柔軟な職場が求められており、多様な就労機会の確保と、自立促進は極めて重要であると認識しております。

この両者をマッチングすることで、農作物の収穫、果樹等の管理作業、農地の草刈り、草取りなど、障害の特性に応じた作業の場が提供され、障害者の雇用が創り出されることを山鹿型ワークスタイルとして目指す姿としております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[４番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

現在の取組状況と山鹿型ワークスタイルが目指す姿については理解いたしました。一方で、その実現には、農業現場がどのような人手不足や課題を抱えているのか、また、福祉事業所や利用者がどのような仕事を希望しているのかを農業者やＪＡ、福祉事業所、関係団体、行政などの多くの関係者が共通認識を持ち、それぞれの課題やニーズを把握した上で進めていくことが重要であると考えます。

そこで、次に、農福連携を継続的かつ効果的に推進していくための体制づくりについてお尋ねいたします。

国の農福連携推進ビジョンでも、自治体に推進体制の整備が求められていますが、農業者やＪＡ、福祉事業所、関係団体の意向を把握するための基礎調査の実施や推進体制整備を進めるお考えはないかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国においては、障害者等の就労場所の確保や生きがづくり、さらには、農業分野における労働力不足の解消や耕作放棄地の防止など、双方に多大なメリットをもたらす農福連携を推進しているところでございます。

本市におきましても、農福連携を効果的かつ持続可能なものとして推進していくためには、まずは地域の農業者や農業団体、障害者当事者や福祉事業所がどのような課題を抱え、どのようなニーズや意向をお持ちなのかを、行政として正確に把握することが必要であると認識しております。

現在、これらの実態把握には至っておりませんので、調査の実施に向けて、関係部局と研究・協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[４番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

今の答弁で、農業者や福祉事業所などのニーズの把握、実態調査の必要性については認識されていることが分かりましたが、この農福連携は調査を行うことが目的ではなくて、農業者と福祉事業所を結びつけ、実際の雇用や社会参加につなげていくことが重要です。障害者の就労支援はもとより高齢者、ひきこもり状態にある人、生活困窮者、罪を犯し立ち直りを目指す人など、多様な方々の社会参加にもつながる取組です。熊本県では、農福連携総合窓口によるマッチング支援や、補助制度の活用など積極的に取り組まれています。

そこで、農林部長にお尋ねいたします。本市として、こうした多様な人材の活躍につながる仕組みづくりを県と連携して支援制度をどのように推進していかれるのか、また、農業者や福祉事業所のニーズ把握やマッチングをどのように進めていか

れるか、お考えをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

昨年12月の定例会でも御説明申し上げましたとおり、農福連携につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足への対応を図るとともに、福祉分野においても、支援を必要とする方々に、社会参加の機会を提供することを目的としております。

市といたしましては、農業者が農福連携に取り組む際の費用を支援する熊本県の補助事業の活用を推進しますとともに、農福連携総合窓口と連携したマッチング支援を行うことで、農福連携のさらなる拡大を図ってまいります。

また、本事業を広く知っていただくことが重要であると考えておりますので、やまがメイトや市のホームページ等を活用し、周知を図るほか、各種農業団体の研修会等において、農福連携の導入・促進に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

ただいま、県の補助制度や農福連携総合窓口との連携、さらには、啓発活動を通じて、農福連携を推進していくとの考えをお示しいただきました。農福連携は、単に障害者や多様な人材の就労支援にとどまらず、農業分野の担い手不足対策や耕作放棄地対策、さらには、地域活性化にもつながる可能性を持った取組であります。私は、農福連携を本市の基幹産業である栗やタケノコ、イチゴなど、多種の農作物と結びつけることで、山鹿ならではのモデルづくりができるのではないかと考えております。

そこで最後に、農福連携を活用して地域農業を活性化するモデル的な取組について、本市がどのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

本市におきましても、持続可能な農業経営と誰もが活躍できる地域社会の実現に向けて、農福連携の推進は有意義な施策であると認識しております。そのため、先行自治体の成功事例等を参考にしながら、次の点について、検証していく必要があると考えております。

第1に、福祉事業所と農業経営者双方のニーズを把握し、マッチングの可能性を探ること。次に、地域の主要作物や営農形態に応じて、農作業を細分化した上で、障害のある方が能力や特性に応じて従事しやすい業務を見極めて整理することです。

今後、関係機関や関係者との意見交換を重ね、本市の農業情勢や就労支援の現状を調査してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

私は農福連携は単なる福祉施策でも農業施策でもなく、人と地域をつなぐ未来への投資だと考えております。障害のある方、高齢者、ひきこもり状態にある方、生活に困難を抱えている方、そして、立ち直りを目指す方々が地域の中で役割を持ち、働き、生きがいを感じられる社会の実現につながるものです。また、農業の担い手不足という山鹿市の大きな課題解決にもつながる可能性を秘めています。

私が掲げる障害者1,000人雇用の実現も、一足飛びにはできません。しかし、その第一歩として、農福連携には大きな可能性があると考えています。そして、その取組を広げていくためには、市民の皆様にもまず知っていただき、応援していただくことが大切です。

熊本県では、県庁プロムナードで毎年11月に農福マルシェが開催され、障害のある方が育てた農作物や加工品が多くの方々に親しまれています。ぜひ、山鹿市においても、灯籠まつりや物産館、各種イベントなどの機会を活用して、農福マルシェの開催などを通じて、農福連携の周知と応援の輪を広げていただきたいと思います。

農業と福祉が連携し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、一歩ずつ着実に取組を進めていただくことをお願い申し上げ、この質問を終わります。

次に、3項目めの「健幸都市やまが」に向けた庁舎空間の健康づくり活用について質問いたします。

市長は、様々な場面で健康の健と幸せの幸を当てて、健幸都市やまがの紹介をされます。この健幸都市やまがとは、単に体が健康であるだけでなく、心も健康で生きがいを持ちながら、安心して暮らし続けられるまち、市民の皆様がずっと住み続

けたい山鹿を目指す取組であるとお話しされております。

私は、その理念を実現するためには、特別な事業だけではなく、市民が日常的に利用する公共空間そのものを健康づくりの場として活用していく視点も重要ではないかと考えます。庁舎は毎日多くの市民が訪れる公共施設であり、手続や相談のために一定の待ち時間が生じる場所でもあります。その時間を健康づくりやフレイル予防のきっかけとして活用することができれば、市民の健康意識向上だけでなく、健康寿命の延伸や医療費抑制にもつながる可能性があると思っています。

また、本市は高齢化率も高く、フレイル予防は喫緊の課題です。市民が気軽に健康行動を始められる入り口を増やしていくことが重要であり、その意味でも、庁舎空間の活用には大きな可能性があると考えます。

そこで、まず健幸都市やまがの推進と、高齢者のフレイル予防という観点から、現在、庁舎内で実施している健康づくりの取組にはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

現在、市役所本庁舎等を活用した健康づくりの取組としては、本庁舎外壁に山鹿市健幸都市宣言の看板を設置するほか、同宣言文のパネルやのぼり旗を本庁舎と各市民センターへ巡回して設置を行い、普及啓発に努めているところです。

また、本年1月から本庁舎の正面ロビー及び1階から5階までの西側階段に職員が考案した43作品の健幸標語を掲示しており、来庁者や職員へ健康のために階段利用を促す工夫を行っております。

さらには、市役所を会場とした献血やイベントの際には、市民の健康維持増進を図る目的の健康ポイント事業、熊本健康アプリのPRブースを設け、その普及促進に努めているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

現在、庁舎階段には職員公募による健幸宣言標語が掲示されており、熊本健康アプリの活用も進められていることが分かりました。私自身も5階へ行く際にはでき

るだけ階段を利用しております。この年になりますと、一旦3階でふーっと息を整えて、また上り出すのですが、4階からが足が上がりなくなります。でも、階段を上りながら標語を目にすると、もう一頑張りしようかなとか、健康のために続けてみようかなという気持ちになり、大変励まされております。

このように、庁舎空間を利用した取組は、市民や職員が自然と健康を意識し、行動するきっかけづくりとして、大変有効であると私自身が実感しております。

そこで提案です。庁舎を訪れる市民の待ち時間もまた健康行動のきっかけをつくる貴重な時間ではないでしょうか。例えば、座ってできるトレーニングの映像を流すとか、背伸ばしベンチ、握力測定器といった簡単な器具を設置することで、市民が楽しみながら健康づくりに取り組める環境づくりにつながって、市長が掲げる健幸都市やまがの理念にも合致するものと考えます。

2つ目の質問は、庁舎内や各市民センター、交流センターなどにおいて、試験的な設置や実証的な取組をするお考えはないかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

庁舎空間を活用した健幸都市に向けた取組は、その普及啓発に資するものに限られているのが現状でございます。御提案の待ち時間を活用した「ちょいトレ器具」の導入に関しては、スペースが限られた庁舎内において、器具の専用部分を確保しなければならないことや、利用時の安全管理体制などの課題も想定されることから、導入には慎重を期す必要がございます。ただ、御提案の趣旨を踏まえ、庁舎としての機能を維持しながら、来庁者の健康意識向上につながる手法につきまして、関係部署と協議を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

今、御答弁いただきましたが、庁舎の待ち時間を健康づくりに活用することは、健幸都市やまがの理念を身近な形で実践する取組になりますよね。一方で、器具設置には費用も必要になります。

そこで私は、行政だけでなく、地域の企業や団体にも協力していただく仕組みが

できないかと考えております。例えば、企業協賛や寄附によって、健康器具を設置し、その器具や周辺に協賛企業名を表示することで、企業のPRと社会貢献活動を市民に広く知っていただくことができます。これは企業にとっても地域貢献の見える化につながり、市にとっては、財政負担の軽減、さらに、市民にとっては健康づくりの機会創出につながる3方よしの取組ではないかと考えます。

最後に、その財源確保について伺います。健康器具の導入に企業協賛や寄附などの民間活力を活用するお考えはないかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

寄附制度等を活用した財源の確保につきましては、健幸都市宣言の趣旨に御賛同いただける民間企業をはじめ、企業版も含めたふるさと納税の活用を検討していきたいと考えております。

なお、民間企業等と連携した令和7年度の実施といたしましては、市内3か所で実施された祭りにおいて、健幸ブースを設置した際、3つの企業から体組成計や血圧計の機器貸出しのほか、各種健康測定に御協力いただいております。

これからも民間企業や団体等の協力もいただきながら、官民協働で健幸なまち山鹿の実現を目指していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

小林議員。

[4番 小林文江 議員 登壇]

○小林文江 議員

近年は猛暑日が続き、高齢者にとって屋外での運動が厳しい日も増えています。そのような中、庁舎や市民センター、交流センターなどの公共施設は、クーリングシェルターとして、暑さから市民を守るだけでなく、健康づくりやフレイル予防の拠点として活用できる大きな可能性を持っていると考えます。

健幸都市やまがの実現は、特別な事業だけではなく、市民が日常的に利用する身近な場所から始まるものではないでしょうか。市民が待ち時間や立ち寄ったひとときに自然と健康を意識し、ちょっと体を動かしてみようと思える環境づくりは、健康寿命の延伸や医療費の抑制にもつながるものと期待しております。

消防法などの規定もあるかと存じますが、ぜひ公共施設を健康づくりの拠点とし

て活用する新たな発想の下、試験的な取組や民間活力の活用も含めて、前向きに御検討いただくことをお願いし、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、小林議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

○

午前11時10分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

先ほどの古家茂臣議員の一般質問、市たばこ税の安定確保についてにおきまして、答弁に誤りがありましたので訂正させていただきます。

答弁の中で令和6年度市たばこ税の収入金額におきまして、前年度比0.02ということで答弁をいたしましたが、2.02%の誤りでございます。おわびして訂正申し上げます。

○有働辰喜 議長

それでは、次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号16番、日本共産党、芋生よしやです。

質問に入ります前に、議長に資料配付の許可をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○有働辰喜 議長

ただいま資料配付の要求がありましたので、これを許可いたします。

[資料配付]

○芋生よしや 議員

資料は使用する際にお知らせをいたします。

では、市民の皆さんから寄せられた要望を基に、今回は4項目質問をいたします。

1項目め、危険箇所の改善、その後についてです。3月議会で、暗がり時の通行

で危険と思われる箇所などの安全対策を求めておりました。そのときには、日常的な巡回では全ての把握は難しいため、１、地域の行政協力員、区長さんからいただく危険箇所に関する御要望や御相談を重要な情報としている、２、通勤・通学で利用などの場合は、建設課で随時相談を受け付け、３、やまがメイト、オンライン申請、国土交通省の道路緊急ダイヤルでの相談と、主に３つの相談窓口があることを答弁していただき、情報を受けた際には、１、速やかに現地確認を実施、２、安全対策の必要性を優先順位など総合的に判断、３、安全対策を講じるとの答弁でした。

市民から建設課に相談があった箇所、資料をお示ししたいと思います。写真を用意しているんですが、１か所目は菊鹿町島田付近です。水路と道路が平行なところになっておりまして、これが暗がりになりますと大変危険だと言われている場所です。それから、２か所目は鹿本町の下高橋辺りです。それから、すみません。もう一つ、３か所目も示します。同じく鹿本町の下高橋付近です。その下高橋どちらも用水路が通っておりまして、先ほど菊鹿町と同様に暗がりになりますと、ちょっと境目が分かりづらくて大変危険だというふうに思いました。

写真２の農道になりますが、本当に田んぼが開けてるところなんですけれども、ここはまさに大変危険で、ここで車が横転していた事故があったということもありました。こういった場所でしたので、私も現地を確認して、大変な危険な場所であるというふうに思いましたので、この場所、どうその後、対応されたのかをお尋ねいたします。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

#### ○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

道路の危険箇所に関する情報提供を受けた際には、速やかに現地調査を実施し、交通状況や事故発生の可能性、周辺環境などを確認した上で、安全対策の必要性を総合的に判断しております。

安全対策が必要と判断した箇所につきましては、予算を確保し、計画的に工事を進めております。また、道路の陥没など危険度や緊急性が高く、直ちに工事による対応が困難な場合には、応急的にパイロンや看板を設置するなど、安全確保のための措置を講じております。

議員御指摘の箇所につきましても、現地確認を行い、道路の安全性向上のための改善措置を進めているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

どちらの箇所も現地確認をしていただき、安全対策が必要だと改善措置を進めていただいているとのことでしたので、大変安心いたしました。引き続き、住民の安心・安全な暮らしを守るため、危険箇所の改善をよろしくお願いいたします。

それでは、2項目めに移ります。生活保護追加支給、生活保護利用者への最高裁判決に基づく差額支給についてお尋ねをいたします。

生活保護費差額が支払われるとのことだが、どうなっているのか分からないとお声をかけられました。生活保護追加支給とは、国が2013年8月から、当時の第2次安倍政権に付度する形で、最大10%という過去最大規模の引下げが行われました。引下げはおかしいと、全国で1万件を超える審査請求が行われ、1,000人以上の原告が訴訟を起こしました。いわゆる命のとりで裁判と言われる生活保護基準引下げ違憲訴訟です。

10年以上も戦いが続き、2025年6月27日、最高裁は2013年からの改定について、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には、過誤、欠落があったと指摘し、明確に違法と判断、処分の取消しを認めました。しかし、国は生活保護利用者に謝罪もせず、引き下げた保護費の半分程度しか追加給付をしません。最高裁判決に従って改定を取り消すということは、基準引下げはなかったものとして、改定前に戻すことであり、減額決定前と決定後の差額を遡って補償することです。

これから差額の補償が始まっていきます。追加給付の対象になる期間や世帯は、平成25年、2013年8月から平成30年、2018年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯、上記のほか、平成30年、2018年10月から令和8年、2026年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方、障害のある方で加算が算定されていた方や、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯なども対象になります。現在保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象となります。

そこで、お尋ねをいたします。山鹿市ではどれくらいの該当があるのか、また、該当者への周知はどのような方法で行われるのでしょうか。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

まず、追加給付の対象となる世帯数は630世帯で、そのうち、現在、生活保護受給中の世帯が279世帯、生活保護が廃止となっている世帯が351世帯です。

次に、国の周知方法につきましては、厚生労働省のホームページの掲載、追加給付相談のコールセンターが開設されているほか、各種広報媒体が活用されています。

本市における周知方法につきましては、現在の生活保護受給中世帯には、周知用チラシを活用した個別説明を順次行います。一方、生活保護が廃止となっている世帯には、広報紙やホームページへの掲載による周知を予定しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

この支払い方法はどのようなふうに行うのでしょうか。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

支払い方法については、原則口座振込とされております。生活保護受給中の世帯への支給につきましては、現在、保護費が振り込まれている口座への振込を予定しております。また、生活保護が廃止されている世帯につきましては、国が示す追加給付の申出書の様式に振込先口座の記入欄がございますので、記載のあった口座へ振込を行うこととなります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

先ほど述べましたように、国が全額支給としないようなことがあっております。

市は政府の方針に基づいて対応を進めるのかどうかお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

生活保護は法定受託事務でございますので、国が定めた基準に基づき実施しているところです。最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付につきましても、国の方針に沿って対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国の方針に沿って対応するとのことでした。では、国の対応とはどんなことでしょうか。1、政府は判決を正面から受け止めず、別基準で再計算した上で新たな減額を行い、補償を一部にとどめようとしています。最貧困層の消費水準を反映、違法とされたデフレ調整の代わりに別の統計データ、最貧困層の消費水準などを持ち出して新たな水準を計算し、その分を差し引いて支給額を算定、額面が約半分に値切られていると、利用者や支援団体から批判が出ています。最高裁判決の趣旨を踏みにじるものであり、法治国家の根幹である三権分立や法の支配を揺るがしかねない重大な問題です。

2、また、原告とそれ以外の利用者で、支給額に差を設けた対応としています。裁判に訴えた原告のみに特別の給付を行い、その他の利用者には特別の給付を行わない対応をするとしました。これは生活保護法が定める無差別・平等の原理に明確に反します。提訴した原告に限らず、当時の引下げの対象となった全ての生活保護利用者全員への差額全額の遡及支給をすべきです。

長年にわたり違法な基準で最低生活以下を強いられてきた現実を直視するならば、今求められているのは、再減額ではなく、全面的な被害回復です。憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を守る立場から主体的に判断し、国に従うだけでなく、法と判決に基づく完全な差額支給を行うべきだと考えます。

そこで、市長にお尋ねをいたします。市として、次の2点を国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

1つ、現場の生活保護受給者や低所得者の生活実態を踏まえ、生活保護行政の実施責任者として新たに減額を行わず、全額補償するよう、国に求めること。

2つ目、生活保護の引下げを違憲として争った原告のみに特別給付を行うとしているが、原告に限らず、全ての利用者に支給するよう、国に対し強く求めること。  
以上2点について、市長の見解を求めます。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

生活保護は法定受託事務でありますので、国の方針に沿って対応してまいります。また、最高裁判決の内容については、国の責任において検証され、基準や給付の在り方についても適切に対応していくものと理解しておりますので、市が国に対して要請を行うことは考えておりません。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

地方公共団体は、憲法第92条が定める地方自治の本旨、住民自治、団体自治に基づき、国に対して意見を上げることが認められています。地方議会からの意見書、全国の市長会や知事会など、地方公共団体の全国的連合組織を通じた意見具申、これまでも提出がなされています。早田市長も提出をされておられました。

自治体の長、市長は、憲法が保障する生存権、憲法第25条、健康で文化的最低限度の生活を営む権利と、憲法第13条、幸福追求権、住民が安心して生活できる福祉や環境を整える役割を担っています。最高裁が明確に引下げは違法と判断、処分の取消しを認めたのですから、住民に一番近い代表として求めるべきではないでしょうか。再度市長の見解を求めます。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

国に対して、市が単独で要請を行うことは考えておりません。ただ、市長会とか、そういう方向で一緒になって、国に対して意見書を求めることはございます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今、早田市長は単独では求められないが、市長会などで求めるとのことです。憲法に反するようなこと、最高裁がしっかりと認めたことですので、ぜひ市長には市長会などを通じてでも、意見を出していただきたと思いますが、それは可能でしょ

うか。答弁を求めます。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

市長会を通じて、議論をすることは可能だというふうに思いますので、市長会の中で決めるべきことだというふうに思っております。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長、ぜひよろしくお願いいたします。

3項目めに移ります。認知症総合支援。国の介護保険保険者努力支援交付金の目的の中、認知症総合支援の取組状況に、2025年度から新たな認知症の総合支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見・早期介入などの取組の評価指標が入りました。難聴高齢者の早期対応や普及啓発などの推進に取り組んでいる自治体に対し、交付金を充てます。介護保険保険者努力支援交付金とはどういったもののでしょうか。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

当該交付金は、令和2年度に創設されたもので、市町村が実施する高齢者の自立支援や重度化防止、介護予防、健康づくりといった取組を国が客観的な指標を用いて評価し、その成果に応じて交付金を配分する仕組みであり、得られた財源をさらなる介護保険事業の充実に充てることを目的としております。

なお、本市におきましては、これらの取組が評価され、制度が創設された令和2年度からこの交付金を受けているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

新たに認知症総合支援として、難聴高齢者早期発見・早期介入などの取組が追加

され、山鹿市でも取り組まれているかと思います。山鹿市での取組をお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

介護保険保険者努力支援交付金の指標の一つに、認知症総合支援の推進に対する取組評価があり、その中でも認知症との関連性がある難聴への対策を強化するため、国は令和7年度から新たな評価項目として、難聴高齢者の早期発見・早期介入を加えたところでございます。

本市においてもこの国の動向を踏まえ、令和7年度から難聴に関する耳に優しい生活や生活習慣病の見直しを進めるチラシやチェックリストを作成し、医療機関や介護予防教室などで配布、普及啓発を行うと同時に、必要な方には専門医の受診を促すなど、難聴に関する情報発信、啓発に努めたことで、交付金算定上の加算を受けているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

山鹿市の取組も交付金算定上の加算を受けているとのこと、介護保険の交付金に難聴対策が追加されたのは、加齢性難聴が認知症の主要なリスク要因であり、早期発見・早期介入によって、認知機能低下や要介護状態を予防する効果が期待されているためです。こうした背景から、厚生労働省は、地方自治体向けに関係者の連携に関する手引きを作成して周知を進めており、保険者機能の強化を推進する一環として、交付金の評価指標に追加されました。

山鹿市の取組を見ますと、その資料を出しておりませんでしたでしたが、山鹿市でもホームページを見ますと、聞こえにくさを感じたらということで、山鹿市のことが周知されております。山鹿市の地域包括センターが問合せ先になっております。そういう資料があるのですが、一緒に出せばよかったのですが、すみません、出しておりませんが、加齢性難聴とその予防法を知らせて、聞こえのチェックリストで耳鼻科への相談を勧めてあります。

そこで、もう一歩進んだ取組がされている山形市の聴こえくつきり事業をお知ら

せいたします。ごめんなさい。山形市聴こえくつきり事業というのがありまして、リーフレットが出されておりますので、これをちょっと御覧ください。リーフレットのお顔がついてる横のほうにその事業について1から5まで、こういうことで進んでいますということが書いてあります。

1、普及啓発、2、早期発見、3、早期対応、4、フォローアップ、5、データ分析と書かれています。山鹿市の取組よりもさらに進んでいるのは、医産学官が連携して補聴器購入費の支援も行い、装着した方に定期健診でケアを行い、事業参加者の聞こえや活動意欲、行動に生じた変化を把握し分析する。そこまで行っていることです。

せっかく国が出してきました交付金算定をして加算を受けているということですので、山鹿市ももう一歩進んでいただくことが、せっかくの交付金を生かすことではないかというふうに考えております。ですから、山形市のこの聴こえくつきり事業、補聴器補助をもちろん行っているんですけども、先ほどの連携、そういうところまで行くっていうような、大事なことはないかと思います。

こうした事業の内容をぜひ山鹿市でも参考にできるものではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

高齢期の聴力の低下は、認知機能の衰えや社会参加機会の減少を招く要因の一つであり、その対策の重要性については、本市としても認識しているところでございます。

山形市の聴こえくつきり事業は、補聴器購入への助成のほか、普及啓発から早期発見、適切な対応、その後の継続的な支援に至るまでを一体的に実施する先進的かつ包括的な難聴対策事業であると考えております。

本市の難聴予防の取組におきましては、基本的な生活習慣の確立を基盤とした栄養改善、運動習慣の定着、さらには、社会的孤立を防ぐための地域交流といった、幅広い視点からの一次予防に重点を置き、高齢者の自立した生活を支援するため、介護予防に総合的に取り組んでおり、その充実に向けて適宜見直しを図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

山形市の取組を見ていただいた上で、充実に向け見直しを図るとのことでした。それでは、市長にお尋ねをいたします。健幸都市宣言の取組として、山鹿市ももう少し踏み込んで取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

健幸都市やまがを実現するためには、まずは市民一人一人が自分の健康に関心を持ち、日々の生活習慣を見詰め直していただくことが重要であると考えております。食事に気を配り、健診で心身の状態を把握し、運動、睡眠、休養をバランスよく取り入れること、そして誰もが健康づくりに参加し、地域の中で支え合うことを日々の暮らしで実現することで、健康意識を向上し、確かな生活習慣の確立につながるものだと思います。

市といたしましても、その取組をしっかりと支援しながら、健幸なまち山鹿の実現を目指してまいります。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

早田市長は市民の自覚や参加と地域での支え合いを支援するとおっしゃっています。それはそれで本当に大変大事なことだと思います。しかし、同じ認知症総合支援の介護保険保険者努力支援交付金を活用するのであれば、部長が先ほど述べられましたように、山形市の聴こえくつきり事業の補聴器購入への助成のほか、普及啓発から早期発見、適切な対応、その後の継続的な支援に至るまでを一体的に実施する先進的かつ包括的な難聴対策事業こそ、健幸都市宣言の取組として充実していく方向を示しているのではないのでしょうか。

市民の皆さんも一度に全てに支援が行くとは考えていません。少しずつ進めていくことは、財源上もできるのではないのでしょうか。検討していただくことを求めたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先ほど部長が答弁したとおり、幅広い視点からの一次予防に重点を置き、高齢者の自立した生活を支援するため、介護予防に総合的に取り組んでおり、その充実に向けて適時見直しを図ってまいります。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長、適宜見直しを図っていくと答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

それでは、4項目め、物価高騰について。市民からの声を紹介いたします。他自治体でゴミ袋の値上げなどのニュースが流れてくるとすぐに山鹿のゴミ袋はどのくらいと尋ねられました。燃えるゴミ袋は黄色の色づけではなく、透明で赤文字になるが値上げはないと市からすぐ情報提供がありましたので、そのことを早速お伝えしました。その後も様々な不安な声が届いています。

飲食店では、コーヒーの値段はとくに上がっていたが、ミルクやガムシロップも容器のために上がる。食材分で少し値上げをしたんだけど、値上がり分を転嫁するわけにはいかない。お弁当のパック容器は値上がりし、食材も上がっているの、これまでの値段ではとてもやれない。私、お弁当をあまり買わないんですけど、この間、買ったならもう倍近くになっているので大変驚きました。

また、美容室では、業者からの連絡で、カラー剤やパーマ液などは大丈夫だが、手袋は入荷に不安があると知らせがあったので、余分に注文した。車関係。オイルなどに不安がある。値段も途方もなく上がっていて、この機会にもうけようとしているのではないかと感じてしまう。今後は仕事をどう受けていくかよく考えないといけない。建設業、個人経営。塗装業のシンナー不足と高騰がとても心配。4月から新築にかかる予定だったが、資材がそろわず延期になった。バスタブ、アルミサッシも塗料がないなど、様々なものが影響を受けている。建築資材は国内産のスギを使っている。外材は高騰で品不足が続いている。ハウスメーカーは買いだめをしているみたいだけれども、先が不透明だから、末端まで回ってこない。見積書を書いた時点で価格は引渡し時点での価格が3割増しになることもあるから、契約時にそのことを契約書に記入して了解を得ている。市内のスイカ農家。去年は梅雨入りが早く、関東地方でも消費が伸びず、価格も安かった。今年は平年並みになっているが、それ以上に資材等の高騰に追いつかない。今年までは何とか持つが、来年は

ハウス用ビニールも3割高騰すると言われており、不安。これらは市民の方たちからのほんの一部の声です。行政のほうにはもっともっと寄せられていると思います。

そこで、お尋ねをいたします。中小業者に対する相談窓口体制や緊急支援策をどのように考えているのでしょうか。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

物価高騰や資材不足等に関する相談窓口につきましては、本年3月から山鹿商工会議所と山鹿市商工会において、特別相談窓口を開設されております。その相談窓口では、物価高騰等の影響が長期化する中、財務改善や資金繰り、各種補助金の活用、適正な価格転嫁や販売促進など、事業者が抱える経営課題の解決を支援するため、中小企業診断士等による無料相談を実施しており、3月の開設から5月末まで17件の相談を受け付けておられます。

このような長期化する物価高騰などは、地域経済の基盤を支える中小事業者の経営を圧迫する深刻な課題であると捉えておりますので、引き続き、関係機関と緊密に連携を図りながら、市内事業者の事業継続と地域経済の持続的な発展に向けた支援に努めてまいります。

次に、緊急支援策につきましては、国の物価高騰対策の動向を注視するとともに、中小事業者が直面する課題や要望を十分に把握しながら対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

ただいま、商工会議所、商工会の相談窓口を紹介していただきましたが、そこにつながらないという方もいらっしゃると思います。長期化する物価高騰などは、地域経済の基盤を支える中小事業者の経営を圧迫する深刻な課題であると捉えて、関係機関と緊密に連携を図りながら、市内事業者の事業継続と地域経済の持続的な発展に向けた支援に努めるとおっしゃっていただきましたので、より連携を広げていただき、窓口を広げてくださるようお願いいたします。

全国の自治体には、住民の暮らしと生活を守る支援をと、住民や団体からの申入れが行われており、独自の支援策を検討するとの回答があったところもあります。

また、支援策について話を聞いている中で、融資について、納税猶予があると催促されないだけでも不安が減って助かるという切実な声も聞きました。

そこで、納税の相談体制、また、納税猶予が必要だと考えましたが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えします。

納税の猶予につきましては、地方税法に基づき実施しております。これは納税者または特別徴収義務者が災害、盗難、病気、負傷、事業の廃止・休止、事業上の著しい損失等により納付が困難と認められる場合を対象とし、その全部または一部を限度として1年以内の期間に限り、税の徴収を猶予する制度です。そのため、物価の高騰が見受けられる現状のみで、猶予制度を適用することは考えておりません。

しかしながら、猶予制度に該当しない場合であっても、個々の実情を踏まえ、相談を受け付けておりますので、納期内納付が困難な場合は、速やかに税務課に相談していただきたいと思いますと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

芋生議員。

[16番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

これまでいろんなことを取り上げてまいりましたが、物価高騰が見受けられる現状のみでと、ちょっと答弁にありましたが、もう本当に物価高騰は災害級の状況だというのは、皆さんも同じ認識を持っていらっしゃるのではないかと考えます。

市民の皆さん、事業者の皆さん、これからもっと不安は募ってくるのではないかと考えます。まずは世界情勢が落ち着くこと。一刻も早く戦争が終わることが何よりも大事ですが、市民の中にはもう夏まで待てぬという声があります。その声に耳を傾け、国の施策を待つのではなく、相談体制を含め、できることをしっかりと検討していただきたいと思います。

税についても猶予ではなく、猶予だとまだ払わないといけなくなるんですよということもこのお話を聞くときに伺いました。そのとおりです。納付が困難な方は、分割でっていうようなこともあるとのことですので、税務課などに相談していただきたいし、商工観光事業所の方たちがやっぱり相談しやすいところをしっかりとつ

くっていただきたいと思います。ぜひそのことをお願いして、私の今日の質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時53分 休憩

○

午後1時00分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

皆様、こんにちは。

議席番号12番、清風やまが、古川和博です。

通告に従い、2点の一般質問を行います。それぞれに一問一答でよろしくお願いします。

質問に入ります前に、今、国でも国会でも高市総理発言で、A I サナエが盛んに取り上げられています。午前中、A I 文江議員と、文脈が似ているA I 和博が質問いたしますので、よろしくお願いします。

今、人口問題について、熊日報道等で、昨年 of 年間死亡者数178万人に対して、出生数は67万人であり、実に91万人もの自然減と大幅に減少しています。本市においても、昨年申し上げましたが、生産年齢人口が5割を割り込むなど人口減少、超高齢化の波は激しく押し寄せています。

今回の質問は、執行部批判を目的とするものではありません。10年後、20年後の山鹿で暮らす後世の市民から、あのときの市長と議会の判断が山鹿の暮らしを救ったと評価されるよう、将来の危機を先回りして回避するため、前向きな提案、予防策として質問するものです。市長をはじめ執行部の皆様の市民に寄り添った前向きで誠実な御答弁を期待いたしまして、順次質問に入ります。

1点目として、暮らしを守る防災・減災対策について質問します。近年、気候変動による災害が激甚化する中、市民の命と財産を守るハード整備は待ったなし、急務の課題であります。中山間地を有する本市において、県が主体となり、崖地などの安全を確保する急傾斜地崩壊対策事業によって地域の安全が確保されてきた実績は、高く評価するものです。

そこで質問します。本事業の趣旨、実績及び県下の急傾斜地事業の受益者負担の現状について、また、本市における急傾斜地崩壊危険箇所など、地域の現状把握について、市の認識をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業は、熊本県が実施する公共事業であり、急傾斜地の崩壊による災害から地域住民の生命及び財産を守ることを目的としています。具体的には、崩壊の危険性が高い箇所において、のり面保護工や擁壁工などの防災対策が行われています。近年では、菊鹿町下本分地区、鹿北町中津川地区、高井川地区で対策工事が実施されており、現在は山鹿市白坂地区で事業が進められています。

事業費の負担割合につきましては、国庫補助事業の場合は事業費の10%、県単独事業の場合は事業費の3分の1を市町村が負担する仕組みとなっております。さらに、本市では、事業費の一部について受益者負担をお願いしており、負担割合は事業費の1%としております。

受益者負担については、県内では徴収していない自治体が多い一方、徴収している自治体では、市負担額の5%や総事業費の0.5%、10%など、負担割合は様々となっております。

続いて、市内の急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、熊本県が実施する土砂災害警戒区域の指定に基づき公表されている指定状況一覧表により把握しております。現在、市内で指定されている土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの箇所数は1,289か所であり、そのうち土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは1,147か所となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁にありました住民の生命、財産を守ることを目的とした崖崩れ対策事業には、交付金事業、補助事業、県単独、市町村単独と大きく4分割されています。一般的な事業である県主体の単県急傾斜地崩壊対策事業には、採択基準として、保全人家戸数5戸以上、崖高5メートル以上、事業費は無制限となっております。本市では分

担金徴収条例により、受益者負担として総事業費の１％を徴収しているとの答弁でした。

また、県が示す土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンが1,147か所もあることで、梅雨本番となり、豪雨災害被害等から生命・財産を守る防災・減災対策として、適切な維持管理などの働きかけ、指導・助言の必要性を強く感じますし、対象地域にどれくらいの市民が暮らされているのか、被害が発生しないよう願うばかりであります。

そこで、この受益者負担そのものが防災事業着手のハードル、いわゆる足かせになっているのではないかとと思いますが、執行部の認識を伺います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業の直近の事例では、１地区当たりの総事業費は約１億1000万円から１億7000万円規模となっており、事業期間はおおむね５年から６年です。受益者負担につきましては、事業期間内の各年度において、事業費の１％を分担金として御負担いただいております。

直近の事例では、事業期間全体における１地区当たりの分担金総額は、約110万円から170万円となっており、年平均の負担額が最も高かった地区においては、年間約28万円となっており、この分担金は、受益面積等に応じて案分の上、受益者の皆様に御負担いただいております。

急傾斜地崩壊対策事業の対象地域は、主に中山間地域であり、高齢化が進む地域も多いことから、受益者によっては経済的に負担となる場合があるかと思われます。しかしながら、事業着手に当たっては人家５戸以上の要件があることから、１戸当たりの負担率は平均0.2%以下となりますので、負担額に対する防災対策としての事業効果は大きいものであると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁では、直近の事例では分担金総額が約110万円から170万円、年平均で最高で28万円の負担が生じるが、経済的負担は認識するものの、防災対策としての事業効

果から見れば、足かせとまではなっていないとの認識でした。

ここで、急傾斜地崩壊防止、崖地に係る県下45市町村の受益者負担を紹介します。条例化されている自治体は6市町村のみであり、うち市の単位では阿蘇市、宇土市、宇城市、水俣市、そして本市及び和水町だけに分担金条例が設けられています。中でも、総事業費の1%負担となっているのは、本市だけであり、宇土市が総事業費の0.5%負担、他の市では自治体の負担額、つまり総事業費の3分の1に対して0.75%等の徴収となっています。

これらのことから、本市の崖地に対する分担金徴収率は県下最上位となっているのが現状であります。危険箇所を抱える地域の多くは、高齢化率が40%後半であり、2人に1人が高齢者という年金暮らしの世帯が大変多い地域でもあります。今こうした住民の皆様から、経済的負担が重過ぎる、またはお金が払えないからという理由でおもしろになっているという切実な声が私の耳元にも届いております。

そこで、これからを見据え、住民負担の変容に応じた受益者負担の在り方に関し、減免措置なり段階的引下げなど、本市独自の在り方についての見解を伺います。

#### ○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

#### ○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

防災対策は、市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心な暮らしを支えるための基本的な行政の責務であると考えております。一方で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条では、急傾斜地の所有者に対しても適正な管理を行う責務が課されております。

急傾斜地崩壊対策事業は、災害防止という公益的な側面を有する一方で、特定の地域や所有者に直接的な利益をもたらすものであり、受益者に一定の負担をお願いすることは、税を財源とする公共事業全体の公平性を確保する観点から重要であると考えております。こうした考えの下、本市では、地方自治法第224条に基づき、条例を定め、受益者から分担金として徴収しております。

受益者負担につきましては、一律の免除や大幅な減額を行うことは、税負担の均衡性や公共事業の公平性を確保する観点から、課題があると考えております。しかしながら、将来的には対象地域の高齢化の進行や受益者の負担感、さらに、本市のまちづくり方針における居住誘導の方向性など、総合的な観点を踏まえた判断が求められるものと認識しておりますが、当面の見直しは考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

税を財源とする公平性や、法律上の所有者責務を挙げ、将来的には高齢化や負担感を踏まえた総合的な判断が求められると認識するが、当面の見直しは考えていないとの答弁でした。しかし、私は将来ではなく、今、見直す時期に来ているのではないかと考えるものです。

そもそも本市の分担金徴収条例第2条第4号には、急傾斜地の崩壊の防止に関する事業が定められていますが、本事業は、公共の安全性を主目的とする事業であり、第1号から第3号に規定される農林業振興や生産基盤整備に係る事業とは、性格を異にしていると思っております。この一文は、平成17年の合併時に旧山鹿市及び菊鹿町にのみ存在した条例が、今日までそのまま継続されてきたという経緯があると思います。近年、線状降水帯による豪雨災害は頻繁に発生し、被害は拡大するばかりです。状況は合併当時とは激変しております。

私が一番心配な点は、住民の連帯や地域の踏ん張りで維持している集落において、この負担金がおもしとなり、先ほど申し上げましたが、お金が払えないからという理由で命を守る工事を断念したり、先延ばしにしたりする悲劇が生まれることです。今日、急傾斜地に暮らす住民のほとんどの方がそこをついの住みかとして暮らされています。農業基盤整備のような、その後に収益を生み出す事業であれば、受益者負担の考え方は理解できます。しかし、急傾斜地対策事業は利益の創出ではなく、住民の生命・財産の保全そのものが目的であります。これを同じ意味で受益者負担と呼び、一律に負担を求めることが本当に適切なのか、検討の余地があるのではないのでしょうか。県下で5市のみが徴収していることから、負担金徴収が一般的な制度とは言い難いものと考えられます。

後世にあのとき負担金を理由に工事を見送らなければ、この災害は防げたはずだという批判を絶対に起こしてはなりません。県主体の事業であるものの、一步踏み込んだ市民の命を守る予防策として、踏み込んだ検討を強く要望し、次の質問に移ります。

2点目、未来を見据えた公共施設の在り方についてです。お尋ねします。

本市の生産年齢人口、先ほど申し上げました5割を割り込む中、2040年の高齢化のピークを見据えた箱物、公共施設のスリム化は避けて通れない行財政改革の命題です。利用度の低い施設や老朽化施設をどう適正処理していくか、今から確固たる方向性を出さなければ、次世代に莫大なツケを残すことになります。こうした中、

市は本年４月１日付の人事異動において、財務課に公有資産マネジメント係を新たに設置されました。これは市長がこの課題に対して並々ならぬ危機感とスピード感を持って臨むという強い覚悟の表れであると私は大変心強く受け止めております。

そこで、３問質問いたします。１問目、山鹿市公共施設等総合管理計画に基づくこれまでの取組成果、あわせて、令和３年度以降、市有財産の売却や施設の廃止を行った件数について、まず質問いたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市では、平成29年３月に山鹿市公共施設等総合管理計画を策定し、中長期的な支援の下、人口減少や少子高齢化の進展、厳しい財政状況を見据えながら、持続可能な公共施設マネジメントの推進に取り組んでまいりました。

これまでの主な取組といたしましては、公共施設個別施設計画の策定を進めるとともに、施設の集約化や計画的な改修及び維持管理コストの縮減に努めてまいりました。

また、主な実績といたしまして、市有財産の売却については、令和４年度に旧山内小学校及び幼慈園跡地、令和５年度に旧千田小学校、令和６年度に旧岩野保育園及び城北小学校跡地の合計５件を実施しております。さらに、施設の廃止につきましても、社会福祉施設１件、児童福祉施設１件、保育園１件、農業用施設３件、研修施設１件、社会体育施設３件の合計10件を行っております。

このように施設の利用状況や必要性を踏まえながら、適切に取組を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

これまでの市有財産売却５件、施設廃止10件という着実な実績は執行部の御努力ながら、山鹿市第３次総合計画人口ビジョンでは、2040年時点で３万5000人から４万人の幅と推計されています。人口変化が将来に与える行財政への影響の考察においても、インフラや公共施設の維持管理費は増加する一方、利用者は減少見込みであり、さらなる効率的運営と記されています。

では、2問目として、利用度が低い施設や老朽化が進む施設の抽出状況、及び2040年に向けた統廃合、長寿命化の具体的なロードマップについて質問いたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

令和3年3月に策定いたしました公共施設個別施設計画では、所有施設の老朽化の状況や利用実態等を確認し、廃止、現状維持、長寿命化の方向性について整理を行っております。

また、今年度から施設の状態確認につきましては、より専門的かつ統一的な視点による確認が重要であることから、一定規模以上の施設について、劣化度調査を進めているところでございます。

今後は、その調査結果を踏まえ、施設ごとの劣化状況、利用実績、維持管理費などを総合的に分析した施設カルテの作成を予定しております。あわせて、現在の公共施設個別施設計画の見直しに向け、施設の所管課との協議を進めるとともに、今後の公共施設の在り方についても検証を重ねながら、3年以内をめどに改訂版を完成させ、その中で、今後の方向性やロードマップを明確にしたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

今後3年以内を目途に施設カルテを作成し、明確なロードマップを示していくという方針を確認いたしました。ただ、具体的な統廃合や見直しのロードマップが示されとなれば、地域住民にとっては身近な拠点がなくなる不安を伴うため、大きな反対や反発、摩擦が予想されます。他自治体の事例として、熊本県八代市では、市民に長年親しまれてきた八代市厚生会館の解体・廃止方針をめぐり、行政側の財政論理と住民側の思いが真っ向から衝突しました。結果として住民投票の実施まで発展し、計画の再検証を余儀なくされるなど、地域社会に大きな混乱を招いております。

公共施設の統廃合という問題は、決して現場の担当課や財務課、あるいは新設された公有資産マネジメント係だけに背負わされる重圧ではありません。政治のトップである市長が強い後ろ盾となり、全庁一丸となって強力に推進する必要がある。

ります。これからの時代は、ただ財政論理で施設を減らすだけではなく、民間の知恵や活力を導入する視点や、早い段階からの丁寧な情報公開と市民との対話、合意形成というプロセスが不可欠であり、いかに誠実に住民の不安に寄り添うかが問われています。

そこで最後に、これらを踏まえ、本年４月に設置された公有資産マネジメント係の役割や、課されたミッションの達成に向けた市長の思いと決意をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市は合併20年が経過しましたが、各地域に類似した公共施設が数多く存在しており、これらの維持管理には多大な経費を要しております。この状況に鑑み、本年度、財務課内に公有資産マネジメント係を設置いたしました。この新たな体制の下、市の公共施設について統一的な視点から計画的な維持管理の推進及び最適な活用を行ってまいります。

その手法や進め方については、先ほど総務部長が答弁したとおりですが、今後も市民サービス維持のため、市民の皆様との丁寧な対話を通じて、持続可能で活力のある山鹿市の実現に向け全力で取り組んでまいります。

○有働辰喜 議長

古川議員。

[12番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

ありがとうございました。市民の皆様との丁寧な対応を通じて、持続可能で活力のある山鹿市の実現に向けて全力ということで、私たち会派も一生懸命応援していきますのでよろしくお願いします。

痛みの伴う改革を先送りにした自治体が10年後、20年後にどれほど苦しむかは全国の事例が示すとおりであります。そして、その影響は最終的に市民生活に及ぶこととなります。選ばれる山鹿であり続けるため、今こそ勇気ある判断が求められます。市長の強いリーダーシップと執行部一丸となった取組を心から期待を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、工藤彩友美議員の発言を許します。工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

○工藤彩友美 議員

皆様、こんにちは。

議席番号 1 番、工藤彩友美です。

発言通告に従い、3 点の一般質問を行います。睡魔に襲われやすい時間帯ですので張り切って質問をしていきたいと思います。

まず初めに、中学校部活動地域展開についてお尋ねをいたします。

昨今、少子化の進行により、これまでのように学校単位で部活動を維持することが難しくなっております。そのような中、山鹿市では 1 市 1 クラブを目指し、市内中学校による合同部活動や休日の地域展開が進められております。このテーマにつきましては、昨年 12 月定例会におきまして、原芳郎議員も取り上げられておりました。それから半年が経過し、今年の中体連終了後には、地域展開が本格的に始まろうとしています。

そんな中、保護者の皆様からは、送迎の負担や活動場所の確保、指導体制への不安など様々な声も聞かれるようになりました。制度の趣旨は理解しながらも、実際に運用が始まるこの時期だからこそ、現場の課題を丁寧に確認し、よりよい仕組みづくりへつなげていくことが重要であると考えております。

そこで、地域展開及び合同部活動の推進に伴い、生徒、保護者、教職員それぞれにどのような影響が生じているのか、また、課題への対応について伺っていききたいと思います。

1 回目の質問です。地域展開の推進に当たり、現在どのような課題を市として認識されているのか、また、生徒の活動機会を将来にわたり確保していくため、1 市 1 クラブへの移行を段階的にどのようにお考えであるのかお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。黒木教育部首席教育審議員。

[ 黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇 ]

○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本市 5 つの中学校には合わせて 24 種目 55 の部活動があります。少子化により全生徒数が減少している中、部活動に参加する生徒も減って、また部活動の種目によっては部員数に偏りもあり、大会に出場するためのチーム編成が困難な状況が全ての学校に生じております。持続可能な部活動体制の構築が喫緊の課題であります。

なお、持続可能な部活動体制を構築していくための主な課題としましては、指導者の確保、運営費や補償の仕組み、生徒や活動機会の確保、そして教職員の負担軽

減が挙げられます。令和 6 年 5 月、生徒、保護者、教職員を対象にした活動実態等の調査結果を踏まえ、関係団体と協議を進めているところです。

本市は、生徒が希望するスポーツ及び芸術文化活動に適正な環境で参加できることを最重要と位置づけ、令和 7 年度から野球をモデル事業として、休日のみの地域展開を行い、令和 8 年度、今年度は野球を含め 8 種目に拡大していきます。令和 9 年度には、全ての種目の休日活動を地域展開する予定です。段階的な取組を進め、課題解決に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○有働辰喜 議長

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

#### ○工藤彩友美 議員

令和 7 年度から野球をモデル事業として、休日の地域展開を開始し、令和 8 年度には 8 種目へ拡大、さらに 9 年度には全種目で休日活動の地域展開を目指しているとのことでした。

段階的に進めていく方針ではありますが、課題解決に向けては、現場との丁寧な情報共有が欠かせないと考えております。今年 1 月末に開催されました令和 8 年度の地域展開に関する保護者説明会に私も参加をさせていただきました。その際、学校によって説明内容や情報伝達に差があり、保護者も教職員も混乱しているといったような切実な声が上がっておりました。部費の取扱いや指導体制などについても質問が出されており、地域展開を円滑に進めるためには、行政と学校がうまく連携し、情報を正しく同じタイミングで共有をし、保護者へ正確に伝えていくことが極めて重要であると感じました。

そして、その説明会の時点から現在まで継続して聞かれるのが、送迎に関する不安です。現在は平日の週 2 回の合同部活動におきましては、片道のタクシー支援が行われています。負担軽減に向けて支援が講じられていることは、課題解決への前向きな取組であると受け止めております。しかしながら、帰宅時は保護者による迎えが必要となる場合が多く、仕事の時間調整を余儀なくされている家庭も多くあります。

先ほど御答弁の中で、生徒が希望する活動に適正な環境で参加できることを最重要と位置づけるとありました。しかしながら、現実には送迎が困難であることを理由に部活動を断念するケースも耳にしております。また、先日、福島県の磐越自動車道では部活動遠征中に生徒が死傷する重大事故も発生しており、安全確保は避けては通れない課題となります。生徒の活動機会を守るためにも、保護者の善意や負

担だけに依存する仕組みには限界があるかと考えております。

そこで、2回目の質問です。移動手段の確保と保護者の負担軽減について、市としてどのように対応していくのかをお尋ねいたします。あわせて、送迎時の安全管理体制の構築及び事故発生時の責任の所在、保険適用の考え方について、市の整備方針を伺います。

○有働辰喜 議長

黒木教育部首席教育審議員。

[黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇]

○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

地域展開に伴う移動手段及び保護者負担は、事業を継続するための重大な課題と認識しております。

移動手段の対応については、休日については保護者の送迎を前提とし、平日の活動については、送迎が保護者の大きな負担とならない仕組みづくりが必要と考えております。1市1クラブとなることで、生徒が1か所に集まり活動することから、市としても送迎支援の方針を研究してまいります。

また、送迎時の安全管理と事故責任については、安全基準及び安全確保に関するルールの整備が必要です。事故責任及び保険の考え方としましては、地域展開に伴い、学校管理下ではなくなることから、地域クラブ活動中の事故対応のため、スポーツ保険への加入を基本とし、送迎時の事故責任の所在や保険適用の範囲につきましては、学校管理下の活動と山鹿市地域クラブの活動を整理し、保護者への説明を進めてまいります。

保護者の送迎や費用負担及び安全管理体制の構築と、保険補償の内容について精査し、生徒と保護者が安全で安心できる環境づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

御答弁では、市として送迎支援の方針を研究していくとのことでした。送迎の課題については認識されていることは理解いたしましたが、現時点では、具体的な対応策までは示されませんでした。今後、平日については、タクシー支援の拡充やスクールバス等を活用した移動支援など、より実効性のある対策についても積極的に検討をしていただきたいと思います。

また、学校によっては、活動場所までの移動に時間を要するため、その分、活動時間が短くなってしまうなどの声も聞かれます。生徒によって活動条件に大きな差が生じることがないように、十分な配慮も必要ではないでしょうか。

安全管理につきましては、安全基準や保険の補償の内容について整理を進め、保護者への説明を行っていく方向性とのこと。もちろん制度の移行期であり、全てを一度に整備することは難しい面もあるかと思います。しかしながら、合同部活動や地域展開は既に進められており、保護者は日々送迎を行っている状況があります。だからこそ、安全管理のルールや緊急時の対応手順、事故が発生した際の連絡体制や責任の所在などについては、できるだけ早い段階で明確にし、生徒や保護者へも分かりやすく共有していただきたいと思います。

現在、休日の地域展開については、生涯学習スポーツ課、平日の活動については、学校教育課が所管をされております。今後、地域展開がさらに進んでいく中で、安全管理や事故対応など、共通する話題も多くなることが予想されますので、担当課を超えた連携と情報共有の体制づくりにも取り組んでいただきたいと強く感じております。

次に、生徒が安心して部活動を続けていくためには、相談しやすい環境づくりと指導体制の充実が重要であると考えます。地域展開が進む中で、生徒からの相談をどのように受け止める体制を整えていくか、指導者に関しては、技術指導だけでなく、生徒の人間形成や成長を支える教育的な視点について、どのように共有し、育成をしていくのか、また、学校と地域が連携しながら、生徒を支える体制をどのように構築していくのかをお尋ねいたします。

#### ○有働辰喜 議長

黒木教育部首席教育審議員。

[黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇]

#### ○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

地域展開に伴い、指導者や活動環境が変わることで、生徒の精神的な疲れ、また、いろいろな相談ニーズが生じる可能性があります。

相談体制の整備として、地域クラブ活動中に生徒が悩みや不安を抱えた場合、指導者と各学校が連携し、生徒が相談しやすい環境を整備してまいります。指導者は、生徒の心身状況を注視し、必要に応じて学校へ報告する仕組みも充実してまいります。また、指導環境の整備としましては、これまで部活動が培ってきた教育的意義を継承するため、指導者は単なる技術的指導だけでなく、生徒の人間形成や自己肯定感の育成にも配慮した指導を求めてまいります。また、学校と地域クラブの役割

分担を明確にし、両者が連携し、生徒をサポートする体制を構築してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1 番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

部活動は、技術の向上だけではなく、仲間との協力や達成感を通して大きく成長できる貴重な機会であると考えております。その一方で、多感な時期にある子供たちは、人間関係や競技へのプレッシャー、指導の受け止め方などによって精神的な負担を抱えることもあります。時にはその負担が学校生活全体に影響を及ぼし、不登校などにつながるケースも考えられます。だからこそ、競技力の向上だけでなく、生徒一人一人の心身の状態に目を向け、悩みや不安を早期に受け止める体制づくりも必要なのではないのでしょうか。

最後に、地域展開を将来にわたって持続可能な仕組みとしていくために、山鹿市 J r . B U K A T S U を今後、段階的にどのような体制で運営をしていくのか。それと併せて、制度をよりよいものへ改善していくために、実際に活動する生徒や保護者、指導者の声を継続的に把握していくことは大変重要であると考えております。

現在のアンケート調査や聞き取り調査の実施状況と、その結果を今後どのように制度運営に反映していくのかについてお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

黒木教育部首席教育審議員。

[黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇]

○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本市における地域展開は、先ほども述べましたが、生徒が希望するスポーツ及び文化芸術活動に参加できることを最重要課題と位置づけております。

活動機会の確保につきましては、地域展開により、指導者が確保できず活動が制限されることがないように、各種目 1 市 1 クラブとする山鹿市 J r . B U K A T S U の整備を進めており、部員数と指導者の確保を行うことで、生徒が希望する種目の選択肢を広げてまいります。

また、学校と地域クラブの役割分担を明確にし、生徒が継続的かつ専門的に活動できる環境を確保するとともに、モデル事業を通じた検証結果を踏まえ、全ての生徒が充実した活動機会を得られるよう、段階的に支援体制を整備してまいります。

制度設計の反映について、令和 6 年 12 月、山鹿市中学校部活動地域移行基本方針

を策定いたしました。この方針は、学校長、部活動顧問、PTA、スポーツ及び文化団体の各代表者等で構成する中学校部活動地域移行検討会議での幅広い視点からの意見を反映したものでございます。

先ほど述べました令和7年度の野球をモデルとした事業を実施し、運営経費や送迎の有無、練習日程などについて、保護者と生徒にアンケート調査を実施しております。

現在、教育委員会内に部活動地域展開コーディネーターを2名配置し、山鹿市Jr. BUKATSUへの体制づくりを進めているところです。モデル事業の検証結果とアンケート結果を踏まえ、指導者の確保、運営費や補償の仕組み、生徒の活動機会の確保など、関係団体との協議を重ねながら、制度設計に取り組んでおります。

また、本市では、部活動の地域展開に向けた段階的なものとして、合同部活動を行っております。本市独自の取組により、生徒が安全・安心に活動できるよう進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

**○工藤彩友美 議員**

これまでのやり取りを通して、本市が1市1クラブ実現を目指し、合同部活動という独自の取組を進め、多くの課題を把握しながら一つ一つ改善に取り組まれていることは理解をいたしました。また、学校現場はもちろん、教育委員会や部活動地域展開コーディネーターの方々が生徒の活動機会を守るために、日頃から御尽力いただいていることは十分承知をしております。

本市独自の合同部活動を実際に進めてきたからこそ見えてきた課題も少なくありません。それは決して後ろ向きに捉えるべきものではなく、よりよい山鹿モデルをつくるための大切な気づきであると私は考えております。しかしながら、子供たちの中学校生活は3年間しかありません。制度の完成を待ってくれるわけではなく、日々部活動に励み、悩み、成長している生徒たちがいます。だからこそ、現場の声を丁寧に受け止めながら、地域の宝である子供たちが安心して活動に取り組み、健やかに成長できる環境が維持されるよう、課題への対応につきましては、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、学校給食に関する危機管理と安全提供についてお尋ねをいたします。

先月、鹿本給食センターが使用する水の水質検査において水質不適合との速報を

受け、給食内容の変更や一部提供停止の対応が取られました。これを受け、保護者の皆様からは、情報が届いた時期や給食内容の変更、家庭での対応などについて様々な不安な声も聞かれました。こうした事案は今後も起こり得るものであり、だからこそ、初動対応や情報共有の在り方を検証しておくことが重要だと考えております。

そこで、まずお尋ねします。今回の水質不適合となった経緯と、連絡を受けてから給食の停止及び代替給食の提供を決定するまでどのような判断が行われたのか、そして対応が行われたのか、また、学校や保護者への周知をいつ、どのような手順で実施をしたのか、時系列も含めてお示してください。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

鹿本給食センターで使用する水は、鹿本中学校から引いており、同学校では毎月1回10項目の水質検査を実施しております。

今回、5月18日16時過ぎに臭気が水質不適合との検査結果を受けたため、鹿本中学校長に状況の説明と、飲用しないように指示をいたしました。あわせて、翌日の給食を非常食等に変更し、鹿本中学校と鹿本小学校及びかもと稲田支援学校に連絡しました。さらに、19日以降の飲用水として、鹿本中学校にポリタンクで運搬しております。

なお、同一水源を利用し、約800食の給食を提供する鹿本給食センターにおきましても、水の安全が確認されるまでは、調理不可能と判断しました。

保護者への説明につきましては、5月19日午後に学校安心メール等で鹿本中学校の水質検査の結果、臭気が不適合だったこと、19日と20日は献立を変更することを通知しました。

なお、19日に緊急再検査のため、原因となった調理室に加え、鹿本給食センター内と学校敷地内の蛇口から採水しております。同日16時過ぎに臭気に異常なしの結果から、21日からの給食再開を決定し、関係学校に連絡いたしました。

また、20日午前に保護者へ再検査の結果、異常がなかったこと、21日から給食を再開することを通知したところです。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

○工藤彩友美 議員

まず、今回の事案におきまして、水質不適合との速報を18日の16時過ぎに受けてから、学校への連絡、そして次の日の給食内容の変更、ポリタンクの手配等、飲料水の確保まで、極めて短時間の中で迅速に対応いただいたことに敬意を表します。

一方で、突然の給食変更により、児童・生徒や保護者の皆様に戸惑いがあったことも事実です。実際に給食の量が全然足りなかったといった声や、本当に安全なのだろうかと不安を感じた保護者の声も届いております。

特に近年は、水質に関する報道などもあり、市民の方々の水の安全に関する関心は、これまで以上に高まっております。だからこそ、異常なしとの結果が出た際にどのような根拠をもって安全と判断したのかを丁寧に説明していくことが重要ではないかと考えます。

そこで、2回目の質問です。再検査において異常なしと判断した根拠はどのようなものであったのか、また、給食を再開するに当たり、どのような安全確認を行ったのか、水質調査を一定期間を増やすなどのことは検討されているのかを併せて伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[ 田上博之 教育部長 登壇 ]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

まず、原因を特定するため、鹿本中学校長から聞き取りを行ったところ、これまで水の臭いについての苦情や体調不良が発生していないことを確認しました。

次に、採水箇所である調理室の状況は、4月以降の利用がほとんどありませんでした。このことから、調理室の水が滞留していた可能性を疑い、採水場所を鹿本給食センターと学校敷地内の蛇口、調理室の合計3か所とし、臭気を含めた水質検査を実施いたしました。再検査の結果、3か所全てで水質基準に適合し、安全が確認されたことから、飲用及び給食調理が可能と判断いたしました。

なお、水質検査につきましては、1回目の答弁のとおり、毎月1回10項目の検査を実施しています。異常時等の臨時検査を除き、法が定める検査項目・頻度で実施し、適切に管理しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

○工藤彩友美 議員

再検査の結果、安全性が確認されていること、また、これまで健康被害等の報告がなかったことを聞き、まずは安心いたしました。

今回の事案につきましては、あくまでも使用頻度の低い調理室の水が滞留していた部分を採取したため、そのことが要因であろうとのことでした。しかしながら、結果として、水質不適合との速報が出され、給食内容の変更や保護者への連絡が必要となる事案が実際に発生したことも事実です。だからこそ、今回は大丈夫だった。たまたまだったで終わらせるのではなく、なぜこのような事象が起きたのかをしっかりと検証し、水道使用前の確認方法や施設管理の手順などについても、改めて振り返りを行うことが大切ではないかと考えます。

それでは、3回目の質問です。学校給食の安全確保と安定した提供に向けて、どのような危機管理マニュアルを整備されているのかについてお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

学校給食の安全確保としましては、学校保健安全法第6条により、文部科学大臣の定める学校給食衛生管理基準により、給食の衛生管理に努めております。

今回、一部の保護者から鹿本中学校の水そのものに対しての不安の声があったことから、御意見を真摯に受け止め、保護者への丁寧な説明に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

○工藤彩友美 議員

今回このような水質異常の事案が発生したものの、一方で、児童・生徒の安全を最優先に考え、行政と学校が連携し、迅速に対応する体制が整えられていることを知る機会にもなりました。また、学校現場においても、限られた時間の中で保護者への連絡や児童・生徒への対応に尽力されたことと思います。だからこそ、本市としても対応して終わりというわけではなく、その後の経過や安全確認の内容について丁寧に情報発信を行い、保護者や地域の皆様の不安解消につなげていくことも大切ではないでしょうか。

学校給食は、子供たちの健康を支えるだけでなく、保護者の皆様にとっても、日々の生活を支える大切な存在です。万が一の事態が発生した際にも、山鹿市ならしっかり対応してくれるという安心につながるよう、今後も安全確保と分かりやすい情報提供、そしてアフターフォローの充実に努めていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

3点目は、一般廃棄物処理についてお尋ねをします。ごみの処理は、市民生活や地域の環境を支える重要な行政課題の一つであり、私たちの暮らしと密接に関わっています。近年では、資源価格やエネルギー価格の変動、さらには、世界情勢の影響などにより、ごみ処理を取り巻く環境も変化しております。先ほど芋生議員もおっしゃられましたが、本市におきましても、これまで使用されていた黄色のごみ袋から透明のごみ袋への移行が進められており、市民の関心も高いテーマであると感じております。また、人口減少や高齢化が進む中、持続可能なごみ処理体制の構築はますます重要になっております。

そこで、まず山鹿市が定める第3次一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、本市における一般廃棄物処理の現状について伺います。

現在の処理方法はどのようになっているのか、また、近年のごみ処理料及び処理経費はどのように推移しているのかをお尋ねいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

本市で発生する一般廃棄物につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、家庭ごみは市の委託事業者による収集運搬、ごみ排出者による自己搬入、許可業者による収集運搬により、また、事業ごみは、自己搬入または許可業者による収集運搬により、ごみの種類に応じ処理施設へ搬入されます。搬入後、燃やすごみは市環境センターで焼却、資源ごみは民間事業者でリサイクル、燃えないごみは山鹿植木広域行政事務組合最終処分場で埋立てにより処理しております。

一般廃棄物の処理量と処理経費の推移につきましては、令和7年度における処理量は約1万4000トン、処理経費が約8億9800万円となっております。5年前と比べて、処理量は約9%減少している一方、処理経費におきまして、約39%増加しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[ 1 番 工藤彩友美 議員 登壇 ]

○工藤彩友美 議員

ただいまの御答弁で、山鹿市ではごみの種類に応じて適切に処理されていることが分かりました。また、処理量と経費の推移については、人口減少などを背景に、ごみの総量そのものは減ってきているにもかかわらず、処理にかかる経費は、5年前と比べ39%増加するなど、大きく増加しているという現状であります。このことは、今後のごみ問題において、単に処理を続けるだけではなく、いかに負担を抑えながら適正処理を徹底していくかという視点がますます重要になっていることを示していると感じます。

その中で見過ごすことができないのが、不法投棄や分別ルールに反した違反ごみの問題です。こうした行為は、生活環境を損なうだけではなく、現場での対応負担や処理コストの増加にもつながり、適正なごみ処理体制を維持していく上で大きな課題の一つであると考えます。それぞれの地域の区長さんも頭を抱えられていらっしゃる問題の一つです。

そこで、2回目の質問に移ります。不法投棄及び違反ごみの現状と対策、市民への周知、熊本県との連携についてお尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[ 鬼塚敦夫 市民部長 登壇 ]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

令和7年度に不法投棄や違反ごみなどの通報により、環境課から現場へ出動して対応した件数は27件となっております。

不法投棄は、家電リサイクル法によりリサイクルが義務づけられている冷蔵庫や洗濯機などが、車の通りが少ない山間部の道路脇などに捨てられていることが多く、最近では空き缶等の生活ごみが市中心部の空き地に捨てられているケースも増加しております。

また、違反ごみは、正しく分別されていないごみや家庭ごみではないごみが収集所へ出されるもので、特に粗大ごみの収集日に多く発生しており、パソコンリサイクル法によりリサイクルが義務づけられているパソコンや、処理困難物として排出を禁止しているタイヤや消火器など、収集所に出されることが多くなっております。

不法投棄への対策といたしましては、不法投棄防止看板の設置や、鹿本地域振興局や山鹿保健所、山鹿警察署などで構成する鹿本地域廃棄物不法投棄対策連絡会議

において情報の共有を図るとともに、指導、取締りの実施など、不法投棄の防止に向けた活動を行っております。

違反ごみへの対策としましては、ごみ分別辞典、これらを活用した分別方法の周知や出前講座、やまが環境便を活用した啓発を行っております。

また、昨年度は県の事業を活用して、ごみ収集所へ監視カメラの試験的な設置を行い、違反ごみの搬出者の特定、指導を行っております。

なお、毎年6月の環境月間に合わせて、廃棄物の適正処理の理解と環境保全に対する市民意識の向上を目的に、ボランティア清掃活動のビニール袋を配布し、地区ごとに実施される環境美化活動を推進、支援しております。

以上、御答弁申し上げます。

**○有働辰喜 議長**

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

**○工藤彩友美 議員**

毎年6月の環境月間に合わせて、環境美化活動用のビニール袋などを配布し、地域での清掃活動を支援されていることは、市民の環境意識の向上にもつながる大変意義のある取組であると感じております。

不法投棄や違反ごみへの対応につきましては、看板の設置や関係機関との連携、県事業を活用した監視カメラの試験的な設置など、様々な対策に取り組まれていることを理解いたしました。実際に私の住む地域でも、神社の裏に粗大ごみが不法投棄されていたことがあり、地域住民の皆さんが不快な思いをした事例もあります。

不法投棄は、景観を損なうだけではなく、地域の環境や安全、秩序にも影響を及ぼします。だからこそ、未然防止と早期発見の取組がますます重要になってくるものと考えております。

次に、高齢化が進む中で、ごみ出しそのものに困難を抱える方への支援も必要になっていると感じてきております。特に、高齢者のみの世帯や障害のある方の中には、ごみ集積所まで運ぶことが身体的な負担となり、日常生活における大きな課題となっているケースもあります。

本市では、そのような方々を対象とした高齢世帯等家庭ごみ戸別収集支援サービスを実施しております。恥ずかしながら、私自身も今回、このテーマについて質問準備を進める中で、改めて制度を知ることとなりました。必要とされている方にとっては大変有意義な取組であると考えますが、まだ十分に知られていない面もあるのではないかと感じております。

そこで、次の質問です。高齢者世帯等家庭ごみ戸別収集支援サービスについて、

その概要と現在の利用世帯数をお尋ねします。また、必要とする方が制度を利用できるように、市民への周知をどのように行っているのか、併せて伺います。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

本サービスは、高齢者、障害者の方などが属する世帯からの家庭ごみの排出を支援するため、申請に基づき、世帯から排出される家庭ごみを個別に定期で収集するものです。

具体的な対象世帯としましては、65歳以上の方のみで構成される世帯で、要介護認定を受けている方が属する世帯または身体障害者手帳等の交付を受けている方のみで構成される世帯を対象としています。

本サービスの本年5月末現在で利用世帯数は31世帯となっており、市民への周知方法としましては、福祉事業所の担当者からの家庭ごみの排出が困難な世帯の紹介、相談を受けて、サービスの概要、申請方法を案内している状況です。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

高齢者や障害がある方が安心して在宅生活を続けていくためには、ごみ出しの支援は大変重要であり、本サービスは日常生活を支える有意義な取組であると感じました。

利用者の状況に応じて戸別収集を行うことで、御本人や御家族の負担軽減につながっているものと思います。ただ同時に、現在の利用世帯数は31世帯とのことでした。もちろん対象要件がありますので、単純な比較などはできませんが、本当に必要とされる方に制度が十分届いているのかという視点も大切ではないかと考えます。特に高齢化が進む中では、ごみ出しに不安を抱えながらも、相談先や制度そのものを知らない方もおられるのではないのでしょうか。だからこそ、福祉部門や地域包括支援センター、民生委員の皆様などともさらに連携をしながら、必要な方へ制度を届けていく取組が重要であるとも感じました。

それでは最後の質問です。これまで一般廃棄物処理の現状や課題について質問をしてきました。ごみ処理は、市民生活や地域環境を支える重要な社会基盤であり、

人口減少や高齢化の進展、処理経費の増加など、将来を見据えた対応も求められていると感じております。また、第3次一般廃棄物処理基本計画では、一部ごみ処理の有料化の可能性も含め、様々な検討事項が示されております。

そこで、最後にお尋ねします。第3次一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、持続可能なごみ処理体制の構築に向けて、本市は今後どのような方向で取り組んでいくのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理の今後の方向性としましては、ごみの減量化、リサイクルをさらに推進することにより、処理量及び処理経費を減らしていく必要がございます。その上で、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、市町村の努力義務とされているプラスチック使用製品の分別収集について、資源ごみの収集方式の見直しと併せて、検討する必要がございます。

また、課題の多い粗大ごみの収集について、収集方式の見直しなど、市民の利便性向上と適正なごみ分別の推進を図る必要がございます。

なお、これらの検討に当たっては、増加傾向にある処理経費の削減とともに、市民負担の公平性を考慮して進めていく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

工藤議員。

[1番 工藤彩友美 議員 登壇]

○工藤彩友美 議員

ごみの処理は、毎日の暮らしに直結する問題であり、市民の理解と協力なくして成り立ちません。社会情勢や市民ニーズの変化に伴い、ごみ処理行政を取り巻く環境も変化しています。だからこそ、市民の皆様に丁寧に情報を届けながら、現場の声をしっかりと受け止め、より利用しやすく持続可能な仕組みづくりを進めていただきたいと思います。

今後も市民目線に立った制度設計と着実な取組をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、工藤議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩をいたします。再開は、14時25分といたします。

午後 2 時16分 休憩

○

午後 2 時25分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高松佳美議員の発言を許します。高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

皆様、こんにちは。

議席番号 3 番、公明党の高松佳美です。

本日は、傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。また、ライブ配信を御覧の皆様にも感謝申し上げます。

さて、第 3 次山鹿市総合計画では、本市の目指す未来ビジョンとして、ずっと住みたい健幸都市やまがが掲げられております。私は、この健幸都市の実現のためには、市民一人一人の命と健康を守り、安心して暮らせる地域社会を築く取組が何よりも重要であると考えます。また、ずっと住みたいと思えるまちであるためには、誰もが健やかに暮らし、困ったときに必要な支援が受けられることが大切です。今、世界各地で続く紛争や不安定な国際情勢、さらには、円安やエネルギー価格、原材料価格の高騰などの影響により、物価高が長期化しております。食品や日用品、光熱費の上昇は市民生活に大きな影響を与え、事業者の皆様にとって、経費の増加が経営を圧迫しております。

こうした中、本市においても、市民生活を支える施策が実施されております。今後も様々な対応が求められる中、市民に寄り添った市政運営を期待し、本日の一般質問を行わせていただきます。

発言通告に従いまして、市民の皆様からいただいた声を中心に、一問一答にて質問させていただきます。

1 点目は、R S ウイルスワクチンの本市の取組について、2 点目は、本市における犯罪被害者支援等について、3 点目は、屋外労働者の命を守る熱中症対策についての 3 点です。

まず 1 点目、高齢化が進む日本社会において、より長く健康的な生活を送る上で、予防医療の重要度は増しています。また、社会保障の増大により、国民の負担額も高まっています。その解決策の一つとして、健康寿命を延ばしていく観点である予防医療につながる対策についてお伺いをいたします。

厚生労働省の2024年の最新人口動態データによりますと、肺炎による死亡総数に占める割合は、死因の第5位となっています。また、直接的な死因につながってなくても、肺炎による長期にわたる入院、それに伴っての認知症の進行、体力低下に伴うフレイルの悪化等々、高齢者や基礎疾患を持つ方々にとって大きな影響を与えています。こうした中、高齢者の重症化予防や医療・介護負担の軽減を図るためにも、肺炎予防対策の充実は重要であると考えます。

そこで、近年、RSウイルス感染症は、乳幼児だけでなく、高齢者においても重症化しやすい感染症として肺炎のリスクの一因と知られています。RSウイルス感染症について、本市としてどのように認識されていますか。また、本年4月から開始されました妊婦に対するRSウイルスワクチン接種について、現在、その周知の方法や時期、医療機関との連携の状況を教えてください。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

〔原幸徳 福祉部長 登壇〕

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

RSウイルス感染症は、急性の呼吸器感染症で、主な症状は風邪症状ですが、約3割はせき症状などの悪化により、重症化する場合があります。特に乳幼児が感染した場合には、重症化するおそれがあることから、注意が必要な感染症であるとされております。

次に、妊婦に対するRSウイルスワクチンは、母体で抗体を作り、乳児の重症化を防ぐ母子免疫ワクチンです。本ワクチンにつきましては、令和8年4月から定期予防接種となり、公費により無料で接種できるようになりました。対象期間は、妊娠28週ゼロ日から妊娠36週6日までとなっています。

期間が指定されていることから、令和7年度に母子健康手帳の交付を受けた方には、今年3月に通知及び予診票等を郵送しております。令和8年4月以降は、母子健康手帳交付や転入手続の際に、予防接種の必要性や受け方について丁寧に説明をした上で、予診票等を配布しております。さらに、市のホームページ掲載や保健師の妊婦訪問の際にも、情報提供を行うなど、妊婦がワクチン接種の機会を失わないように確実な制度の周知に努めているところです。

また、妊婦の利便性にも配慮して、市内医療機関に加え、妊婦健診で受診している市外医療機関でのワクチン接種も可能としております。

本市といたしましては、乳児の重症化予防につながるワクチンであることから、今後も医療機関と連携を図りながら、対象者への周知及び接種勧奨に努めてまいり

ます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

R S ウイルス感染症は、生後 1 歳までに 50% 以上、2 歳までにほぼ 100% の乳幼児が、少なくとも 1 度は感染するとされております。現在、国においても、母子免疫ワクチン接種の無償化導入実施、抗体製剤におきましても、導入・制度化が検討されています。

一方、高齢者やぜんそく、慢性閉塞性肺疾患、心疾患、慢性腎臓病、糖尿病などの慢性の基礎疾患がある方や免疫機能が低下している方は、R S ウイルスに感染した場合、肺炎などを起こし、重症化する可能性があるそうです。喘鳴や呼吸困難などの症状が現れ、軽い風邪に似たものから重い肺炎まで様々です。

地域の高齢者の皆様からは肺炎が心配だ。風邪だと思っていたら、肺炎と診断され、入院することになった。肺炎にかかった後、体力が落ちて、なかなか元気にならないといったお話を伺うことがあります。また、予防できるものなら予防したいとの声も聞かれます。

現在、R S ウイルス感染症に対する治療薬は、乳児に対して発症を抑える薬がありますが、成人については、特定の治療法はありません。入院した場合、退院後 6 か月を経過しても、以前の自立した生活に戻ることが困難になるケースもあると言われております。このように、R S ウイルス感染症は、乳幼児だけでなく高齢者においても、肺炎や重症化のリスクとなります。しかしながら、現在の高齢者向け R S ウイルスワクチン接種は、健康保険の適用対象ではなく、全額自己負担となっております。接種費用は、おおむね 2 万 5000 円から 3 万 5000 円ほどと高額であり、接種しなくても費用負担が大きく、ためらわれる方も少なくないのではないのでしょうか。

ここでお伺いいたします。今後、本市として高齢者の肺炎予防にどのように取り組んでいくのか、高齢者向け R S ウイルスワクチン接種費用の助成について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[ 原幸徳 福祉部長 登壇 ]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

高齢者の肺炎は重症化リスクが高く、生命にも関わる重要な健康課題であると認識しております。予防には、手洗い、うがい等の感染予防対策やワクチン接種が有効とされております。本市では、健康教室や出前講座などの機会を通じて、予防啓発に努めているところです。

次に、高齢者向けRSウイルスワクチンの助成につきましては、本ワクチンは予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種とされていることから、助成は行わないものと整理をしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

妊産婦の方の接種が無償化されたことは非常に喜ばしいことです。しかしながら、高齢者の肺炎予防や重症化予防は、健康寿命の延伸につながるだけでなく、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくためにも大変重要であり、家族や周りにいる方への医療・介護負担の軽減という観点からも大切な取組であると考えます。

本日は助成には至らないとの御答弁でしたが、まずは、市民への情報提供や、周知啓発に取り組んでいただきたいと思います。また、肺炎予防にはワクチン接種だけでなく、口腔ケアや定期的な健診も重要であることから、健康教室や出前講座などを通じた啓発の充実もお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に参ります。昨今は様々な犯罪が発生しており、誰もが突然犯罪被害者やその家族となる可能性があります。被害者やその家族に関する情報が瞬く間に拡散されるような時代となりました。

犯罪は被害者の罪のないその家族の生命、財産、身体に重大な被害をもたらし、周囲の無理解による二次被害など、一瞬にして昨日までの日常生活の安穏を奪っていきます。被害者本人はもとより、その家族も精神的苦痛、経済的な打撃、様々な手続や困り事などに戸惑い、大きな負担を強いられます。そして、本来守られるべき被害者やその家族が支援を必要とする立場に置かれることとなるのです。例えば、事件現場となった住居に住み続けることが困難となったケース、加害者への恐怖心から転居を余儀なくされるケース、被害後の生活の維持・再建は大きな課題であります。犯罪被害者は決して他人事ではなく、誰もが被害者やその家族になる可能性があるのです。

そのような中、国は犯罪被害者等基本法を制定し、地方自治体にも地域の実情に

合わせた支援施策の実施を求めています。公明党は、これまでも犯罪被害者やその家族に寄り添う支援の充実を一貫して訴えてまいりました。

そこで、本市における犯罪被害者等支援についてお尋ねいたします。

犯罪被害者やその家族が相談を必要としたとき、本市における相談窓口はどこになるのでしょうか。また、犯罪被害者支援の窓口として明確に位置づけられた担当部署があるのかお伺いいたします。あわせて、警察や県、民間の支援団体、医療機関、弁護士会などの連携体制はどうなっているのか、さらに相談窓口や支援制度について、市民への周知はどのようになっているのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市では、人権啓発課を犯罪被害者等支援の総合窓口として位置づけております。

犯罪被害に遭われた方々が直面する精神的、身体的、経済的な負担の軽減に向け、本市では、熊本県と連携を図っており、県が委託・配置している犯罪被害者等支援コーディネーターとともに、被害者の方々の個別の状況に応じた医療・福祉等の専門機関との調整を円滑に進めるなど、支援体制の構築を図っております。

次に、専用窓口の周知についてでございますが、毎月開催しておりますふれあい人権講座での周知をはじめ、本市の広報媒体等を幅広く活用しながら、引き続き、周知に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

人権啓発課が総合窓口として対応されることが明確になり、被害者や御家族にとって相談先が分かりやすくなったものと受け止めております。

被害直後は、相談先が分からず、一人で悩みを抱え込んでしまうケースもあります。犯罪被害者等支援は、専門的な対応を必要とすることから、県の犯罪被害者等支援コーディネーターの存在は、市民の皆様にとって大きな安心になります。今後は、ふれあい人権講座や広報媒体だけの周知ではなく、必要な方に制度や相談窓口の情報が確実に届くよう、行政として寄り添った対応に取り組んでいただきたいと思います。

次に、具体的な支援内容についてです。犯罪被害者に対し、本市では、現時点でどのような支援制度や相談支援を受けることができるのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市における犯罪被害者等に特化したものではございませんが、支援内容といたしまして、犯罪被害により障害を負われた方から相談があった際には、医療費の助成や住宅の改修支援、タクシー利用による外出支援、さらには障害年金の申請手続など、各担当部署が連携し、適切に対応できる体制を整えております。

また、DVやストーカー行為等の被害者の方に対しましても、住所情報の保護をはじめ、専門の相談支援員による相談や、生活困窮等の生活自立相談等がございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

犯罪被害者やその家族は、事件による直接的な被害だけではなく、その後も精神的、経済的な不安と負担を余儀なくされ、誹謗中傷や周囲の無理解など、様々な困難に見舞われることもあります。ただいまの答弁にありましたように、障害を負われた方、また、タクシー利用の外出支援など、山鹿市としても取り組んでいただいている事項がございます。犯罪被害者等基本法においても、被害者等の名誉や生活の変容への配慮が求められております。

こうした中、全国では、犯罪被害者等の社会生活全般を支えるための条例制定や見舞金制度など、被害者を守る支援が制定されています。県内の自治体では熊本市、荒尾市、菊池市、八代市などが既に制定をされています。被害に遭われた方が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、支援体制を整備することが必要です。そして犯罪被害は自己責任はなく、社会全体で支える課題ではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。本市は、犯罪被害者等支援条例の必要性について、どのようにお考えでしょうか、また、県内のほかの自治体の制定状況や支援内容をどのように把握しているのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

犯罪被害者等支援は、警察や地方公共団体のみならず、関係機関・団体を含む地域社会全体で担うべきものであることから、地域の状況に応じた条例制定による法的根拠を持つことが望ましいと考えております。

次に、県内市町村における条例制定の状況についてでございますが、令和8年4月1日時点で、県内市町村の約29%に当たる13市町村が条例を制定しております。

また、条例の内容につきましては、相談窓口の設置と情報の提供や経済的負担の軽減、日常生活の支援や住居の安定、二次被害防止及び犯罪被害者等が地域社会から孤立しないための市民への理解促進などが多く見受けられるようでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

犯罪被害は誰にでも起こるものです。全国的には、条例制定や見舞金制度の整備が進み、犯罪被害者支援は自治体の重要な施策の一つとなりつつあります。経済的支援としての見舞金や住まい支援としての市営住宅優先入居、日常生活や精神的サポートなど、様々な支援を明確にすることで、市民の皆様の安心・安全な暮らしが保たれていくのではないのでしょうか。

そこで、早田市長にお尋ねいたします。犯罪被害者やその家族に寄り添う支援体制の充実に向け、市として、犯罪被害者等支援条例の制定を検討するお考えはないのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

犯罪被害に遭われた方々は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心ない言動による二次的な被害に苦しめられることも少なくありません。こうした被害の実態を重く受け止め、被害者に寄り添った支援を行うことは、地方公共団体の重要な責務と認識をしております。

また、昨年度から熊本県警察本部及び山鹿警察署により、条例についての情報提

供もなされていることから、被害を受けられた方々が再び平穏な生活を営むことができるよう、来年度の条例制定に向けて取り組んでまいります。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

ありがとうございます。一時的な対応ではなく、継続的かつ総合的な支援が求められる課題です。誰一人取り残さないとの観点から、条例制定と支援体制の整備が今後着実に進むことを期待し、次の質問に移ります。

近年の猛暑はもはや災害級と言われるレベルとなり、建設業や土木、運送業、農林業など、屋外に働く方々にとって深刻な問題となっております。地域を回る中でも、毎年のように記録的な猛暑が続き不安だ、身近な方が熱中症で救急搬送された、屋外での作業が年々厳しくなっているといった声を耳にします。

そこで、お伺いします。市内の事業所、とりわけ屋外で作業に従事する労働者の多い事業所に対し、改正労働安全衛生規則の内容や熱中症対策のポイントについて、どのように周知啓発を行っているのか、現状をお伺いします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

近年、夏場の気温は異常な高温を記録し、この猛暑のため、屋外・屋内を問わず、熱中症の発症リスクは市民の生命と健康を脅かす深刻な問題となっております。これまで市民へ、熱中症の正しい知識と理解を深めていただくため、広報紙や市のホームページ、やまがメイトにより広く注意喚起を図ってきたところです。

このような中、令和7年6月1日、職場における熱中症の重篤化を防止するための労働安全衛生規則が改正され、企業における熱中症対策が義務化されたところでございます。

主な改正事項は、WBGT、暑さ指数28度以上または気温31度以上の環境で連続1時間以上または1日4時間を超える作業を行う場合、事業者が熱中症防止のために講ずるものとして、1つ目に健康被害防止への体制整備、2つ目に熱中症重篤化防止の手順書作成、3つ目に関係作業員への周知が義務づけられました。

本市といたしましても、この規則改正に対応し、市内企業・事業所において、労働者の安全と健康の確保に向けた取組を進めていただくことが重要であると考え、

市のホームページにリンクを貼り、国の企業向けサイトへつながって、規則改正の詳細な内容及び対応に係る情報が得られるよう、その提供に努めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

市のホームページにリンクを貼っていただいているということで、市民の皆様の周知をしていただいていることを安心いたしました。昨年の制度改正から1年経過し、猛暑が常態化する中、熱中症による健康被害を防ぐため、大切な命を守るために、今後も市民や事業者への周知に取り組んでいただくことを期待いたします。引き続き、よろしくお願いいたします。

次に、中小事業者への暑熱対策に係る支援・相談・関係団体との連携及び情報提供について伺います。

改正労働安全衛生規則に基づく職場の熱中症対策は、本来事業者の責務であることを十分承知をいたしております。しかしながら、近年の猛暑の常態化や物価高騰、世界情勢の大きな変化、資材価格の高騰、人手不足等、多様な影響もあり、中でも中小企業の皆さんからは、対策の必要性は分かっているが、厳しい経営状況の中で、事業継続しながら行うには、設備投資の負担が非常に重いといった声も聞かれます。屋内外労働者の命と健康を守るとは、結果的に地域経済を守ることにもつながります。こうした中、佐賀市では、国の地方創生臨時交付金を活用し、熱中症対策のために導入する機器等の経費を一部補助する支援制度が始まっています。

ここで伺います。本市においても、まずは国や県の制度、相談窓口、具体的な対策例などを分かりやすく整理し、関係団体と連携した啓発や、情報提供を一層強化促進するとともに、先行自治体の事例も参考にしながら、中小事業者への暑熱対策に係る支援の充実について、御検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[ 新堀竜一郎 商工観光部長 登壇 ]

○新堀竜一郎 商工観光部長

お答えいたします。

中小事業者に対する暑熱対策につきましては、山鹿商工会議所と山鹿市商工会が

窓口となり、国や県の支援制度を活用していただくための相談体制を整え、あわせて、各団体のホームページ等で周知に努めておられます。

今後も、国や県において熱中症対策に資する新たな補助制度等が創設された際には、商工団体と連携を図りながら情報を発信し、中小事業者が安心して事業活動を継続できるよう支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[ 3 番 高松佳美 議員 登壇 ]

○高松佳美 議員

事業の安定のため、少しでも企業の負担を軽くし、今後、支援の手が差し伸べられることを願っております。

次に、クーリングシェルの活用と周知について伺います。改正気候変動適応法により、市区町村は、猛暑時に誰もが一時的に避難し、涼を取ることができるクーリングシェルを指定しています。本市でも市民センターや総合体育館などの公共施設に加え、ショッピングセンターや自動車販売店などの民間施設もクーリングシェルとして指定し、危険な暑さから一時的に避難できる場所として開放してくださっております。この取組自体は、市民の命と健康を守る上で大変重要な取組です。また、屋外で働く方々も、移動の合間に立ち寄りやすいクーリングシェルの確保が重要です。

そして、熱中症予防には、涼しい場所で休むことと同時に、小まめな水分・塩分補給が不可欠です。国の啓発資料でも、暑さ指数の高い時間帯には、喉が渇く前から定期的に水分を補給することが強く呼びかけられています。

そこで、お伺いいたします。本市では、子供たちの健康と学習環境を守るため、前年度末までに市内小中学校に給水器を設置していただきました。これは熱中症対策の観点からも非常に意義のある取組です。その上で、今後は屋外で働く方や、高齢者をはじめ、市民全体が安心して水分補給ができる環境を広げていくことも重要ではないでしょうか。特に、クーリングシェルの機能充実の観点から、指定されている市総合体育館や市民交流センターなどの公共施設に給水器を整備し、マイボトルへの給水も可能とすることで、熱中症予防のさらなる推進につながるものと考えます。

学校での先進的な取組を市民全体に広げる意味からも、クーリングシェルにおける給水の整備について、本市の見解を伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

クーリングシェルターとして指定している山鹿市総合体育館と山鹿市民交流センターの給水環境につきましては、両施設には飲物の自動販売機が設置されており、利用者の皆様が水分補給できる環境が整備されております。

また、本市では、クーリングシェルターとしての基本的な機能である空調設備の適切な維持管理を最優先に取り組んでおり、利用者の皆様が安心して利用できるよう、空調設備の維持管理に注力することで、熱中症対策として効果的と考えております。

なお、山鹿市総合体育館につきましては、運動に伴う熱中症のリスク等を考慮し、現在、製氷機設置を準備しております。

市民の皆様が安心して御利用できるよう、引き続き、施設の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

高松議員。

[3番 高松佳美 議員 登壇]

○高松佳美 議員

市総合体育館への製氷機設置につきましては、その取組に感謝申し上げます。一方で、熱中症対策としての冷水器設置についてお尋ねいたしましたのは、大人だけではなく、子供たちもクーリングシェルターを利用することを想定したためです。自動販売機が設置されていることは承知いたしておりますが、利用者の中には、金銭を持ち合わせていない方や子供だけで利用する場合も考えられます。そのような方々も安心して水分補給ができる環境づくりが重要ではないでしょうか。

今後も猛暑が予想される中、クーリングシェルターは、市民の命と健康を守る重要な施設であります。誰もが安心して利用できるよう、冷水器の設置を含めた給水環境の充実について、今後、御検討いただくことを希望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、高松議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、約10分間の休憩をいたします。再開は、15時15分といたします。

午後3時03分 休憩

午後 3 時 12 分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、豊田新二郎議員の発言を許します。豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号10番、豊田新二郎です。

発言通告に従い、3点質問させていただきます。今回の質問は、市民の皆様との対話や現地確認を通じていただいた意見や御要望、また、スポーツ施設の利用者や団体の御意見を基に取り上げるものであります。市民の皆様が安心して暮らし、地域住民が安全に通行できる環境づくり、スポーツを活用した地域活性化、そして子供たちの安全な通学環境の確保は、市内外から選ばれる山鹿を目指す上で重要な課題であると考えております。

そのような観点から、1点目、スポーツを活用した地域経済の活性化とスポーツ施設整備について伺います。

近年、スポーツは競技や健康づくりだけにとどまらず、交流人口の拡大や観光振興、さらには、地域経済の活性化につながる重要な地域資源として注目されております。特に、スポーツ大会の開催は選手や指導者、保護者、大会関係者、応援者など多くの人の流れがあるため、宿泊、飲食、観光、買物など、幅広い分野での経済効果が期待されているところであります。

本市においても、カルチャースポーツセンターや市民球場などを活用した各種大会が開催されておりますが、今後さらにスポーツを地域活性化の柱として活用していくために、現在の大会開催状況や、地域経済への波及効果を把握し、その成果と課題を検証していくことが重要であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。直近3年間ににおける本市のスポーツ大会の開催状況並びにそれらの大会開催による宿泊や飲食、観光などの地域経済について、市はどのように認識されているのか伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

本市で開催された過去３年間のスポーツ大会は、熊本未来サマーサッカーフェスティバル、全国高校柔道フェスタ、全九州総合バレーボール選手権大会など、多種多様な大会が実施されています。

また、山鹿市総合体育館では、熊本ビューストピンディーズの日本ハンドボールリーグ公式戦が、山鹿市民球場では、火の国サラマンダーズの九州アジアリーグ公式戦が毎年開催されております。

これらスポーツ大会に伴う本市への宿泊者数及び地域経済効果につきましては、コンベンション開催助成の実績から、令和５年度が宿泊者数9,152人、約２億9500万円、令和６年度が宿泊者数9,799人で約３億1600万円、令和７年度が宿泊者数8,731人で約２億8200万円の経済効果と試算しております。

なお、本助成制度を活用されていない大会もございますので、実際の経済効果はさらに大きいものと認識しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

コンベンション開催助成の実績による試算では、令和７年度は前年度と比較してやや減少しているものの、年間約２億8000万円を超える地域経済効果が生み出されているところであります。スポーツ大会が、本市の交流人口の拡大や地域経済の活性化に大きく寄与していることを改めて認識いたしました。また、他の大会の経済効果も含めるとさらに大きいとのことであり、スポーツが地域にもたらす可能性の大きさを感じるところであります。

一方で、今後さらに交流人口を増やし、より大規模な大会や合宿を誘致していくためには、受皿となるスポーツ施設の魅力向上や機能充実が欠かせないものと考えます。特に競技施設の整備状況は、大会開催地を選定する上で重要な要素であり、施設の老朽化対策や技術環境の向上は、将来的な交流人口の拡大や地域経済の活性化にも直結するものであります。

そこで、次にカルチャースポーツセンター陸上競技場についてお尋ねいたします。

カルチャースポーツセンター陸上競技場は、市民スポーツや学校体育の場として、重要な役割を担っております。近年のトラック競技大会の開催状況を見ると、大規模な競技大会の開催は、少ない状況にあるのではないかと感じております。

また、陸上競技を取り巻く環境の競技基準が変化する中、現在のトラックについても老朽化への対応や安全性の確保、競技環境の向上など、将来を見据えた検討が

必要な時期に来ているのではないのでしょうか。私は、スポーツ施設は単に維持管理をするだけでなく、大会を呼び込み、人を呼び込み、地域経済を活性化する施設として大いに活用できる場であると考えます。

そこで、お尋ねします。カルチャースポーツセンター陸上競技場における直近3年間のトラック競技大会の開催状況について伺うとともに、現在のトラックの整備状況や老朽化、安全性、競技基準への対応をどのように認識されているのか、また、今後、スポーツ大会の誘致や交流人口の拡大、さらには地域経済の活性化につながる観点から、トラックの整備を含めた施設機能の向上について、どのように考えておられるのか伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

カルチャースポーツセンター陸上競技場は、年間を通じてサッカーやグラウンドゴルフなど、多くの市民に御利用いただいております。陸上競技の練習や記録会、地域の運動会などでも活用されております。

なお、トラックを利用した陸上競技大会は、過去3年間での開催実績はございません。

陸上競技場トラックの整備につきましては、施設の安全性及び機能向上の必要性は認識しております。今後、県内の類似施設の運営状況や、トラック競技の利用の需要を踏まえ、整備等について研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

過去3年間、トラックを利用した競技大会が一度も開催されていない現状は、スポーツによる交流人口の拡大や地域経済の活性化を目指す本市にとって、看過できない課題であります。近年は、県内各地で全天候型トラックの整備が進み、大会誘致、競技力向上につながっております。本市においても、このままでは、他自治体との差はさらに広がりかねません。スポーツを生かしたまちづくりを推進するためにも、全天候型トラックの整備を含めた施設機能の向上を早急に検討いただきたいと思います。

次に、山鹿市民球場についてお尋ねいたします。現在、熊本県内において、プロ野球、社会人野球、大学野球、高校野球などの公式戦が開催可能な球場は、藤崎台県営野球場、八代県営野球場、山鹿市民球場の３球場のみとなっております。

本市の山鹿市民球場は、公式球場として長年にわたり多くの大会や試合が開催されており、本市のスポーツ振興はもとより、交流人口の拡大や地域経済の活性化にも大きく寄与してきた施設であります。また、先日の熊本日日新聞報道によりますと、藤崎台県営野球場の移転候補地提案募集説明会には、11市町村の関係者が参加されたとのことであり、スポーツ施設を活用した地域づくりや地域活性化の関心の高さがうかがえるところであります。

そのような中、山鹿市民球場においては、県内公式球場の一つでありながら、スコアボード整備の老朽化が進み、県内３球場の中で唯一選手名表示が手書き方式となっております。近年はＬＥＤ式やフルカラー表示、映像対応型の電光掲示板が主流となり、大会運営の効率化はもちろん、観客サービスの向上や施設の魅力向上にも大きな役割を果たしております。さらに、九州各地では、スポーツ大会の誘致や地域活性化を目的として、電光掲示板をはじめとして、スポーツ施設の機能向上が進められております。

私は、山鹿市民球場が今後も県内を代表する公式球場としての役割を果たし、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっていくためには、時代に即した施設整備が必要であると考えております。

そこで、お尋ねします。本市は、山鹿市民球場のスコアボード設備の現状について、どのように認識を持たれているのか、また、県内公式球場としての機能維持や大会誘致、観客サービスの向上、さらには、スポーツを活用した地域経済の活性化の観点から、電光掲示板整備の必要性について、どのように考えておられるのか伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

山鹿市民球場は、平成５年の完成以来、少年野球からプロ野球まで、公式野球場として幅広く利用されています。現在のスコアボード設備は得点表示が磁気反転式、選手名が手書き表示となっており、平成26年度に整備改修を行いました、表示方法の変更は行っておりません。

現在の競技水準から求められる視認性や機能性に応じた電光掲示板整備の必要性

につきましては、十分に認識をしております。しかしながら、球場は、供用開始から30年以上が経過していることから、施設の安全性を維持するための改修を優先するものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

答弁にありましたとおり、安全性を保つことは重要であります。その上で、時代のニーズや大会運営の効率化を図るべきだと考えます。先日の都市対抗野球予選では、選手名表示のために数十万円の経費を要したとのことであり、運営面での負担も生じております。さらに、社会人野球都市対抗予選を所管された日本野球連盟の役員の方からも、今後も円滑な大会運営を行うためには、電光掲示板の整備が望ましいとの御意見をいただいております。県内公式球場としての役割を維持し、今後も各種大会を安定的に開催していくためにも、電光掲示板の整備については、具体的な検討を進めるべき時期に来ていると考えます。

そこで、次に、こうした施設整備を進める上で、重要となるのが財源確保であります。本市においては、財源が乏しいことから、大型施設整備については国・県補助金や助成制度を活用しながら進めていく必要があると考えます。スポーツ施設整備については、スポーツ振興くじ助成、地域創生関連交付金、企業版ふるさと納税などの制度の活用が可能であります。実際に、他自治体ではスポーツ振興くじ助成を活用し、競技施設改修や電光掲示板整備を行っている事例もあります。

そこで、お尋ねいたします。陸上競技場トラック整備や山鹿市民球場電光掲示板整備について、スポーツ振興くじ等の助成制度活用を調査・研究していく考えがあるのか伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

施設整備には多額の財源が必要となることから、様々な助成制度を有効活用しながら、計画的に施設機能の維持向上を図ることが重要と考えております。

本市では、令和元年度に山鹿市総合体育館アリーナ照明のLED化事業と、バリアフリー化事業にスポーツ振興くじの助成を活用した実績がございます。また、県

内自治体では、和水総合グラウンド整備事業や、山都町運動公園中央グラウンド整備事業において、同助成事業が活用されております。

本市には、老朽化した体育施設が多くございます。今後も有利な制度を最大限に活用し、体育施設全体の整備について総合的に判断した上で、計画的に改修及び設備更新を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

スポーツ施設の整備を進めるためには、財源確保が不可欠であり、スポーツ振興くじ等の有利な助成制度について、積極的に調査・研究を行い、早期の整備につなげていただくことを強く要望いたします。

次に、2点目の質問に移ります。小学校付近の狭路・通学路における交通安全対策についてお尋ねいたします。

八幡小学校付近の生活道路につきましては、カルチャースポーツセンターへの近道として利用されるケースが増えており、特に、土日・祝日を中心に県外ナンバーの車両の通行が多いとの地域の声をお聞きしております。近年では、カーナビやスマートフォンの地図アプリの普及により、幅員の狭い道路であっても近道として案内され、生活道路へ通過交通が流入するケースが全国的に増えております。当該道路においても、こうした影響により、以前よりは通行が増加しているのではないかと感じております。

また、当該道路は通学路に指定されており、朝の通学時間帯である午前7時30分から8時30分においては、歩行者・自転車専用道路として、車両通行が規制されているにもかかわらず、規制時間帯に許可車両以外の一般車両の進入が絶えない状況が見受けられ、地域住民や保護者の皆様からも、児童の安全面について不安の声が上がっております。特に道幅が狭く、離合が困難な箇所であることから、歩行者や自転車が危険を感じる場面もあるとお聞きしております。

まず、本市としての当該通学路における交通状況や危険性について、どのように把握されているのか伺います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

市道の危険箇所につきましては、区長をはじめ地域住民の皆様からの情報提供を受け、速やかに現地確認を行い、交通状況や事故発生のおそれ、周辺環境などを調査し、道路の安全性及び利便性向上に向けた対策を講じているところです。

また、通学路の危険箇所などにつきましては、各小学校からの報告を教育委員会に取りまとめた上で、教育委員会、警察署、学校関係者及び道路管理者が合同で現地確認を行う通学路合同点検を毎年実施し、通学路の危険性等を確認し、安全性の向上に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

地域住民や保護者の皆様からは、スピードを出して通行する車両がある、離合時に歩行者が危険を感じる、通学中の児童のすぐ横を車両が通過しているなど不安の声をお聞きしております。本市として、これまで現地確認や地域住民の聞き取り等を行われているのか、また、通学路安全点検等において、本件が課題として挙がっているのか、さらに、警察との連携が取れているのかについて伺います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、令和4年度に御相談を受けて、小学校長、区長と共に現地立会いや聞き取りを行った結果、令和5年度に対策工事として、外測線の引き直しを行っております。

また、令和7年度までは、通学路合同点検の対象箇所として挙がっておりませんが、今年度の教育委員会からの各学校への照会で、危険箇所として5月下旬に報告されており、7月に開催予定の通学路合同点検において、警察をはじめとする関係機関と連携し、現地確認や危険箇所の点検等を実施してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

通学路の安全は子供たちの命に関わる重要な課題であり、合同点検の結果を踏まえ、速やかに対策をお願いします。

全国的にも生活道路への交通対策として、ゾーン30の指定、カラー舗装やグリーンベルト整備、路面標示による減速対策、注意喚起看板の設置、ラバーポール等による視覚的抑制、通学時間帯の交通指導強化などの対策が進められております。特にゾーン30につきましては、生活道路が集中する区域において、最高速度を時速30キロに制限し、歩行者優先の道路空間を形成する取組として、全国的に導入が進められております。

八幡小学校周辺につきましては、児童の安全確保の観点から、こうした具体的な交通安全対策を検討すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

生活道路の安全対策の方法としましては、公安委員会が設置する規制標識による速度規制や最高速度を時速30キロメートルに制限するゾーン30の指定、外測線の歩道側を緑色に着色し、視覚的にドライバーに歩行空間への注意を促すグリーンベルトなどいろいろな方法があります。また、令和8年9月1日からは、改正道路交通法施行令の施行により、速度標識がない上、中央線がない生活道路の法定速度が原則30キロメートルに引き下げられます。

今後も歩道部がない生活道路のうち、特に歩行者が多い区間においては、地域の皆様や関係機関と連携し、交通状況や道路構造を勘案しながら、必要に応じてグリーンベルトや路面標示などの設置を行い、道路の安全性の向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

グリーンベルトや路面標示など、効果的な安全対策の早期検討をお願いいたします。

次に、歩道橋を含めた通学路の安全確保について伺います。八幡小学校区の通学路におきましては、国道3号線に架かる歩道橋が交通事故により損壊している状況

もあり、児童や保護者の皆様から安全面を心配する声が上がっております。歩道橋は交通量の多い国道を安全に横断するための重要な通学路施設であり、その安全性確保は極めて重要であります。所管は、国土交通省であると認識しておりますが、本市として、児童の安全確保の観点から早急な対応について、国土交通省へ強く要望していただきたいと考えております。

あわせて、今後、警察や学校、地域住民と連携しながら、現地調査、交通実態の把握、注意喚起や規制強化、具体的な安全対策の実施などを進めていく必要があると考えますが、本市として今後どのように対応されていくのか伺います。

○有働辰喜 議長

黒木教育部首席教育審議員。

[黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇]

○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問に対し、現状を踏まえた上で現在行っている対応についてお答えいたします。

山鹿市石の国道3号線に架かる歩道橋は、今年1月の車両事故により使用できない状況となっております。八幡小学校に關係する児童は、最寄りの山鹿市熊入交差点にある横断歩道を利用する通学路に変更して、登下校を行っております。

児童の安全確保のため、学校は児童に対して日常的に交通安全についての指導を行っており、また、定期的な見守り活動の支援を行っております。

今後とも、児童の安全を最優先に考え、学校、保護者、地域、警察など関係機関と連携しながら、対応してまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

先ほども申し上げましたとおり、歩道橋の所管は国土交通省であります。通学路の安全に直結する問題でありますので、本市として早期復旧に向け、強く働きかけをいただくことをお願いし、3点目の質問をいたします。

市道の歩行環境整備について、市道山鹿熊入線の歩道環境整備とバリアフリー対策についてお尋ねします。

市道山鹿熊入線は、市民生活に密着した重要な生活道路であり、通勤通学をはじめ高齢者の散歩や買物、子育て世代によるベビーカーでの移動など、多くの歩行者に利用されております。近年は、バリアフリー化への社会的要請の高まりもあり、

誰もが安全で快適に利用できる歩行空間の確保が重要となっております。しかしながら、現地を確認しますと、歩道部分には経年劣化による舗装の凹凸や沈下、傾斜が見受けられ、場所によっては歩行しづらい状況となっております。また、歩道に設置されているゴムパッドについても老朽化が進んでおり、雨天時には滑りや転倒を心配する声も聞かれます。さらに、歩道幅員が狭い箇所も多く、歩行者同士の離合やベビーカー、シニアカー、車椅子等の通行にも支障を来している状況が見受けられます。

市民の皆様からも、歩道の凹凸につまずいてしまう、ベビーカーや車椅子が通りにくい、安心して歩ける歩道にしてほしいといった声が寄せられております。誰もが安心して利用できる道路環境を整備することは、安全で住みやすいまちづくりを進める上で、大変重要であると考えます。

そこで、お尋ねします。本市は、市道山鹿熊入線の歩道における凹凸や傾斜、歩道幅員の狭さ、ゴムパッドの老朽化などの現状について、どのような課題認識を持たれているのか、また、高齢者や子育て世代、車椅子利用者などにも配慮したバリアフリー化を含む歩道環境整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

市道山鹿熊入線は、付近の小学校の通学路として利用されるなど、地域住民の皆様にとって欠かせない生活道路であると認識しております。現在、当該路線の歩道については経年劣化が進み、また道路構造上、車道との段差があり、車の乗入れ部や横断歩道付近において、歩道が車道側へ傾斜する、いわゆる波打ち歩道が見受けられ、歩行しづらい部分もあります。

本市では、歩道の改良について交通量や歩行者の状況などを勘案し、幹線道路や通学路を優先的に計画的な整備を進めております。高齢化が進む中、誰もが安全に通行できる歩道環境を整備することは、本市のまちづくりにおける重要な課題の一つであると考えており、今後も引き続き、老朽化した道路の改修に併せて、段差の解消や歩道勾配の改善など、既存歩道のバリアフリー化を図りつつ、誰もが安全に利用できる歩道環境の整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

本市も歩道の現状を認識され、バリアフリー化を含めた整備を進めていかれると  
のことです。安全で歩きやすい歩道環境の実現をお願いします。

次に、緑町橋の老朽化対策と今後の整備についてお尋ねします。

緑町橋は、市道山鹿熊入線の重要な橋梁として、市民の日常生活を支えるだけで  
なく、市街地へのアクセス道路として多くの方々に利用されております。しかしな  
がら、現地を確認しますと、長年の風雨や経年劣化の影響により、高欄や橋梁構造  
物にはさびが目立つ状況になっており、市民の皆様からは、橋の老朽化が進んでい  
るように見える、安全面は大丈夫なのか心配である、山鹿市の玄関口として景観上  
も課題はないのかといった声が寄せられております。

橋梁は市民の安全・安心を支える重要な社会インフラであり、近年は全国的にも  
老朽化した橋梁の維持管理や長寿命化対策が大きな行政課題となっております。ま  
た、緑町橋は、市民のみならず、来訪者の目にも触れる場所であり、安全性の確保  
はもちろんのこと、景観の向上や山鹿市の都市イメージの向上という観点からも、  
重要な構造物であると考えます。

そこで、お尋ねします。本市は緑町橋の老朽化の現状についてどのように認識を  
されているのか、また、橋梁の安全性確保や長寿命化対策、さらには、景観向上も  
含めた今後の改修・再整備について、どのような方針で取り組んでいかれるのか伺  
います。

○有働辰喜 議長

森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

本市では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検を行い、橋梁の損傷や老朽  
化の進行状況の把握に努めております。点検の結果、補修等の対策が必要と判定さ  
れた場合は、国の補助を活用し、計画的に補修工事を実施しております。また、地  
域住民の皆様から寄せられる御要望につきましても、通行時の安全性や景観への配  
慮を含めた現地確認を行い、緊急性や必要性を判断しながら適宜対応しております。

市内の橋梁については、5年に1度の法定点検を行っておりますが、緑町橋につ  
きましては、令和元年度の点検結果を踏まえ、令和4年度に保守設計を行った上で、  
令和6年度に経年劣化に伴うコンクリートの剥離や鉄筋の腐食などの補修を行って

おります。高欄については、外見からは老朽化が進んでいるように見えますが、前回の点検では対策が必要な状態とは判定されておりません。今後の点検で補修の必要が生じた場合は、橋梁の機能や安全性の確保を最優先としつつ、景観への配慮も検討しながら、補修を行いたいと考えています。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

豊田議員。

[10番 豊田新二郎 議員 登壇]

○豊田新二郎 議員

緑町橋につきましては、今後も安全性の確保はもとより、景観にも配慮した適切な維持管理をお願いいたします。

また、質問の冒頭に述べましたように、今回の質問は、市民の皆様やスポーツ施設利用者、利用団体の皆様からいただいた声を基に取り上げたものであります。今後も現場の声を大切にし、市民には住み続けたい、市外の人には住んでみたいと思われる選ばれる山鹿の実現に向け、市政運営を要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、豊田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、松見真一議員の発言を許します。松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、清風やまが、松見真一です。本日最後の一般質問、いましばらくお付き合いください。

私は6月10日、熊本県議会定例会において、山鹿市選出の湊上陽一県議の一般質問を傍聴いたしました。昨日の熊日新聞でも大きく取り上げられた、くまもとサイエンスパーク構想をはじめ、6項目の質問でした。最後の食のみやこ熊本県では、山鹿市の多くの農産物をはじめ、4つの酒類の話題まで、まさに食のみやこは山鹿市と、私には聞こえてきました。本日はその農産品の中でやまが和栗についてお聞きいたします。

私はこれまで複数回にわたり、日本一和栗で稼げる山鹿市の実現に向けた一般質問を行ってきました。令和5年3月の定例会では、早田市長から、やまが和栗振興協議会を早急に設立する、やまが和栗の地域団体商標登録を行うとの力強い答弁をいただきました。

また、我が会派・清風やまがで茨城県笠間市を訪問し、栗ブランド戦略室を設置して、6本柱でもうかる栗産地づくりに取り組む先進地事例を学ぶことができました。その後、本市においても、農業振興課内にやまが和栗ブランド係が新設され、令和5年秋に笠間市で開催された全国モンブラン大会では、山鹿市のスイーツ店のモンブランケーキが見事優勝し、広告費換算で約2億円にも相当するPR効果をもたらしました。この快挙はやまが和栗の名を全国に広める大きな弾みとなっています。

このような好機を確実に稼ぐ力に転換するためには、国の生産振興、いわゆる入り口戦略に加え、加工、流通、販売、観光との連携、出口戦略をより一層強化する必要があります。本日はその出口戦略の進化についても伺います。

まず1点目、令和5年3月定例会において、市長から、やまが和栗振興を図る協議会を早急に設立する、やまが和栗の地域団体商標登録を行うとの答弁をいただきました。まずは、この2点の現状の状況についてお聞きします。

やまが和栗振興協議会は設立されたのか、設立されているならば、構成メンバー、開催回数、具体的な活動内容はどうか、やまが和栗の地域団体商標登録の進捗状況はどうかについてお聞きします。

#### ○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

#### ○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

やまが和栗振興協議会は、令和6年5月に設立し、3年目を迎えました。構成メンバーはJA鹿本、JA鹿本クリ部会、山鹿市物産館連絡協議会、山鹿商工会議所、山鹿市商工会、山鹿市物産振興協会、山鹿温泉観光協会、平山温泉観光協会、県鹿本地域振興局、そして、山鹿市の10団体です。

協議会の会長にJA鹿本の代表理事組合長を選出し、昨年度は事務局会議を4回、物産・観光部会を2回、生産部会を5回開催しております。これらの会議では、課題解決に向けた検討を重ねております。

協議会の主な活動としましては、全国モンブラン大会2025山鹿予選会の開催や、福岡市内での栗の宣伝会、栗の栽培講習会、新たな商品開発を目的とした学習会などの活動を行っております。また、地元中学校での栗に関する授業、大学生の協力による栗の認知度向上のための取組に加え、やまが和栗のPRを目的とした横断幕等を市内の要所に設置するなど、多岐にわたる活動を実施しております。

なお、やまが和栗の地域団体商標登録につきましては、令和6年3月にJA鹿本より出願を行っていただいておりますが、現時点では、まだ登録に至っておりませ

ん。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

栗栽培と商品化の現状について、稼げる山鹿市の実現には、生産者の所得向上が最も重要です。現在の取組状況を数値でお聞きます。山鹿市における栗の結果樹面積、収穫量、耕作者数はどうか、山鹿市内での栗の商品化の現状はどうかについてお聞きます。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

初めに、栗の栽培の現状につきましては、近年は台風による被害はありませんが、高温や少雨といった気候変動の影響もあり、栗栽培には厳しい状況が続いております。しかし、熊本県果樹振興実績のデータを基に、過去5年間の平均を見てみますと、栽培面積が666ヘクタール、生産量は824トン、栽培農家戸数が839戸となっており、栗農家の皆様の御努力で、引き続き、本市は栽培面積など、西日本一の産地としての地位を維持しております。今後もＪＡ鹿本並びに県鹿本地域振興局との連携を図りながら、ブランド栗「やまが和栗」の栽培を支援してまいります。

次に、栗の商品化の現状についてですが、例年6月の1か月間、栗を使った新商品を提供するやまが和栗スイーツフェア見本市を開催しております。今回で3回目となるこのイベントには、毎年、市内の10店舗以上が参加し、和栗のブッセやロールケーキなど、新作の商品を発表し、やまが和栗のＰＲを図っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

ありがとうございます。協議会、商標登録、栗生産農家の現状を確認いたしました。全国モンブラン大会優勝という歴史的な快挙の後、その効果を稼ぐ力につなげ

るための商工観光面での取組が非常に重要になります。

そこで、次の質問、やまが和栗の経済効果と商工観光の取組についてお聞きします。

全国モンブラン大会優勝をきっかけに、やまが和栗のブランド認知は飛躍的に高まりました。この風を生かして、商工観光の面から稼ぐ仕組みを構築する必要があります。やまが和栗スイーツフェアの推計される経済効果はどうか、やまが和栗祭りや観光コンテンツの検討状況はどうかについてお聞きします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

昨年度、外部に委託して経済分析を行った結果、くまもと山鹿和栗スイーツフェアの経済効果は約11億3000万円と算出されました。この結果は9月から11月に開催したくまもと山鹿和栗スイーツフェアに参加した38店舗の皆様に御協力をいただき、店舗での売上げ、購入数等を基にしたアンケート調査等を通して算出されたものです。

また、昨年度はこのフェアのほか、やまが和栗に関連するニュースがテレビや新聞などのメディア等で放送等された回数が、把握しているだけでも181件であり、この宣伝効果を広告料に換算しますと、約2億8000万円に相当するという結果を得ております。

なお、やまが和栗を楽しめる祭りの開催や、栗の産地見学、収穫体験といった観光コンテンツにつきましては、やまが和栗振興協議会を中心に、現在、検討を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

山鹿和栗スイーツフェアの経済効果は11億3000万円、メディア等の宣伝効果も2億8000万円相当の効果と着実に成果を出してきています。今後は観光コンテンツも力を入れていただくようお願いいたします。

それでは、最後に市長のほうにお聞きしたいと思います。全庁横断的な和栗で稼ぐ体制について、笠間市が栗ブランド戦略室で農商工観光を連携させ、成果を出し

ているように、山鹿市においても、全庁横断の推進体制と数値目標を持つ中長期的ビジョンが不可欠です。市長として、いつまでにどのような体制と目標を構築するか、お考えをお聞きます。

日本一和栗で稼げる山鹿市を実現するには、農業振興課やまが和栗ブランド係だけではなく、商工観光、ふるさと納税、教育、情報発信など、全庁が連携する体制が不可欠です。実現するための全庁横断的な体制はどうか、中長期的なビジョンの策定を検討する考えはあるかについてお聞きます。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

和栗の振興は、やまが和栗ブランド係を中心に、農林部と商工観光部が連携しながら取り組んでおります。これまでの栗の取組が契機となり、昨年10月に九州で2番目の自治体として、福岡市の株式会社博多大丸と地場産品連携協定を締結いたしました。これをやまが和栗ブランド力向上に向けた重要な一歩と位置づけております。今後は福岡地域をターゲットとした宣伝活動を強化し、やまが和栗のブランド価値をさらに高めるとともに、本市を代表する特産品として広く認知されるよう積極的に取り組んでまいります。

なお、中長期的なビジョンにつきましては、目指す将来像を令和6年度に描き、関係者で共有をしております。具体的には、栗農家・物産・観光関係者がそれぞれに稼げる仕組み、さらには、やまが和栗を次世代までつなぐ仕組みを構築するものです。その実現に向け、さらに関係団体と連携強化を図り、地域全体で一丸となって取組を推進してまいります。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

ありがとうございました。全国モンブラン大会での優勝は、やまが和栗のポテンシャルが全国に証明された歴史的な出来事です。しかし、このポテンシャルを稼ぐ力に転換するためには、生産・加工・流通・観光・情報発信が有機的に連携する仕組みと、それを支える全庁挙げての体制が必要です。笠間市では、「儲かる笠間の栗産地づくり協議会」を官民一体で設立し、6本柱で推進しています。山鹿市も今こそ、その好機を本物の稼ぐ力に変える取組を加速していただきたいと思います。

福岡市博多大丸と地域産品連携協定を締結、福岡地域をターゲットにした宣伝活

動の強化や、やまが和栗を次世代までつなぐ仕組みを構築するとのこと。楽しみにしております。

次の質問に移ります。行政D Xの取組についての質問に移ります。

私はこれまで令和4年6月、令和6年6月の2回にわたり、山鹿市の行政D Xの取組について継続的に質問してまいりました。令和4年6月定例会では、市長から様々な取組を行いながら、住民サービスの向上や行政業務の効率化を図り、市民の皆様の生活を豊かにすることができるよう、私が先頭に立って進めていきますとの力強い答弁をいただきました。令和6年6月定例会では、市長のキックオフ宣言の下、D X行政改革推進本部が立ち上げられ、以下の3つの重点課題が揚げられました。各課題にプロジェクトチームを設けて推進するとの答弁でした。1点目は窓口改革の推進、2点目、文書事務の電子化、3つ目、職員の働き方・職場環境の見直し、また、情報システムの標準化・共通化については、令和7年度中に完了する見込みとのことでした。本日は以下の点についてお聞きします。

行政改革推進室の設置の経緯とその目的、D Xにおける重点課題の推進と成果、急速に進化する生成A Iをはじめとする新技術の活用、市長が描くD X推進の今後の方向性。

1回目の質問といたしまして、行政改革推進室設置の経緯、目的と体制について、行政改革推進室を設置するに至った具体的な経緯と目的、専任職員数、組織体制はどのようなものか。

D Xにおける重点課題の進捗と成果について、重点課題、窓口改革、文書事務の電子化、職員の働き方や職場環境の見直しの進捗と成果はどうか。

3点目、情報システムの標準化・共通化の完了状況について、情報システム20業務の標準化・共通化の完了状況はどうかについてお伺いいたします。

#### ○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

#### ○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、多様化する市民ニーズや業務の複雑化など厳しい変化に直面しており、持続可能な行政運営の確立が必要となっています。そのため、限られた経営資源を戦略的かつ組織横断的に活用すべく、総務課内に行政改革推進室を設置し、専任職員2名、その他5名の職員が兼務として業務を行っております。

次に、D Xにおける重点課題の進捗と成果について説明いたします。令和6年4

月のDX行政改革キックオフ宣言以降、3つの重点課題に取り組んでまいりました。

まず、窓口改革については、プロジェクトチームを設置、調査や研修、先進地研修等を通じて、現状課題の把握と職員の意識改革、業務の見直しに取り組んでまいりました。あわせて、デジタル化も推進しており、オンライン申請件数は令和7年度が約5,700件、コンビニ交付件数は約1万1000件と、それぞれ着実に増加しています。今後も引き続き、これらの取組を推進し、さらなる窓口サービスの向上に努めてまいります。

次に、文書事務の電子化につきましては、令和7年度に文書管理・電子決裁システムを導入し、全庁において契約書類や支出帳票を除く文書事務の電子化を実施しました。令和7年8月の導入から令和8年3月までの8か月間で約8,000件が紙ではなく、電子で決裁されており、これに加えて、紙で回覧・保管していた文書約2,000件が電子化されております。

また、印刷枚数の削減によるコスト削減効果としましては、プリンター及びコピー機の印刷枚数が約37万枚減少しており、1枚当たり10円の紙・インク代と仮定しますと、約370万円の削減になっております。

続いて、職員の働き方や職場環境の見直しにつきましては、令和7年3月に本庁及び各市民センターの業務用端末の無線化を実施したことにより、席を固定させずに様々な場所で業務を行うことができるフリーアドレスが可能となりました。席を固定化しないことで、職員間のコミュニケーションの活性化、業務効率化・生産性向上及び執務室スペースの確保・活用といった効果が見込まれ、現在4部署で実施しております。それを順次拡大してまいります。

次に、情報システムの標準化・共通化の完了状況につきましては、現時点で移行対象である20業務のうち、3業務システムの移行が完了しております。残る業務につきましては、国の標準化仕様の度重なる変更に伴うシステム間調整と、全国規模での移行時期集中により、システム事業者がこれらに対応するための体制確保が困難となり、それに伴う国の補助期間も5年延長されたことから、品質確保や安定稼働を優先し、当初予定しておりました令和8年3月の移行から令和9年11月の移行を目指しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

行政改革推進室の経緯、目的、体制は分かりました。3つの重点課題の成果も着

実に進み、経費削減にも寄与している実態が見えてきました。フリーアドレスが可能になった効果については、4部署での実施ということで、いささか取組姿勢が弱いように感じます。今後の拡大を期待いたします。情報システムの標準化・共通化については、国の方針でなかなか困難なことも理解いたしました。

それでは、次に生成A I、新技術の行政活用についてお聞きします。全国の自治体では、生成A Iを活用した文書作成補助、議事録自動生成、市民向けチャットボット、条例や要綱の検索補助など、行政業務への導入事例が急速に増えています。熊本県内でも複数の自治体が試験的に導入を進めていると聞きます。

山鹿市における生成A I、新技術の検討・活用状況はどうか。デジタルディバイド、いわゆる情報格差について、デジタルに不慣れな高齢者が行政のサービスから取り残されないよう、デジタルディバイド対策の現状と今後の取組についてお聞きします。

○有働辰喜 議長

機能総務部長。

[機能宇治 総務部長 登壇]

○機能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市では、令和6年度から生成A Iを導入しており、庁内では、文書作成の補助や要約、議会の議事録及び条例や要綱の検索、業務のアイデアを得るなど、幅広く活用しており、利用状況調査では、回答者の94%が生成A Iの活用により、業務省力化や時間短縮につながっていると回答しております。

生成A Iの活用に当たっては、山鹿市生成A Iガイドラインを策定し、個人情報保護や情報セキュリティー、著作権といった生成A Iを利用する際に注意すべき事項を職員に周知しております。

また、市民などの利用者向けには、令和6年度にホームページに掲載している記事を基に自動で回答を行うA Iチャットボットを導入し、問合せに常時回答することが可能となり、令和6年11月から令和8年3月までに約1万5000件の利用実績がございます。

最後に、デジタルディバイド、情報格差対策につきましては、令和6年度から商業施設等を車両で巡回するスマホ教室を行っており、令和7年度の利用者満足度は90%となっております。今後もデジタルディバイド解消に向けた適切な取組を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

現在、一般的によく使われている生成A Iの主なものとして、C h a t G P T、G e m i n i、C l a u d e などがあります。学生から企業まで、今まさに生成A Iなしに語れない時代になってきました。行政での活用は避けて通れない時代になってきましたが、使い方次第で大きな問題にもつながります。職員の皆さんには、山鹿市生成A Iガイドラインをいま一度周知徹底され、スムーズな業務ができるようお願いいたします。また、デジタルディバイド対策も高齢者やデジタル弱者に寄り添うようお願いいたします。

最後に、D Xの今後の方向性について、市長にお伺いいたします。令和4年6月定例会での、私が先頭に立って進めていきますという市長の言葉から4年がたちました。行政改革推進室の設置、3重点課題の推進、システム標準化と着実に歩みを進めてきた山鹿市のD X。しかし、A Iや新技術の進化は止まりません。D Xのゴールは一度達成すれば、終わりではなく常に進化し続けるものです。

そこで、市長にお聞きします。本市D X推進において、令和8年度以降に特に重点的に取り組む課題、目標は何か、また、行政改革推進室を中心とした全庁的な改革推進をどう加速させていく考えか、住民が喜ぶD X、職員が働きやすくなるD Xを実現するために、市長が最も重要と考える取組は何か、生成A Iをはじめとする新技術について、市長自身はどのように評価・活用を考えているのか、人口減少、財政制約が進む中、デジタルを活用して行政サービスの質を維持・向上していくために、山鹿市として今後どのようなビジョンを描いているか、市長に向けてお考えをお聞きいたします。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市のD X推進については、令和8年度から令和10年度までを集中改革期間として、窓口改革に取り組みます。また、公共施設予約システムの導入も同期間に実施をいたします。デジタル技術を活用した窓口手続の改革と公共施設予約手続のオンライン化により、市民サービスの向上を図ります。また、これらの取組による業務効率化は、職員の働き方改革にもつながるものです。

D Xの今後の方向性については、既に文書作成の補助などで成果を上げている生成A Iをはじめとして、劇的な進歩を見せる新技術を積極的に導入し、浸透させる

ことが重要と考えております。

D Xに終わりはありません。絶え間ないデジタル技術の活用により、市民サービスや業務手法の変革を続け、市民の幸せにつながる新しい行政を実現することがD Xの本質であり、目指すべき目標であると考えております。

○有働辰喜 議長

松見議員。

[14番 松見真一 議員 登壇]

○松見真一 議員

行政D Xはやれば終わりではなく、市民サービスの向上と職員の働き方改革を常に追い求める継続的な取組です。令和4年から私がこのテーマで質問を続けてきたのは、山鹿市の行政が変わっていく姿を数値で確認し、市民に対して、これだけ変わったと示す責任があると考えからです。生成A Iをはじめとする技術革新の波はもはや先進自治体だけのものではありません。今こそ情報政策課行政改革推進室を司令塔に、全職員が改革の当事者として、主体的に働く山鹿市の行政を実現していただきたいと思っております。

以上で本日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、松見議員の一般質問は終了いたしました。

————— ○ —————

散 会

○有働辰喜 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時30分 散会

~~~~~


6 月 1 5 日 (月 曜 日)

令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

議 事 日 程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 15 日（月曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

○
発言通告

1. 永田壮弘

- （１）世界情勢による物価高騰の影響について
- （２）粗大ごみ収集事業について

2. 隈部賢治

- （１）山鹿市健幸都市宣言について
- （２）有機フッ素化合物（P F A S）の検出に伴う行政の対応について

3. 金光一誠

- （１）道路（市道）の整備方針について
- （２）高齢者・地域福祉対策について
- （３）公共施設の管理について

4. 原芳郎

- （１）山鹿市の農地及び農業振興について
- （２）ふるさと納税について

5. 山下誠治

- （１）指定管理者制度について
- （２）読書活動について

6. 勢田昭一

- （１）子供たちの安心・安全と働く人の待遇について
- （２）山鹿農業の展望と課題について

7. 永田紘二

- （１）有害鳥獣に対する行政の役割について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1 番	工 藤 彩友美
2 番	北 原 和 智
3 番	高 松 佳 美
4 番	小 林 文 江
5 番	古 家 茂 臣
6 番	永 田 壮 拓
7 番	原 芳 郎
8 番	隈 部 賢 治
9 番	高 橋 龍 一
10番	豊 田 新二郎
11番	山 下 誠 治
12番	古 川 和 博
13番	金 光 一 誠
14番	松 見 真 一
15番	小 川 榮 二
16番	芋 生 よしや
17番	勢 田 昭 一
18番	有 働 辰 喜
19番	服 部 香 代
20番	永 田 紘 二



説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿蘇品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩一郎
総 務 部 長	功 能 宇 治
総務部首席審議員	永 田 健 一
市 民 部 長	鬼 塚 敦 夫
福 祉 部 長	原 幸 徳
農 林 部 長	園 田 和 雄
商工観光部長	新 堀 竜一郎
建 設 部 長	森 賢 治
教 育 部 長	田 上 博 之
消防本部消防長	黒 田 武 徳

市 民 部 次 長	堀 拳 也
市民部政策審議員	田 中 耕 新
福祉部政策審議員	川 上 高 博
教育部首席教育審議員	黒 木 幸 博
財 務 課 長	富 崎 嘉 隆
健康増進課長	松 林 敏 治
農業振興課長	佐 伯 勝 徳
林業振興課長	村 上 吉 彦
商工政策課長	大 塚 昭 夫
建 設 課 長	財 津 敏 郎
農業委員会事務局長	廣 田 浩 之



事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	中 村 武 志
書 記	服 部 隆 文
書 記	竹 丸 泰 行
書 記	一 法 師 由 臣



午前10時00分 開議

○有働辰喜 議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○有働辰喜 議長

日程第1、先週に引き続き、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。永田壮弘議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号6番、永田壮弘でございます。

皆さん、本日は早起きをされた方も多いかと思います。本日は早朝からサッカーワールドカップ日本代表の初戦が行われました。選手一人一人が国を背負い、全力で戦う姿は私たちに本当に大きな感動を与えてくれました。日本中が一つになって声援を送り、多くの方々が世界を身近に感じられたのではないかというふうに思います。

一方で、世界で起きている出来事の影響もまた、私たちの日々の暮らしの中で実感する場面が増えております。

そこで今回はまず、世界情勢による物価高騰の影響について質問をしてみたいです。

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、本年に入り中東情勢も緊迫化するなど、世界情勢の不安定化が続いております。これに伴うエネルギー価格の上昇や円安、物流コストの増加は食料品や生活必需品の価格上昇を招き、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。

これまで本市においても、その時々物価高騰の状況や市民生活への影響を踏まえ、必要な対策を講じられ、市民の不安軽減や地域経済の安定に一定の役割を果たしてきたものと認識をしております。

物価高騰は長期化をしておりますが、ここに来て米国とイランの戦闘終結に向けた報道も見られ、中東地域の緊張緩和と早期の安定化に期待するところであります。

一方で、依然として先行きは不透明であり、今後の動向次第では燃料費や原材料価格のさらなる上昇も懸念がされます。

このような中、熊本県においては、中東情勢に伴う原油関連物資の価格高騰など

に関する相談窓口が設置をされまして、事業者等からの相談体制が整えられてきました。これは、県としても今後の影響を懸念し、情報収集や支援につなげる必要性を認識されている表れであるというふうに受け止めております。

市民や事業者を取り巻く環境は依然として厳しく、これまでの支援だけでは対応し切れない新たな課題が生じる可能性もございます。このような状況だからこそ、市としては地域の実情や市民生活への影響を的確に把握をし、必要な支援策を迅速に講じていくということが重要であると考えます。

そこで1点目の質問です。昨今の世界情勢の変化に伴う物価高騰により、本市の行政運営全般にどのような影響が生じているのかをお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市では、これまでの物価高騰対策として、市民生活と事業活動を支援するため、住民税非課税世帯への給付金支給や保育園等施設への光熱水費支援、畜産農家への飼料高騰分の一部助成、学校給食費の負担軽減、1人1万円分のくらし応援商品券の配布など、多方面への支援を行っております。

また、令和8年度の当初予算では、国の示した地方財政計画を踏まえ、物価動向等を反映させた予算を編成したところでございます。

しかしながら、中東情勢の緊迫化に伴う物価高騰は、社会全体に影響を及ぼしており、本市としましても、引き続き、情報収集と影響分析を行い、国や県の財源も最大限活用し、補正予算による機動的な支援策の展開を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田壮弘議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

行政運営全般の影響について、ただいまお伺いをいたしました。これからは個別の産業について伺ってきたいというふうに思います。

世界情勢による物価高騰は、本市の基幹産業である農業、畜産業にも大きな影響を及ぼしております。特に、農業分野におきましては、肥料や飼料、燃料価格の高騰に加え、施設園芸や果樹栽培などで使用される農業用資材の価格上昇も続いております。

近年は、こうした資材価格の上昇が常態化をしており、生産者の経営努力だけでは対応できないといった状況も生じているのではないかと心配をしているところです。

また、中東情勢の悪化に伴う原油価格の上昇やナフサ原料の供給不安は、農業用フィルムなど石油を由来とした資材の価格や供給にも影響を与える可能性がございます。仮に、資材の確保が困難になれば、農作業や施設管理に支障を来し、生産活動そのものに影響が及ぶことも考えられます。

さらに、畜産業においても配合飼料価格の高止まりや燃料費の上昇などにより、経営環境は依然として厳しい状況にあるものと認識をしております。

本市においては、農業、畜産業が地域経済を支える重要な基幹産業であり、多くの農業者、畜産農家が日々経営努力を続けておられます。こうした状況だからこそ、行政として現場の実態を的確に把握をし、必要な支援や情報提供に努めていくことが重要であるというふうに思います。

そこで2点目の質問です。世界情勢の変化に伴う資材価格の高騰や供給不安が本市の農業、畜産業にどのような影響を及ぼしているのか。また、現時点で把握している課題や今後懸念される影響について、市の認識をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

現在、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の高騰、円安、物流コストの増加などによる物価高騰が全国の農畜産業に深刻な影響を与えております。本市におきましても、農業用フィルム資材、肥料、飼料、燃料といった主要資材の価格が軒並み上昇しており、特にナフサの供給不足の影響で、農業用フィルム資材については納期が不透明なものと伺っております。

このような状況の中、市といたしましては、今後もＪＡかもとなど関係機関と連携しながら、最新の情報収集に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

ただいまの御答弁にもありましたように、農業や畜産業を取り巻く環境は大変厳

しい状況が続いております。肥料や飼料、燃料、農業用資材などの価格上昇は生産コストの増加として農家経営に直接影響を及ぼしており、今後の国際情勢やエネルギー価格の動向によっては、さらなる負担増も懸念されるところです。

本市は、県内有数の農業地域であり、米や野菜、果樹、畜産など多様な農業が地域経済を支えております。しかしながら、物価高騰が長期化する中で生産資材価格の上昇分を販売価格へ十分に転嫁をできず、経営の先行きに不安を抱えておられる農家の方も少なくない伺っております。

また、高齢化や担い手不足といった従来からの課題に加え、今回の物価高騰が経営を圧迫することで営農意欲の低下や規模縮小、さらには離農につながることも危惧されます。

このような状況の中、農業者が安心して営農を継続していくためには、国や県の支援制度を最大限活用するとともに、本市の実情に応じたきめ細やかな支援策を講じていくことが重要であると思います。

さらに、単なる一時的な支援にとどまることなく、農業経営の安定化や生産性向上につながる取組も必要ではないでしょうか。

そこで3点目の質問です。今後も厳しい経営環境が続くことが予想される中、持続可能な農畜産業の実現に向け、国や県の制度の活用に加え、市独自の支援策についてどのように考えておられるのか、市の見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

これまでに農畜産業への支援策といたしましては、国の重点支援地方交付金を活用し、配合飼料価格高騰対策事業を実施しております。

また、本市独自の支援策としましては、農業機械等の価格上昇への対応として山鹿市農業機械等整備事業を創設し、農業経営基盤の安定と強化を図る取組を進めております。

今後も、国や県の施策動向に注視しながら、持続可能な農業を実現するための支援策を多角的に調査・検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

国において、6月5日に総額約3.1兆円の補正予算が成立されました。そのうち2.5兆円は中東情勢等対応予備費として、主にガソリン補助金の追加財源に充てられるということでもあります。

一方で、この巨額の予算を投じるガソリン補助金制度については、その効果や財政負担の観点から見直しを求める議論も強まっており、今後、制度の在り方が変更される可能性も否定できません。

こうした状況も踏まえ、どうか国の動向も注視をしていただきながら、市としても柔軟な対応をお願いする次第であります。

さて、物価高騰の影響は道路や橋梁、河川、学校施設など、市民生活を支える公共事業にも及んでおります。こうした状況の中で懸念されますのは、同じ予算額であっても資材価格等の高騰によって実施できる事業量が減少していくということです。公共事業は市民生活を支える重要な社会基盤の整備を担っており、安定的かつ計画的な執行が求められます。

しかしながら、建設資材や鋼材、燃料価格の高騰が続けば、事業の先送りや規模の縮小を余儀なくされる可能性があります。その結果、市民生活に身近なインフラ整備や維持管理に影響が生じれば、市民サービスの低下につながることも心配されます。

また、全国的には入札不調や資材不足による工期の見直しなども報告がされており、地方自治体の公共事業にも少なからず影響が及んでいる状況です。

本市におきましても、今後、給食センター整備や工業団地整備事業などの大型の事業が予定されております。今後の国際情勢次第では、事業費のさらなる増加や工期の長期化などにより、より深刻な影響が生じる可能性も否定できません。

そこで4点目の質問です。世界情勢の変化に伴うエネルギー価格や建設資材価格の高騰、さらには資材供給の不安定化が本市の公共事業にどのような影響を及ぼしているのか。また、現時点で把握している課題や今後想定されるリスクについて、市の御見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

御指摘のとおり、長引く中東情勢の緊迫化に伴い、世界的なエネルギー価格の上昇や原材料の供給不安が続いております。

これらは、建設資材、鋼材、燃料など、公共事業に必要な資機材の価格高騰につながっており、全国的な問題となっております。

本市の公共事業におきましては、現在のところ、工事の中止や大幅な遅延といった深刻な影響は生じていないものの、資機材の入荷遅延による工期の見直しなど若干の影響は出ております。

現時点で把握している課題としましては、資機材の納期が長期化していること、また建設資材や鋼材、燃料価格が高騰し続けていることが挙げられ、今後、さらに事業費の高騰や工期への影響といったリスクが高まっていくことが想定されております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

答弁にありましたように、この物価高騰は公共事業の現場にも少なからず影響を及ぼしております。今後、エネルギー価格や建設資材価格のさらなる上昇、資材の納期遅延等が発生した場合には、円滑な事業執行のため、実態に即した設計変更や工期の見直しなど、柔軟な対応が重要になるものと思います。

公共工事は、契約に基づいて施工されるものですが、工事着手後に設計段階では把握できなかった地盤状況や地下埋設物の存在、自然条件の変化などが判明することとも少なくありません。さらに近年は、世界的な物価高騰や物流の混乱など、受注者の努力だけでは対応が困難な要因も増えております。

こうした状況の中で、設計変更や工期延長に関する協議が適切に行われなければ、受注事業者に過度な負担を強いることになり、結果として施工品質の低下や建設業界の担い手不足にもつながりかねません。公共工事の品質確保の観点からも、発注者と受注者が十分に協議を行い、必要な設計変更等を適切に実施することが重要であると考えます。

また、国土交通省は令和 8 年 3 月に適用の公共工事設計労務単価等の改定に伴い、令和 8 年 3 月以降に契約を行う工事等について、旧労務単価で積算された案件に対し、受注者が新労務単価等に基づく請負代金額への変更協議を請求できる特例措置を示されました。

熊本県や県内自治体においても、速やかにこの特例措置の適用や周知が進められたところであります。こうした制度は、受注事業者の適正な利益を確保し、ひいては地域建設業の維持・発展につながる重要な取組であります。

そこで5点目の質問です。本市においては、この特例措置を含め、工事施工中の当初想定していなかった案件の変化や条件の変化や、昨今の物価高騰、資材の入荷遅延などが発生した場合の設計変更や工期延長について、どのように対応をされておられるのか、その現状をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

機能総務部長。

[機能宇治 総務部長 登壇]

○機能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

本市における公共工事の設計変更については、公共工事の品質確保の促進に関する法律をはじめ、国・県が策定している設計変更ガイドラインに準拠し、適切な対応に努めているところです。

工事の施工過程において、予期しない地盤状況など、設計図書で想定していなかった事象が判明する場合や、工事期間中に物価高騰や資材の入荷遅延など当初想定していなかった条件の変化が発生した場合には、設計変更や工期延長について、受注者と十分な協議の上、適切に対応しているところであります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

これまでの答弁で、世界情勢による資材価格の高騰や供給不安が公共事業にも影響を及ぼしていること、また、設計変更や工期延長についても適切な対応に努めておられるとの説明がございました。

しかしながら、現在も中東情勢は不安定な状況が続いており、今後の原油価格やエネルギーコストの動向によっては建設資材や輸送費のさらなる上昇も考えられます。公共工事を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明であり、発注者である自治体にはこれまで以上に柔軟かつ迅速な対応が求められているものであります。

公共工事は、市民生活を支える社会基盤の整備であると同時に、地域経済や地域建設業の雇用、技術力の維持にも大きな役割を果たしております。そのため、資材価格の急激な変動や納期の長期化が発生した際には、適正な請負代金の設定や十分な工期の確保を行い、受注事業者に過度な負担を生じさせないといったことが重要であります。これは公共工事の品質確保や安定した施工体制の維持にもつながるものです。

また、現場からは受注者側が発注者に対して、設計変更や工期延長の協議を申し出にくい場合があるとの声も聞かれます。こうした協議の申出を待つだけではなく、発注者側からも工事の進捗状況や現場の実態把握に努め、必要に応じて積極的に協議を行う姿勢が重要なのではないのでしょうか。

そこで6点目の質問です。本市においては今後も物価高騰や資材調達の不安定化が続くことを想定し、どのように最新の市場価格や資材の納期状況を把握しながら、適正な請負代金の設定や十分な工期の確保に取り組んでいかれるのか。

また、受注事業者との協議や現場の状況把握について、今後どのような姿勢で取り組んでいかれるのか、市のお考えをお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

最新の市場価格や資材の納期情報につきましては、建設資材やエネルギー価格の最新動向を継続的に監視し、市場情報の収集に努めるとともに、建設業団体や関係機関との情報交換を通じて、これを把握してまいります。

これらの情報を踏まえ、設計段階から最新の市場価格を適切に反映させた設計金額の設定、資機材の納期を勘案した十分な工期の設定に努めてまいります。

また、発注者側からも工事の進捗状況や現場の実態把握に努め、受注者との協議については、誠実かつ迅速に応じるとともに、積極的に協議に臨む姿勢で取り組んでまいります。

あわせて、物価高騰や資材の入荷遅延などにより設計変更が必要となった場合には、今後も柔軟に対応してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

今後予定をされている給食センター整備や工業団地整備などの重要な事業を着実に進めるためにも、適正な事業費の確保や受注事業者との十分な協議など、発注者としての適切な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

今回は、個別の産業について伺いましたが、物価高騰の影響はもちろん市民生活や地域経済全般に広がっております。国においては6月5日に成立した補正予算に

において、物価高騰の影響を踏まえた地域の実情に応じた支援のために、重点支援地方交付金として1000億円の財源措置が講じられました。

本市におかれましても、こうした国の支援策を最大限に活用していただきながら、市民生活や地域経済への影響を最小限に抑え、公共サービスの維持向上と地域産業の持続的な発展につながる施策を着実に進めていただくことを期待しまして、この質問を終わります。

続きまして、粗大ごみ収集事業について質問をいたします。

先週金曜日の一般質問におきましても、一般廃棄物の処理について質問がなされましたが、今回の私の質問では粗大ごみ収集事業に絞ってお尋ねをさせていただきます。

粗大ごみ収集は、市民生活に密接に関わる行政サービスであり、特に高齢者世帯や運搬手段を持たない方々にとっては重要な役割を担っているものと認識しております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の処理について市町村が統括的な責任を有するとされており、住民が適正に廃棄物を処理できる体制を確保することは、市町村の重要な責務であります。そのような中で、今後の制度の在り方を検討するに当たっては、まずは現行制度がどのように運用され、どのような課題を抱えているのか、その実態を正確に把握し、市民と共有することが重要であります。

そこで1点目の質問です。現在実施されている粗大ごみ収集方式について、その現状と課題をどのように認識をされておられるのか、市の見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

現行の粗大ごみ収集につきましては、地域ごとに決められた年3回の日程で、各地域の収集場所に持ち込まれた粗大ごみを、市が収集を委託した事業者により収集運搬する方式を取っています。

現行の収集方式の課題といたしましては、収集場所まで自分で運ぶ手段や労力が必要であり、高齢者にとって不便であること、モラル低下により適切に排出されていない違反ごみが多数発生し、違反ごみの対応が地元自治会役員の負担となっていること、さらには、収集運搬の際の委託事業者による違反シール貼付け作業や分別作業の手間が発生し、収集運搬業務の効率を低下させていることが挙げられます。

また、粗大ごみ収集を無料で行っていることも、ごみ排出量に応じた市民負担の公平性に欠けているものと思われます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

ただいま現行の粗大ごみ収集方式における課題についてお尋ねをいたしました。高齢者等にとってのごみ出しの負担や違反ごみへの対応による自治会役員の御負担、収集運搬業務の効率性、さらには受益と負担の公平性など、様々な課題があるとの認識が示されたところであります。

特に、不法投棄については、収集場所以外での不法投棄も全国的に問題になっており、人目につきにくい山間部を多く有する本市にとっても大変頭を悩ませる課題であります。これまでも不法投棄対策として、啓発看板の設置や職員による定期的なパトロール、防犯カメラの設置など様々な取組が行われてきました。

しかしながら、こうした改善努力を重ねても、なお解決に至っていないのが現状であります。当然ながら、不法投棄は廃棄物処理法に違反する犯罪行為であり、本来であれば一人一人のモラルと責任ある行動によって防がれるべきものであります。そして、その処理や監視対策には、多額の公費が投入をされており、結果としてほかの行政サービスにも影響を及ぼしかねない問題であるということを市民全体で共有していくことも重要であるかというふうに思います。

そこで2点目の質問です。課題が山積する現行の収集方式について、見直しの必要性をどのように認識されているのか。また、それらの課題に対してどのような対策、対応策を講じ、どのような効果を期待されているのか、市の見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現行の収集方式では課題が多いため、見直しの必要性があると考えております。これらの課題を解決する対応策としまして、環境省が作成している手引、また、他自治体の事例等を参考にすると、収集場所の見直しと収集の有料化が挙げられます。

現在、粗大ごみの収集は、各地域の収集場所へ持ち込まれたごみを収集していますが、その収集場所をごみを出す人の敷地とする戸別収集にすることで、ごみ出しや違反ごみに対する負担が軽減されるとともに、排出者責任が明確化され、分別意識及びモラル向上につながるものと考えます。

また、収集を有料化することで、ごみ処理に係る受益者負担が図られ、ごみの減量化やリサイクルの推進といった市民のごみに対する意識改革にも効果があるものと考えます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6 番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

粗大ごみの収集は、市民生活に密接に関わる行政サービスであり、その見直しは収集方法の変更にとどまらず、市民のごみ排出の在り方や負担にも大きな影響を及ぼすものです。

また、本市では、高齢世帯や障害者の方々に対するごみ出し支援として、高齢世帯等家庭ごみ戸別収集支援サービスが実施されておりますが、制度の見直し等によってこうした支援が後退することがあってはなりません。

先ほどの答弁では、見直しを前提とした課題への対応策として、戸別収集への切替えや有料化といった案について御説明をいただきました。その効果として、地区役員の皆様の負担軽減などについては、一定程度理解するところであります。

一方で、戸別収集や有料化の導入によって、既に課題となっている人目につきにくい場所への不法投棄がさらに増加をするリスクや一般廃棄物の処理責任を有する行政において、不法投棄への対応や負担が一層増えることも懸念されます。

さらに、全国的には、無許可回収業者によるトラブルも問題となっており、市民が適正な処理方法を理解し、安心して利用できる環境づくりも重要であると考えます。

いずれにいたしましても、制度変更による影響を受けやすい市民も少なくないことから、住民サービスをしっかりと維持するためにも十分な情報提供と対話を重ねながら、市民の理解と納得を得て進めていくことが何よりも重要であります。

そこで最後の質問です。粗大ごみ収集事業の見直しに当たり、今後どのようなスケジュールで検討を進めていかれるのか。また、市民への周知や意見聴取、合意形成についてどのように取り組んでいかれるのか、市の見解をお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきまして、今年度は、他自治体で行われている粗大ごみ収集の事例を参考に、本市に適した収集体制が整備できるよう情報の収集と分析、仕組みづくりの検討を行ってまいります。

また、検討及び見直しの実施に当たっては、ごみ処理に係る関係機関との十分な調整を行うとともに、市民の意見を伺ってまいります。また、見直しの実施に当たっては、市民の皆様への丁寧な周知に努めたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[6番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

粗大ごみ収集事業につきましては、今年度、他自治体の事例調査や情報の収集、分析を行い、関係機関との調整や市民の意見を反映させる仕組みづくりを進めていかれるということでございました。

市民の皆様に必要な情報提供を行い、丁寧な説明と対話を重ねながら、どうか本市にとって最も望ましい制度の在り方を検討していただきたいというふうに思います。

今回は、世界情勢による物価高騰の影響と粗大ごみ収集事業について、市民生活に直結する行政課題を中心にお尋ねをしてみました。冒頭でサッカーワールドカップの話題に触れましたが、日本のサポーターが試合後に観客席のごみ拾いを行うという姿がよく報道されます。この行動は、世界からも大変な称賛を受けております。こうした姿は、一人一人がルールやマナーを守り、地域や社会をよりよくしていこうとする意識の大切さを示しているのではないのでしょうか。

行政には、丁寧な制度づくりと説明が求められます。そして、私たち市民一人一人も地域社会の一員として責任ある行動を心がけていくということが何よりも大切です。執行部の皆様方におかれましては、市民の暮らしを守り、持続可能な行政サービスの実現に向けて引き続き御尽力いただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、隈部賢治議員の発言を許します。隈部議員。

[8 番 隈部賢治 議員 登壇]

○隈部賢治 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号 8 番、隈部賢治です。

発言通告に従い、一般質問を行います。

鹿央地区において、P F O S を含む有機フッ素化合物の問題が明らかになって以来、多くの住民の皆様から不安の声が寄せられております。毎日飲んでいる水は安全なのか、自分や家族の健康への影響はないのか、今後どのような対策が取られるのかなど、住民の皆様は大きな不安を抱えながら生活を送られています。

住民の皆様の不安は今なお解消されておらず、いつになったら安心して水を利用できるのかという切実な声が私の下に多く届いております。特に、小さなお子さんや高齢者がおられる御家族では、その不安はより深刻なものとなっております。住民の皆様が安心して暮らせる環境を一日でも早く取り戻すためには、行政による正確な情報提供と迅速かつ丁寧な対応が求められております。

そこで今回は鹿央地区の P F A S 問題について、現在の状況と今後の対応方針、そして住民の不安解消に向けた取組について質問をいたします。

まず初めに、山鹿市健幸都市宣言についてお尋ねをいたします。

宣言文には、「豊かな自然に囲まれ、歴史と文化に彩られた郷土に感謝し、赤ちゃんから高齢者まで誰もが生涯を通じて心と身体の健やかさを保ち、地域とのつながりを大切にしながら、健康寿命を延ばし、幸せに暮らし続けることは私たちの願いです。住む「ひと」が元気であるならば、「まち」も元気になります。「まち」の元気を維持するためには、そこに暮らす一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりに取り組むことが大切です。誰もが住みたい、住み続けたいと思える「健幸なまち山鹿」を目指してここに健幸都市を宣言します。」とありますが、この宣言を行うに至った経緯と目的について、年度ごとの取組の内容と予算額について、健幸なまち山鹿を目指す取組として 5 つの取組が掲げてあります。5 つ目の「誰もが健幸になれるまちを目指しましょう。」とは、具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。また、行政の取組はどのように行っていくのか、お尋ねをいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

健康や幸福は、暮らしや産業を含め、生きる上であらゆるものの土台となるものであり、新市発足20周年を迎えるに当たり、市民一人一人が身体的・精神的・社会的に良好な状態、ウェルビーイングを実現するために、健幸都市を宣言いたしました。

令和6年4月のキックオフイベントを皮切りに、ライフステージに応じた事業や基本方針に基づく各施策を全庁的に推進することで人もまちも健幸となるよう両面から取り組んでいるところでございます。

また、世代を問わず地域全体で支え合う仕組みを構築し、本市の特色を生かした総合的な取組を行っていくことで誰もが健幸になれるまちの実現を目指しており、具体例を挙げますと、産後1年未満の母子を対象に、温泉を活用した産後リフレッシュ事業の実施や包括連携協定を結んでいる京都産業大学と温泉入浴習慣がもたらすフレイル予防効果についての共同研究などを行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

隈部議員。

[8 番 隈部賢治 議員 登壇]

○隈部賢治 議員

答弁にありました人もまちも健幸になるよう両面から取り組んでいる。また、世代を問わず地域全体で支え合う仕組みを構築し、本市の特色を生かした総合的な取組を行っていくことで誰もが健幸になれるまちの実現を目指しているとの答弁を踏まえ、次の有機フッ素化合物、P F A S の検出に伴う行政の対応についてに質問に移ります。

発がん性など健康へ影響が懸念される有機フッ素化合物、P F A S が、全国の河川や地下水などから相次いで検出されており、検出地点付近の住民の不安も高まっているところですが、山鹿市内でも鹿央地区内の元広区、上広区、下原区、堂米野区、下米野区内の基準値を超えるP F A S が検出されております。P F A S は人工的に作られた物質で、長く身近な製品にも使われてきました。代表的な物質には既に製造と輸入が禁止されておりますが、自然環境では分解されにくく、過去に廃棄された分が残留しているとされています。

P F A S の中でも特に使用されてきたのがP F O S とP F O A の2つの物質になります。P F O S はメッキ処理剤や泡消火剤などに使用され、P F O A は撥水材や界面活性剤などが主な用途であり、これらの物質は難分解性、高蓄積性のほか、長距離移動性も高く、北極圏を含め世界各国で広く残留しているとされています。

これら代表的 P F A S の物質について、2009 年以降、動物実験で肝臓機能や体重減少などの影響のほか、人体に対してもコレステロール値の上昇、発がん性や免疫機能への影響を示す報告が出されたことから、ストックホルム条約による国際的な規制が進み、P F O S は 2009 年に、P F O A は 2019 年に廃絶される対象物質になっております。これを受けて、日本では 2021 年までにこれら 2 物質の輸入や製造が原則禁止とされ、代替物質の P F H x S も 2024 年 6 月から同様の禁止物質に追加されるとあります。

一部繰り返しになりますが、この P F H x S は P F A S の一つであり、熱に強く水や油をはじき、また燃えにくく汚れにくいなどの特徴を持っており、消火器の消火剤や自動車のコーティング剤などに使用されてきました。しかし、P F A S は炭素とフッ素が非常に強い力で結びついているため、自然界で分解されずに水中や土壌に蓄積され続けてしまいます。また、体内に取り込んだ場合にも体から排出されることなく、体内に蓄積し続ける特性もありますと記されております。

このように、人の健康や生命に影響を及ぼす P F A S が検出された山鹿市内の地域住民に対して、山鹿市としてどのような対応をされているのか。また、当該地域住民に対して今後どのようなお考えの下で安心して生活でき、健幸になれるまちを目指そうと考えておられるのか。また、住民説明会が 4 月中旬に開催され、そのときに環境課から依頼があったアンケート調査の意見や要望などの回答を住民への結果説明などはどうされるおつもりなのか、お伺いいたします。

さらに、住民説明会の質問に対する回答の中に、健康調査は実施しないとされたのはなぜなのか。私がある地区に区長さんをはじめ、いろいろな方々にお話を伺う中で、近年、脳梗塞にかかった人が 4 人、肺などの呼吸器の病気にかかった人も増えたとお聞きをしております。当該区域内と他の地区の罹患状況を調査、比較する必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。

また、浄水器設置のためのプレゼンテーションを 5 月 20 日の午後 2 時から開催をされましたが、その目的は何だったのか。当日、仕事などの都合で参加できなかった住民の皆様への対応はどうされるのか、お伺いいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

まず本市では、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間で 15 か所の自治会所有の公民館の飲用井戸について有機フッ素化合物、P F A S の調査を行っております。

今回、本年2月25日、鹿央町下原公民館の飲用井戸の数値超過が判明したため、国の指針に基づき発生箇所から半径500メートル範囲の飲用井戸について、採水調査を県と行うと同時に、原因究明に向けた取組の一環としまして、採水調査を実施した世帯に対し、井戸の深さを盛り込んだアンケート調査を行っております。

また、地元からの要望に応じて4月15日から17日の3日間、地元説明会を開催し、参加者の方からの質問の要望や御意見を聴取しております。

その際、浄水器に関しての要望が多くありましたので浄水器メーカー6者によりますプレゼンテーションを5月20日に開催し、各社の採水調査の結果について、住民の方へお知らせいたします。

その結果を参考に、浄水器の設置を希望される方には、本市の浄水器設置補助金交付要綱を活用していただくように進めております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

隈部議員。

[8 番 隈部賢治 議員 登壇]

○隈部賢治 議員

住民が病気になれば国民健康保険の負担が増えますし、要介護になれば介護保険の負担が増えます。そういったことから、健幸都市宣言をして病院にかかる人や要介護となる人を少しでも減らそうというお考えの下に、健康福祉行政の施策を展開されていることは非常に評価いたします。

しかし、この飲料水として利用している地下水汚染の問題に対して、先ほど御答弁いただいた内容では本当に健康を維持できるのか、行政施策、行政支援と言えるのでしょうか。今の対応で十分と言えるのか。浄水器設置補助、当初の設置に対してのみ補助しますとうたい、設置後の水質検査の基準値以下とならなければ補助対象とはならない。また、水質検査は自己負担でしなければならない。さらに、家族の人数によっては使用量が変わってきますが、6か月から12か月程度で交換が必要となるフィルター代についても、メーカーによっては5万円以上するのもあります。これらのものが住民負担となれば、あまりにも行政は無責任と捉えられかねない状況であると思います。

浄水器の設置につきましては、住宅改造助成事業のバリアフリー関係の手すりやスロープなどの設置補助とは訳が違うと考えます。人間の体の水分の割合は成人男性でおよそ60%、新成人でおよそ80%です。体重が70キロの成人男性の場合、約42リットルの水分が体内に存在することになります。毎日の生活の中で人が生きていく上で飲用水は必要不可欠なものであり、健康を維持する上で非常に大切なものと

思います。

そこで、浄水器設置に関する質問ですが、まず浄水器設置補助金の交付要綱はいつ制定されたのか。補助要綱の中で指定物質の水質基準が超過しているとありますが、有機フッ素化合物、P F A S 以外のヒ素や硝酸性窒素やフッ素の水質基準はどうなっているのか。住民説明会のときに硝酸性窒素の対策も検討してほしいとの要望があったとのことですが、この要綱で対象となるのか。P F A S と同時に検出された場合、補助金額はどうか。この要綱の設置費用 2 分の 1 補助で上限が 10 万円とされていますが、その根拠理由、どのようにお考えか。

浄水器を設置した際のフィルターをはじめ消耗品の交換や修理、また数年先のこともかもしれませんが、更新時などの買換え費用はなぜ補助対象とならないのか。浄水器設置後の水質検査は購入者負担で実施するとなっておりますが、通常補助金を交付した側が正しく設置したかどうかを調査するものと承知しております。購入者の中には高齢者も多く、自分でできない方もいるのではないかと思います。検査を業者任せにするとすれば、様々な不正や疑惑が想定されます。

先ほども述べたように、全国の河川や地下水などから相次いで検出されている P F A S は自然界に存在するものではなく、明らかに人工的に作られた物質であり、近年になって当該地域で検出されたのは何らかの原因があるものと認識をしております。行政としてその原因となっているものについてどのように考えておられるのか。その原因をどのような方法で調査を行おうと考えておられるのか。今後、対象地域の住民の皆様が健康で安心して暮らすことができるために、誰もが住みたい、住み続けたいと思える健幸なまち山鹿を目指すために、どのようなお考えの下で安心して生活できるまちを目指そうと考えておられるのかをお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

鬼塚市民部長。

[鬼塚敦夫 市民部長 登壇]

○鬼塚敦夫 市民部長

御質問にお答えいたします。

まず、今回の P F A S の数値の件につきましては、地元の方には大変御不安な思いをさせておりますことに対して、大変申し訳なく思っております。今回、原因につきましては、今も熊本県と共同で数値超過周辺の聞き取りや飲用井戸の深さ等原因調査に努めてまいるといことにしておりますけれども、なかなか一概に原因が究明できるというところや早急にできるとは限りませんので、非常に時間がかかるものと考えておるところです。

また、補助金等につきましても、現在の補助金はこの P F A S 等に対応したもの

でもございませんので、硝酸性窒素そういったものの数値、そういったものも含めまして補助金につきましては改めて内部のほうで検討させていただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

隈部議員。

[8 番 隈部賢治 議員 登壇]

○隈部賢治 議員

過去には、他の地域で大きな災害があった際、災害地に飲み水を積んだ給水車を災害地に派遣された経緯があったとお聞きしております。これは災害地の方々から大変喜ばれたとお聞きしました。また、山鹿市内の上水道給水区域で火災が発生した場合など、消火栓から放水用に大量の水を一気に放出した際には、水道管内に付着している不純物が吐き出されて、しばらくの間、濁り水が出て飲み水として利用できなくなる場合などがあり、その際は飲み水を各家庭に配布されているとお聞きしております。

今回、P F A S が検出された地域においても、日常使用している飲み水を飲むことが健康を害するおそれがあるとなった今、給水車を運用するなど各家庭に飲み水を配布するなどの対応をされてもよかったのではとも思います。人が生活し生きていく上で飲用水は必要不可欠なものであり、健康を維持する上で非常に大切なものであります。人もまちも健幸となれるよう、また世代を問わず地域全体で支え合う仕組みを構築し、誰もが健幸になれるまちの実現を目指していただき、一日でも早く住民の不安解消に向けて、このP F A S の問題を進めていただきたいというふうに思います。

最後に、私の質問に対して返ってきてない答弁がありましたので、次回の質問の際には答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、隈部議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

○

午前11時13分 開議

○有働辰喜 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、金光一誠議員の発言を許します。金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号13番、金光一誠です。

限部議員の一般質問の答弁を聞いていますと、なかなか答弁が答弁になっていないような気が多々しましたので、私の答弁には正確に答えていただきますよう、よろしくをお願いします。

今回は、一般質問を3件行います。

初めに、道路、市道の整備方針についてお伺いをします。

本市の基幹となる幹線道路の整備につきましては、これまで道路法に基づき、国の補助事業や地方債等を活用し、道路の整備がおおむね進んでおり、安全で便利に通行できる交通の基盤が整っていると思っております。

その一方で、幹線道路の一部に未改良区間が数か所残っており、朝夕の通勤・通学に支障を来しているのが見受けられ、市民の方からよく尋ねられるのが、あその道路は道幅が急に狭くなっており、事故の起こらんか心配、どうにかならんだろうと言われることが幾度もあります。幹線道路の未改良区間が解消されれば、安心して通行できる環境が整います。なぜ解決できないのか、その理由についてはいろんなケースがあり、担当部署も苦労されていることかと思います。未整備区間の事業推進について、今後どのように進めていかれるのかお尋ねします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。森建設部長。

[森賢治 建設部長 登壇]

○森賢治 建設部長

御質問にお答えいたします。

本市における幹線道路の改良状況につきましては、1級市道は全17路線中改良率97%、2級市道は全18路線中改良率98%となっており、おおむね整備は完了しています。一方で、一部区間においては道路用地の取得ができておらず、局所的に道路幅員が狭い未改良区間が残っております。

幹線道路の拡幅改良は、地域交通網の充実や道路利用者の利便性の向上を図るため、沿線の地権者の皆様をはじめ、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら進めております。しかしながら、事業の実施に当たっては設計や測量、用地取得などの各段階で、様々な課題が伴います。

このため、未改良区間の整備につきましては、地域の皆様に丁寧な説明を行い、

十分な御理解と御協力をいただけるよう努めながら、早期の完成を目指して事業を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

未改良区間の整備を推進することは、交通事故の減少はもちろんのこと、安全面の確保ができ、そして利便性の向上が図られます。答弁では、地域の方や地権者の御理解と御協力がいただけたなら早期の完成を目指して事業を進めていくということです。交渉がまとまった路線があるやに聞くとありますが、あるのであれば間髪を入れず事業着手されるようお願いいたします。

2 回目の質問は、生活道路の速度制限についてお尋ねをします。

国は、道路交通法施行令の施行により、2026年、今年の9月1日より生活道路における自動車の法定速度を60キロメートルから30キロメートルに原則引き上げられる予定で、政府は今後2年間かけてドライバーや地域住民への周知・啓発を進めていく方針のようですが、その取組が遅いように感じます。山鹿市でも地域住民の日常生活に利用されている生活道路については、以前から時速30キロメートルの速度標識を見かけたりもしております。

質問は、事故による被害を最小限に抑えるため、本市においても市民の生命を守るため、独自の周知・啓発も先駆けて必要と考えますが、市の対応についてお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○功能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

生活道路の法定速度の見直しは、歩行者や自転車利用者の交通事故防止を図る上で、非常に重要な施策であると認識しております。

市民の生命と安全を最優先とする観点から、本市といたしましても、制度の趣旨や内容について、しっかりと周知・啓発に努めてまいります。

具体的には、山鹿警察署と連携し、広報やまがやまがメイト等を最大限に活用することで、制度の概要や対象路線の判断基準について、市民の皆様への確かな情報提供を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

次の質問、高齢者・地域福祉対策についてお尋ねをします。

本市においては、高齢者の割合が年々増加傾向にあります。そのような中、高齢者・地域福祉対策については、各種の支援サービスにより利用者の自立した生活が維持されており、結果としてお金も多く費やしているものの、生活の支援については充実した対策が講じられていると思っております。

第3次の山鹿市総合計画の基本構想、未来ビジョンは、「ずっと住みたい健幸都市やまが」であります。また、アクションプランの施策を見ると、高齢者福祉では、主な取組の内容と4つの視点に関連するプロジェクトが2つ掲げてあります。どちらも高齢者を巻き込んだ参加型の事業と考えます。福祉対策はどれも重要であると理解しますが、どのような生活支援が高齢者にとって特に重要と考え、事業を進めていかれるのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

原福祉部長。

[原幸徳 福祉部長 登壇]

○原幸徳 福祉部長

御質問にお答えいたします。

本市の人口推計では、総人口が減少傾向をたどる一方で、高齢化率は上昇を続け、地域社会を支える担い手となる生産年齢人口が減少していくという、厳しい局面を迎えることが予測されます。

このような状況の下で行政主導型のサービスだけで、高齢者の生活支援ニーズをカバーし続けることには限界が生じてまいります。

これからの生活支援対策は、地域ぐるみの互助システムの構築が必要と考えており、具体的には、元気な高齢者が地域で支援を必要としている高齢者を支える仕組みづくりを推進してまいります。これは、高齢者が地域社会とのつながりを持ち、役割と生きがいをもって活動することで、自身の健康増進や介護・フレイル予防にもつなげようとするものです。

地域の高齢者が支え合い、誰も孤立することなく、それぞれの地域において、社会参加や役割を見いだせる環境を整え、安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

行政主導型のサービスだけでは限界が生じてくるので、これからの高齢者の生活支援対策については地域ぐるみの互助システムの構築が必要で、元気な高齢者が地域で支援を必要としている高齢者を支える仕組みづくりを推進するという答弁内容でございましたが、具体的な個別事業等の内容が大変見えにくくありまして、理解に苦しむところであります。

また、昔と比べ、元気な高齢者もいろんな考え方があり、老人会に加入しない方、仕事をしている方など様々で、協力的な地域はいいとしても非協力的な地域もあるかと思われまます。誰一人取り残すことがないよう、まずはモデル事業などを通してシステムを構築することも必要ではないかと思うところです。

最後の質問をします。最後の質問は、公共施設の管理についてお尋ねをします。

本市が所有している公共施設や土地については、これまでも質問をしてきましたが、売却や譲渡など一定の成果があったと思っております。しかし、合併前に建築されました体育館については老朽化、そして地域の人口減少や高齢化により、利用者が少なくなり稼働率が悪くなっているのが現状ではないでしょうか。

このままでは施設の修繕と維持管理に毎年多額の費用を要することになりますので、早い時期で総点検を行い、スクラップ・アンド・ビルドが必要ではないかと考えます。市営住宅や他の建物についても同様なことかと思えます。将来を見据えた対策を望むところで、この件については改めてお聞きをしたいと思えます。

話は少しそれますが、市民球場のことです。豊田議員が初日に質問されました次の日、土曜日に還暦の県大会があり、感じましたことは、バックスクリーンのスコアボードはただあるだけで機能していないのが実情。また、ベンチの中に以前あった排水溝の蓋、グレーチングがしてありましたが、現在取り外されており、私も側溝に足を踏み込みましたが、相手のチーム３人の方が足首を捻挫されました。大変危険な状態で整備が必要と思っておりますので、安全で気持ちよくできる球場整備をしていただきたいというふうに思っておりますので、早急な対策をお願いするところです。

今回の質問は全然違いますけど、あんずの丘にあります押し花館の活用についてお尋ねをします。

あんずの丘が開園したときには管理棟をはじめ、押し花館、ハーブ館、陶芸館な

いろいろな施設がありました。現在、押し花館については第三セクターの菊鹿フラワーバンクがなくなりましたので、数年間閉ざしている状況で景観的にもいいとは言えません。今後の利活用についてどのように考えておられるのかお尋ねをします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

特産工芸村あんずの丘は平成6年に完成して以来、30年間にわたり多くの市内外の皆様にご利用をいただいている施設です。中でも押し花館は押し花の世界への入り口としてサークル活動を基盤に、押し花教室、雑貨販売、アート作品のギャラリー展示などで親しまれ、多くの方に愛されてきました。

しかしながら、運営を行っていた法人が撤退したことにより、令和3年9月をもって閉館となりました。その後、運営・管理を担っている指定管理者とも施設の活用について協議・検討をしまいましたが、具体的な再利用の方針が定まらず、長期間にわたり閉館状態が続いております。

このような中、本市が推進するやまが和栗振興策の一環として、隣接する洋菓子店が押し花館を改修し、新たに山鹿市産の栗を使用した商品の開発、製造・販売を行う施設として活用する計画が進んでおります。

この取組により、やまが和栗の需要喚起による生産量増加、山鹿市への集客促進、地元特産品を活用した商品販売の拡大へとつながることを期待しております。

今後もこの計画が円滑に進むよう支援を行いながら、事業展開に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

金光議員。

[13番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

活用されることに安心しました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○有働辰喜 議長

以上で、金光議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原芳郎議員の発言を許します。原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号7番、原芳郎です。

発言通告に従いまして、一般質問を2件質問いたします。

まず1件目に、山鹿市の農地及び農業振興について伺います。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、全国的に耕作放棄地が増加している話をよく耳にいたします。本市においても担い手不足や離農等を背景に、遊休農地の増加が地域課題となりつつあります。

皆さん御存じのとおり、耕作放棄地の増加は単に農地が使われないだけではなく、雑草の繁茂や有害鳥獣の発生、景観の悪化、さらには周辺農地への悪影響など、地域環境全体へ影響を及ぼす問題であります。また、農地が荒廃することで将来的な地域農業の維持そのものが困難になることも懸念されます。

こうした中、本市では地域計画の策定や農地集積の推進が進められ、耕作放棄地、遊休農地の現状をどれだけ把握されているのか、直近での耕作放棄地の増減、地域別での課題や特徴を伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。廣田農業委員会事務局長。

[廣田浩之 農業委員会事務局長 登壇]

○廣田浩之 農業委員会事務局長

御質問にお答えします。

農業委員会等に関する法律第6条第2項に定めております、農業委員会の所掌事務の一つとしまして、農地等の利用の最適化の推進がございます。その内容は、農地の集積、耕作放棄地の解消及び新規参入の促進の3点について目標を設定し、その達成に向けて活動することとされております。

その中で耕作放棄地の状況調査を行っておりますが、令和4年度に32.6ヘクタールの耕作放棄地を確認し、以降、令和5年度は38.3ヘクタール、令和6年度は54.0ヘクタール、令和7年度は61.7ヘクタールとなり、年々増加傾向にあります。なお、調査で判明した耕作放棄地のうち、令和4年度から令和7年度までに合計17.8ヘクタールが解消しております。

なお、地区ごとに平小城、三岳、川辺、岩野、岳間、広見、内田、六郷、城北、鹿央の山内を中山間地域、米田、三玉、大道、稲田、中富、千田、米野岳を平たん地、残る山鹿、八幡、来民を都市周辺部と区分して、それぞれの耕作放棄地面積を整理しますと、中山間地域が37.7ヘクタールで61%、平たん地が19.7ヘクタールで32%、都市周辺部が4.3ヘクタールで7%でございます。

区分ごとの傾向としましては、中山間地域では、まとまった広い範囲で耕作放棄地化しているところがございます。平たん地におきましては、特に畑地において、基盤整備された農地においても耕作放棄地化が見られます。また、都市周辺部では、宅地に介在する農地が耕作放棄地化することで、周辺の住民生活への影響が出ているケースが見られます。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

現在の耕作放棄地の状況は分かりましたけれども、解消された17.8ヘクタールは何を耕作されたのか。また、耕作放棄地の解消に向けてどのような対策を行ったのか。特に、農地の担い手確保、農地集積、不在地主の対応、相続問題についての認識を伺います。

○有働辰喜 議長

廣田農業委員会事務局長。

[廣田浩之 農業委員会事務局長 登壇]

○廣田浩之 農業委員会事務局長

御質問にお答えします。

農業委員会では、毎年7月から8月にかけて、農地の利用状況調査として、耕作放棄地や違反転用の実態を調査を行っております。

この調査の結果、耕作放棄地や違反転用が見つかった場合は、所有者に対して解消するよう指導を行っており、売却や貸付けの意向の確認も行っております。また、再生が困難な農地につきましては、所有者の意向を確認しながら非農地とする判断を行っております。解消につながった農地につきましては、解消後の作付内容までは把握できておりませんが、所有者で耕作または管理を再開されたり、担い手の貸付けが成立したりしております。

一方で、農地所有者が高齢であるなどの理由により解消が困難である場合も多く、耕作放棄地を解消した後に、そこを耕作する担い手を確保するというのが大きな課題となっております。また、不在地主、未相続等の理由により土地の管理者を特定できず、解消につながらないケースもあり、いわゆる所有者不明農地も耕作放棄地の解消における課題の一つとなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

認識はされているということで、耕作放棄地問題は農業分野だけではなくて、地域づくりの視点も重要と考えます。例えば、新規就農支援、地域営農組織支援、鳥獣害対策、多面的機能支払制度の活用など、総合的な対策、対応が必要です。

再生困難な農地においては、今後の土地利用も含めた検討が必要になってくると考えます。耕作放棄地対策を進めていく上で、地域計画との連動、地域住民の理解、農業委員会、関係団体との連携強化についてどのように取り組まれていくのか伺います。

○有働辰喜 議長

廣田農業委員会事務局長。

[廣田浩之 農業委員会事務局長 登壇]

○廣田浩之 農業委員会事務局長

御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の解消に向けては、担い手の確保が最も重要であると考えております。令和 7 年 3 月に、山鹿市内を 10 の地域に分け、10 年後に誰がどのように農業を進めていくのかを示す地域計画の素案を策定しました。

この素案を基に、農業委員、農地利用最適化推進委員が中心になり、市長部局、県、農協、農地中間管理機構等の関係機関とともに、地域の担い手や農地所有者に呼びかけて、地域座談会を開始しております。座談会では地域計画の素案を基に、担い手への農地の集積・集約や担い手をどのように確保していくか、耕作放棄地や将来耕作放棄地になりそうなところをどう対処していくかなど、地域の課題について話し合いをしていただきます。

今後も、地域全体の理解が深まるよう話し合いを繰り返していき、耕作放棄地の解消に向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

5 月 8 日の農業新聞で、「農水省は農地の利用を調整しやすくするため、不在地主の増加を防ぐ対策の検討に入った。農業をしていない家族にも農地を生前贈与できる制度を視野に入れる。現行の農地法では、生前に農地の所有権を移転できるの

は農業者のみ、親が生きている間に農地の所有権を移すことができる仕組みを議論する」ということで、不在地主に対しての対策が検討されます。

農地は食糧生産の基盤であると同時に、地域環境や景観、防災面でも重要な役割を担っています。耕作放棄地対策は単に農業問題だけではなく、地域の将来に係る重要問題です。また、今後の工業団地整備において、農地の価格上昇、小作料の問題などなど、農地の賃貸でも様々な問題も懸念されると考えられます。

今後、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を進められることを期待しまして、2点目、農産物のブランド化について伺います。

4月から6月にかけて最盛期を迎える山鹿市を代表する特産品でもあるスイカは、農林水産省統計を基にした市町村ランキングで、収穫量、出荷量ともに全国4位であり、全国有数の大産地です。全国的にも高い評価を受けており、本市の農業振興や地域経済を支える重要な農産物であることは言うまでもありません。

しかしながら、近年は肥料、農薬、資材、燃油等の高騰により、生産者の経営を圧迫しているのが現状です。例えば、農業用ビニールでは、令和3年で1メートル127円から令和7年にかけて1メートル187円。60円値上がりで10アール当たり約25万円のビニール代がかかります。10アール当たり約10万円、令和3年から7年まで上昇しておるのが今の現状なんです。

また、肥料に至っては、令和3年では国産尿素が20キロで1,529円だったのが、令和8年には2,673円と75%も高騰している状態です。また、JAかもと管内でスイカの作付面積が平成28年から令和8年において、115.8ヘクタールの耕作面積の減少、植木町を除いた大玉作付面積は令和3年151.32ヘクタールが令和8年には117.33ヘクタールと約34ヘクタールの減少となり、JAかもとの部会員数においては、145名の減少状態です。

そういった中、山鹿スイカを本市のブランドとして守り、育てていくためには、生産者が安心して経営を継続できる環境整備が重要であり、そのためにはブランド価値に見合った適正価格での販売が重要であると考えます。

そこで、山鹿スイカの全国での位置づけを山鹿市は把握しているのか。現在のスイカ生産農家を取り巻く経営環境について、特に物価、資材高騰の影響をどのように認識し、山鹿スイカのブランド価値をさらに高めるため、市として今後どのような施策を考えておられるのか伺います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

まず、スイカの生産量につきましては、農林水産省が公表しております令和6年産の統計データによりますと、熊本県は約4万2000トンと全国1位の生産量を誇っております。

また、同じく令和6年産の熊本県の統計データを見てみますと、本市は植木町を含む熊本市に次いで県内2位の生産量となっております。このようなことから、全国的にも熊本県、特に本市がスイカの主要な産地であるということがうかがえます。

次に、本市の近年の生産状況につきましては、J Aかもとの取りまとめたデータによりますと、令和2年の作付面積が180ヘクタールでしたが、令和6年が165ヘクタールと15ヘクタール減少し、率にして約8%の減少となっております。

また、収穫量につきましても、令和2年が7,030トンに対し、令和6年が6,249トンと781トン減り、約11%の減少となっております。

一方、販売額につきましては、令和2年の約13億9000万円に対し、令和6年には約14億5000万円と約4%増加しております。

昨今の中東情勢の影響により、農業用フィルム資材、肥料、燃料等の価格が軒並み上昇しており、農業従事者の皆様の負担が増大している状況につきましては十分に認識をしております。

こうした状況を踏まえ、本年3月にはJ Aかもと、県鹿本地域振興局、そして本市が連携して、スイカ産地の維持・発展を目指したキックオフ会議を開催いたしました。

本市といたしましては、スイカバスツアーの開催や、スイカ農家をモデルとした新規就農者向けの啓発動画の活用といった取組に加え、SNSを活用した情報発信を支援する計画としております。

また、県内外で開催される新規就農相談会では、スイカをテーマとした出展を行い、専業農家の後継者育成やスイカ農家の新たな担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

スイカの栽培は、土づくりから苗づくり、定植、そしてつる引きなどの重要な手入れ、果実にするための交配、防除作業に栽培技術が加わり出荷となります。簡単に言ってもこれだけの作業が1玉に対してかかることは皆さんも御存じだと思って

おります。産地を守っておられるスイカ生産者の技術を次世代へ継承できるように期待いたします。

近年は、先ほどからよく耳にしますが、やまが和栗に本市は力を大変注いでおられます。確かに西日本一の栗のブランド化も大変重要だとは考えますけれども、現在ＪＡかもと管内の春スイカは全国１位です。熊本市ではすいかの里を中心にスイカを多方面で全力でアピールされております。同じＪＡかもと管内で行政区が違うだけで、こぎゃんも差の出るもんかなと私は不思議でなりません。

生産者の方々は、ともに切磋琢磨をし、農地もスイカというブランドも必死に守っておられます。山鹿スイカというブランドを今後どう守るのか。また、山鹿スイカの品質やブランド価値を消費者に発信し、価格競争に巻き込まれない販売戦略や販路拡大について、どのように取り組んでいくのか。今後、産地を次世代へ継承するために、生産者が誇りと希望を持って経営を続けられる環境づくりが不可欠です。全国４位の山鹿スイカを生産者の努力が報われる施策を、支援策を市長はどう考え実行されるのか伺います。

○有働辰喜 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

スイカは、本市の農業経済を支える非常に重要な基幹産業であり、その高品質とブランド力は全国的にも高く評価されております。

しかしながら、生産者の高齢化や後継者不足に加え、気候変動による農業環境の変化など、産地を取り巻く課題がますます深刻化している状況であると認識しております。

これらの課題を克服し、本市が誇るスイカ産地を次世代に継承するためには、生産現場の負担軽減が不可欠であると考えております。具体的な施策として、引き続き農業機械導入に対する補助制度を継続し、生産者の皆さんが安心して営農を続けられる体制を整備してまいります。

また、担い手の確保に向けては、ＪＡかもと担い手育成センターを活用し、就農希望者への研修の充実に努めることで、新規就農者の育成に積極的に取り組んでまいります。

さらに、ＪＡかもとの統一ブランド、夢大地かもとの価値の維持向上と生産技術の向上を目指し、ＪＡかもとと連携を密にしながらＰＲ活動を実施してまいります。

スイカの生産は、単なる農業活動にとどまらず、地域文化の継承に深く関わるものであります。こうした視点を踏まえ、生産技術の向上や継承を含めＪＡかもとや

関係団体、生産者の皆様と協力し、地域が一体となった持続可能な産地づくりを目指して、今後も取り組んでまいります。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

現在、ビニール及びハウスパイプなどの被覆資材、A重油等の燃油、肥料など、価格の上昇が止まらない中、販売の努力でスイカの単価は維持できてはいますけれども、生産者の方々は資材が入ってこないではないだろうかという不安、また資材の高騰に不安を大変抱えているのが現状です。

そういった状況も市長は把握され、様々な支援を考えておられることと思いますので、今後の施策に大いに期待いたしまして、2件目に、ふるさと納税について伺います。

今までふるさと納税の在り方、共に頑張れる仕組みづくり、そしてふるさと納税での活用の在り方等々毎回質問してきましたけれども、この制度については何度も言っておりますけれども、平成20年度の税制改正により、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であります。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な行政サービスを受け育ち、進学や就職を機に生活の場を都会に移され、その転出先で納税をされておられます。今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度として創設されております。

この制度が始まり、今日まで市職員の方々、中間事業者の方々、また返礼品事業者の方々の努力により、様々な方に山鹿市を応援していただいております。財政状況が厳しい中、本市独自の取組に活用できる財源としまして、まず1点目、令和7年度の実績及び返礼品の内訳、また返礼品へのクレームの対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

令和7年度の寄附金額の実績は、9億2045万6440円で過去最高額となり、令和6年度の8億5568万775円に比べ7.6%の伸びとなっております。また、令和5年度の7億1505万8078円に比べて29%の伸びとなっており、金額にしますと約2億540万

円増加しております。

寄附金額の多かった上位 3 品目につきましては、米が 4 億 3372 万円と一番多く前年比 110.8%、次いで、肉類が約 2 億 1046 万円の前年比 106.5%、3 位はスイカやブドウなど野菜・果物類が約 1 億 3671 万円の前年比 102.4%と、いずれも前年度を上回っております。

次に、返礼品に関するクレームにつきましては、市の担当課へ直接電話やメールを受けるケースもありますが、多くは中間事業者が設置しているコールセンターへ、昨年度は 60 件ほど寄せられております。

主な内容としましては、品質への不満やイメージの相違などではありますが、中間事業者において寄附者と返礼品提供事業者間での事実確認を行った上で、問題があれば返礼品の交換など迅速かつ丁寧に対応しております。

あわせて、原因究明と再発防止の協議につきましても 3 者が連携して行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

寄附金額において、過去 3 年で約 2 億 540 万円の増加となり、9 億 2045 万 6440 円と過去最高額、市長が目指すところまであと僅かでございますけれども、大変な努力が認められると思います。全国的に見ても米が人気返礼品であり、そこは令和の米騒動だった令和 7 年での結果もあるとは考えられます。

しかしながら、返礼品においては農林畜産物が主流ですので、売れ切れ、サイズ及び品質の問題などのクレーム対応、再発防止にも努められるということで、まだまだこれからの伸びを期待するばかりです。

次に、ふるさと納税による使途及び活用について伺います。

令和 6 年 12 月議会にて、寄附者の意向を尊重し、選んでいただいた使途に沿った事業に活用し、使途の指定がない場合は市政運営に掲げた選ばれる山鹿、健幸なまち山鹿に資する事業、地域の課題解決につながる事業や人口減少対策など、山鹿市の未来に向けた事業に広く活用していくとありましたので、寄附金をこういった事業に充当されたのか、より詳しく伺います。

○有働辰喜 議長

功能総務部長。

[功能宇治 総務部長 登壇]

○機能宇治 総務部長

御質問にお答えします。

令和7年度の主な使途実績としまして、「地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出」につきましては、次世代の農業、商業の担い手を創出・支援するための地域農林業担い手育成支援、未来のリーダーづくり支援、商工業後継ぎ支援等に約9800万円を、「住みやすく子育てしやすい環境の充実」については、子供の医療費や個別予防接種費用の助成、ランドセルの購入等に約2億2600万円を、「健やかで安心して暮らせる地域の実現」については、在宅高齢者のための配食支援や外出支援、夜間・休日の救急医療体制の確保、交通安全施設の整備等に約5300万円を活用いたしました。

また、使途を特定しない「市長におまかせ」につきましては、工業団地の整備や良好な住環境を図るための住宅用地の整備支援、持続可能な公共施設の管理体制を構築するための包括管理委託等に約2億5200万円を活用いたしました。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

昨年と比べますと、「地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出」では、約2100万円の減の約9800万円、「住みやすく子育てしやすい環境の充実」では、約3700万円の減の約2億2600万円、「健やかで安心して暮らせる地域の実現」は増減なしの約5300万円、「市長におまかせ」にあつては、約2200万円から大幅に増えて約2億3000万円増の2億5200万円と、令和7年度の使途実績では、使途を指定しない「市長におまかせ」が最も重要な施策だったということが分かります。

昨年12月の答弁では、山鹿市の未来に向けた取組事業に広く活用するとあっております。活用できる寄附金においては、令和6年度は約4億5700万円、令和7年度は約6億2900万円を充当されております。幅広く活用できる寄附金ですけれども、「市長におまかせ」が約2億3000万円増えて2億5200万円活用されております。ただいまの答弁で工業団地の整備と聞こえましたけれども、工業団地の整備は財政調整基金と起債での造成工事と説明を受けていましたので、今の答弁にはちょっと違和感があったというか、何か違和感を持ちました。

寄附金の8割から9割を占める返礼品は農林畜産物です。それぞれの産物が5年後、10年後にさらなる進化ができるような活用が重要だと考えます。また、寄附金の活用が地域維持のため区役等に使えるよう、ラジコン草刈りの機械の導入とかそ

の補助だったり、街を明るくする街路灯の整備だったりとか、有害鳥獣対策として猟友会の支援だったりとか、いろんな様々な寄附金の活用が目に見える形で残る、そういった施策を期待するところでございます。

次に、今後のふるさと納税の取組について伺います。

より多くの返礼品の増加が見込まれるＪＡかもととの連携、返礼品の提供に係る配送料が発生しない、また新たな寄附者の掘り起こしにつながる現地決済型ふるさと納税サービスの導入がどれだけ進んだのか伺います。

○有働辰喜 議長

新堀商工観光部長。

[新堀竜一郎 商工観光部長 登壇]

○新堀竜一郎 商工観光部長

御質問にお答えいたします。

ＪＡかもととの連携につきましては、昨年度から米・肉などの定期便や野菜・果物類の詰め合わせセットなどの、新たな返礼品の創出に向けて協議を行っているところです。

今後、協議を重ねていき、寄附金額の増加を図ってまいります。

次に、現地決済型ふるさと納税につきましては、昨年12月から導入し、現在、市内の飲食店やゴルフ場など4店舗で利用することができ、本年3月までに1件、1万円の寄附がっております。

今後の取組としましては、現地決済型の利用店舗数の増加に向けて、飲食店や温泉施設などを中心に事業者との協議を進め、新たな寄附者層の掘り起こしにつなげてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

原議員。

[7番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

今後、ＪＡかもととの協議がスムーズに進み、現地決済型においては利用店舗の増加を大変期待するところでございます。

何度も言いますが、自主財源の確保において、ふるさと納税による財源確保が極めて重要な役割を持っているということは言うまでもありません。ふるさと納税基準の厳格化への確実な対応と今後の持続可能な運用体制の構築について、寄附金のさらなる増加とより効果的な活用を切に願うところです。

山鹿市が地域が活性していくためには、今以上の施策が必要と考えます。伸ばす

ところは伸ばす、使うところには徹底して使う、そしてしっかり産業を守り、市民を守る、山鹿市民が笑顔になる施策をまだまだ期待しまして、私の一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。再開は、午後 1 時 10 分といたします。

午後 0 時 07 分 休憩

○

午後 1 時 07 分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号11番、山下誠治です。

発言通告に従いまして、2 件の一般質問をさせていただきます。

1 件目は、指定管理者制度について、2 件目、読書活動推進について、一問一答にてよろしくお願いします。

まず 1 件目、指定管理施設の募集についてお尋ねします。

私、令和 5 年 6 月定例会において質問しました指定管理料の算定方法が見直しされた 4 施設、道の駅小栗郷、水辺プラザかもと、特産工芸村・鞠智城跡物産館、鹿央生産物直売所・鹿央古代の森交流施設の 4 施設、この 4 施設が来年、令和 9 年 3 月末に期間が終了します。次期指定管理者の募集方法について、施設ごとに方法と理由をお尋ねします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

現在の指定期間における選定方法は、道の駅小栗郷と水辺プラザかもとの 2 施設が第三セクターによる非公募方式で、特産工芸村・鞠智城跡物産館及び鹿央生産物直売所・鹿央古代の森交流施設の 2 つの施設が公募方式により指定管理者を選定されております。

指定管理者制度の本来の趣旨は、民間事業者等の持つ創意工夫や専門的なノウハウを広く活用することで、市民サービスの向上と効率的な行財政運営を実現することにあります。指定管理期間の終了を控える中で、現在の管理方法が適当であるかどうか、さらには市民サービスをさらに向上させるための方法や施設の新たな活性化策がないかを多角的に検証することが必要であると判断しております。

なお、過去の一般質問におきましても、指定管理者の選定時には公募による募集を行う旨を答弁してきたところです。これは、決してこれまでの管理運営を否定するものではなく、施設のポテンシャルを最大限に引き出すことで、結果的に市民の皆様へ還元することを目的とするものです。

その観点から、今回の指定管理者募集に当たりましては、公募により募集を実施したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

総務省のデータや指定管理者協会などの資料を見ると、第三セクターによる施設は6割強は非公募だそうです。ただ、その大きな理由として、もともとその施設を運営するがためだけに設立された団体、法人、地域の雇用を維持継続していくためと記されています。

しかしながら、答弁のとおり、民間事業者の持つ創意工夫や専門的なノウハウを広く活用し、施設のポテンシャルを最大限に引き出すことで、市民の皆様へ還元することを目指す、よって公募ということです。

今後は、地域コミュニティを支援する地域施設のような特定の施設などを除き、例えば八千代座、さくら湯など、今後期間満了を迎えるほかの施設についても、ぜひ公募での募集により、よりよい施設運営ができるようにしていただきたいところです。

次に、令和5年度の指定管理料見直しの際、売上げが発生する商業エリア、管理費のみ発生する公園や駐車場エリアなどに区分して算出するということでした。ただ、現在の異常とも言える物価高騰の折、今回の管理料算出についてはどのように考えておられるのかお聞きします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

指定管理料の積算方法につきましては、施設全体に要した経費を施設管理経費と販売経費の2つに区分しております。施設管理経費は、施設の維持管理等に係る経費であり、一方で販売経費は、物産館やレストラン等の運営経費に該当します。

指定管理料の算出に当たりましては、施設管理経費を対象に、施設利用料や収益部分使用料を控除した額を基準としております。これにより、適正な指定管理料が積算されているものと考えております。

また、販売経費につきましては、物産館やレストラン等の収益施設における販売収入をもってその費用に充てております。この販売収益は指定管理者の利益ともなるため、経営の適正化や効率的な運営を図る仕組みとなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

指定管理者が選定されると、基本協定書を締結されます。指定管理期間の5年の間には、エネルギー価格、物価の高騰や最低賃金の引上げなど、著しい環境変化が訪れることがあります。この環境変化に対応するため、基本協定書とは別に実施協定書を毎年度締結し、指定管理料を変更する方式も考えられますが、そのことについてはどう考えられますか、お尋ねします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

昨今のエネルギー価格や物価の高騰、さらには最低賃金の引上げに伴う人件費の上昇は、公の施設の管理運営を担う指定管理者の経営に大きな影響を与えているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、国は地方自治体に対し、物価や最低賃金の引上げに伴うコスト増を指定管理料の算定に適切に反映させるよう、通知等を通じて要請しております。

本市におきましても、基本協定の条項の中に、指定管理料を変更すべき特別な事情が生じた場合には、協議して定めるものとする旨、明示しておりますが、今後は

総務省からの通知を踏まえ、基本協定へのスライド条項の明示や具体的な運用ルールの設定を検討していく所存です。

その際には、国の方針をはじめ、他自治体の先行事例を十分に調査し、スライド条項の具体的な導入に向けた検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

現在、指定管理施設は31施設と聞いております。今後、指定管理者選定については、公募を核として施設ごとに適した募集方法で行われることに期待いたします。また、民間譲渡についての検討を進めていく時期も来ているのかなと、そう思うところです。

次の質問に移ります。読書活動推進について、公立図書館と学校図書館の連携、職員の部署の一本化、電子図書導入の進捗状況についてお伺いします。

現在、公立図書館と各小中学校の学校図書館は、それぞれ独自の蔵書管理システムで運用されているために、お互いの情報が分断されている状況です。そのために、子供たちは公立図書館用のカード、学校図書館用のカードと使い分けなければなりません。

令和6年に学校図書館のパソコンがやっとインターネットに接続されるようになりましたが、蔵書の検索や予約ができるだけで、それが連携とは疑問です。公立図書館と学校図書館のシステム連携一本化について、どのようにお考えなのかお尋ねします。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

公立図書館と学校図書室の図書管理システムは、それぞれ令和11年11月まで5年間のリースとしておりますので、現在、連携はしていません。

現在の図書システムは、公立図書館と学校図書室の関係職員で必要な機能を協議し導入しております。システムの連携につきましても、各学校からの要望が少なかったこと、連携機能を満たすための費用が高額となることから、連携を見送っております。

なお、学校図書室のシステムは、インターネット接続の環境を整備しておりますので、児童生徒が学校から公立図書館の蔵書を検索し、予約が可能です。

また、貸出カードの一本化につきましては、システムの連携時に整備するものと考えております。

今後も、児童生徒の読書活動の推進のため、図書館職員や読書活動推進員による協議の場を設け、情報の共有等を図るとともに、次回のシステム更新に備えてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

ただいま答弁いただきましたとおり、情報の共有化を図り、子供たちのためによりよい読書活動推進ができますよう、ぜひとも更新時にシステムの一本化をよろしくお願いいたします。

次に、公立図書館職員と読書活動推進員の部署の一本化についてお尋ねします。

公立図書館は市民の生涯学習の拠点、学校図書館は児童生徒の読書活動の拠点として、それぞれ役割の違いは承知しておりますが、公立図書館と学校図書館のよりよい連携を推進するためにも部署の一本化を検討されてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えします。

現在の図書職員は、生涯学習・スポーツ課が所管する公立図書館21名、学校教育課が所管する学校図書室の読書活動推進員6名が在籍しており、いずれも会計年度任用職員になります。

また、公立図書館と学校図書室職員の連携としまして、令和7年度よりそれぞれの代表者、生涯学習・スポーツ課及び学校教育課の担当職員による連携会議を年4回開催しており、本年度も研修や先進地視察の実施に向けて進めております。

公立図書館と学校図書室職員の配置換えにつきましては、それぞれの施設職員として求める業務内容に違いがあるとともに、資格が必要な職種もあることから十分な検討が必要と考えます。

今後も、それぞれの現場から意見を集約するとともに、公立図書館と学校図書室との相互理解と連携の強化に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

なかなか一本化に向けて課題が多いことは理解します。しかし、学校図書館の現状としては山鹿市13校を6人の読書活動推進員で担当し、日割りで巡回をしている状態と聞いております。

文部科学省の第6次学校図書館図書整備等5か年計画には、公立図書館は学校図書館支援センターの設置と積極的な活用を求めており、支援センターは公立図書館に設置できるとし、国は公立図書館が学校図書館を専門的に支援する体制を整えることを明確に方針として示しています。

近隣自治体によっては職員の部署を一本化し、公立図書館と学校図書館の連携強化や人材の共有化を進めることで、読書活動の資質向上を図っている例も見られます。

今後は、本市の未来を見据えた図書館行政の在り方について、前向きな検討を期待します。

最後に、電子図書館導入についてお尋ねします。

これまでに何度も質問をしてきましたが、電子図書導入に向けた現在の進捗状況をお聞きします。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

電子図書館の導入につきましては、これまで県内自治体の先行事例を参考にしつつ、広域連携を含めた導入の在り方について検討を重ねてまいりました。広域連携には、費用面での利点がありますが、他の自治体との調整に相応の時間を要することが懸念されます。

一方、単独導入では、本市の地域資料の電子化や市民ニーズに合わせたサービス提供が柔軟に対応できるという利点がございます。こうしたメリット・デメリットを踏まえながら、本市にとって最適な導入方法について、今後、さらに調査・研究

してまいります。

引き続き、県立図書館や県内自治体との情報を交換しながら、市民の皆様にとって使いやすく、親しまれる電子図書館の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

山下議員。

[11番 山下誠治 議員 登壇]

○山下誠治 議員

これまでも答弁で協議検討を進める、今回も実現に向けて取り組んでいくと前向きな答弁をいただきました。

電子図書館はインターネット環境さえあれば、24時間365日いつでもどこからでも本を借りて読むことができます。開館時間に図書館へ行くことが難しい働く世代、移動が困難な高齢者や障害をお持ちの方、そして何よりも1人1台のタブレット端末を持つ子供たちにとって、読書や調べ学習の機会を圧倒的に広げる画期的なサービスです。

電子図書館のメリットは十分に御理解いただいているものと思っております。令和5年度から令和9年度までの第4次山鹿市読書活動推進計画内に明記してある電子図書導入の実現をお願いして、質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆様、こんにちは。

議席番号17番、勢田昭一です。

発言通告に従って、次の2点について一般質問をいたします。

1点目に、子供たちの安心・安全とそこで働く人の待遇について、2点目に、山鹿農業の展望と課題についてであります。それぞれに一問一答でお願いいたします。

最近、日本各地で子供に関する痛ましい事件が起きております。3月23日、京都府南丹市において男子小学生が失踪し、殺害された事件。5月6日、福島県郡山市の磐越道で高校生21人が死傷したバス事故。このように今まで何も起きなかった教育機関や交通機関の中で子供たちの安心・安全が脅かされております。

そこで、3つのことについてお尋ねいたします。

1点目に、学校給食センターについて。2点目に、スクールバスの安全管理につ

いて。3点目に、小規模特認校についてであります。

最初に、学校給食センターの運営についてであります。

昨日の工藤議員の質問にありましたように、鹿本給食センターでは水の異臭問題が発覚しております。そして数年前には、同じ鹿本給食センターで異物の混入がございました。そのために子供たちへの安心・安全な給食の提供が望まれます。早急に学校給食センターの供用開始の要望があり、その供用開始の具体的なスケジュール等も示されております。しかしながら、中東情勢による物価高騰など心配な状況になってきております。

そこで最初の質問をいたします。学校給食センターに関するスケジュールの進捗状況と運営方針の決定時期を伺います。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

新給食センターにつきましては、令和10年8月下旬の2学期からの供用開始に向けて、事業を進めております。現在のところおおむね計画どおりであり、本年7月の着工を目指しております。

また、運営方針につきましては、現在精査中ですが、人員の確保とコスト意識を持ち、適正な運営形態を選んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にもありましたように、令和10年8月末の供用開始に向けて順調に進んでいるということでしたので安心いたしました。

ただ、その運営方法は精査中とのことでございます。この部分につきましては、いささか疑問を感じます。なぜならば、現在自校方式の給食センターで働いておられる職員の方から、この後、雇用は守られるのか、あるいは他の仕事に就くかどうか迷っているという声が聞かれております。

そこで2回目の質問をいたします。学校給食センター運営方針決定後、この場合は方針としては直営か委託かということになります。その決定後の給食調理職員の処遇、あるいは職員配置計画はどうかを伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

運営方針につきましては、直営あるいは委託の選択となります。

運営方針の違いによる給食調理員の処遇につきまして、御説明いたします。

直営となった場合、現在、自校式給食室で任用している職員の大多数を、そのまま調理員として新給食センターに異動することを想定しております。さらに、センター方式となることで配送や配膳業務が必要となるため、短時間の会計年度任用職員を新たに採用する必要があると想定しております。

次に、委託となった場合は、委託先を公募することになるため、雇用条件など変わってきますので、運営方針決定まで詳細を決定してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

子供たちの給食は、安心・安全が学校給食センター供用で確保できるということがはっきり分かりました。しかし、職員の雇用確保も重要な問題です。子供には誰一人取り残さない教育をということを第一に揚げられております。そして、大人にも誰一人取り残さない社会を実現することだと考えます。そのことは現在勤務されている給食調理職員の皆さんの雇用継続をすることです。そのことを切にお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。2つ目は、スクールバス等の安全管理であります。

先ほど述べましたように、福島県で起きた部活動遠征での痛ましい事故、その責任問題など曖昧な部分も見え隠れをしております。そこで、本市の登下校時などの安全管理はどうなっているのか、とても心配になりました。

そこで質問です。スクールバス登下校時、あるいは校外学習時の安全管理と部活動遠征の送迎指針及び安全管理を伺います。

○有働辰喜 議長

田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

御質問にお答えいたします。

本市は24台のスクールバスを所有しており、山鹿市スクールバス運行管理規則に基づき、市内のバス運行業者に業務を委託しております。

まず、スクールバスの安全管理につきましては、受託事業者の運行管理者及び運転手に対し、契約仕様書に基づき国のマニュアルに沿った安全運行会議を定期的実施することとし、安全・安心な業務遂行と緊急時の速やかな対応ができる態勢を取っております。

また、登下校時の日常点検として、乗務前の安全確認として、受託事業者の管理責任者が対面により運転手の健康状態やアルコールチェックを行います。車両の安全確認につきましても、道路運送車両法に基づき、運行開始前及び終了後に車両点検を実施するところです。運転に当たっては、交通ルールを遵守するとともに、児童生徒のシートベルト着用の確認、業務終了時における置き去り防止のための車内確認を徹底しております。

また、社会科見学など校外学習のスクールバス利用につきましては、利用基準を学校の教育活動、または山鹿市教育委員会、山鹿市が主催共催の事業であって、平日の登下校に支障がない時間帯であることを原則としております。

今後も、学校・受託事業者・教育委員会が連携し、安全・安心なスクールバスの運行に努めてまいります。

次に、部活動遠征の生徒送迎についてお答えいたします。

部活動における大会出場や対外練習など、市外へ遠征する際の基本方針は、保護者責任の下、現地集合、現地解散としております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

ただいまの答弁から、山鹿市スクールバス運行管理規則に基づき、運行されていることを再認識することができました。また、子供たちの安心・安全が確保されているということが分かりました。

しかし、油断するといつ事故につながるか否定できません。今まで以上に子供たちの安心・安全を第一に考えての運行に期待をいたします。

次の質問に移ります。小規模特認校についてであります。

私の知り合いに、不登校だった息子さんが鹿北中学校へ通学したらすごくたくましくなり、中学時代を謳歌しましたという声を笑顔で話されました。そのほかにも、

熊日新聞の読者の広場、若者の声でも、テーマ1「失敗をおそれず、何事にも全力を」、テーマ2「自分の気持ちを伝える勇気を」が掲載されておりました。ともに鹿北中学校での学校生活を振り返るものでございました。そこには、生徒の皆さんの成長がうかがえるものです。そして、たくましさを感じた次第です。

それでは質問をいたします。鹿北小学校、鹿北中学校で行われておる小規模特認校の現状と成果を伺います。

○有働辰喜 議長

黒木教育部首席教育審議員。

[黒木幸博 教育部首席教育審議員 登壇]

○黒木幸博 教育部首席教育審議員

御質問にお答えいたします。

本市は、令和3年度から鹿北小学校と鹿北中学校を小規模特認校として指定し、この制度の運用を開始しています。

本制度がスタートした令和3年度は、小学校に4名、中学校7名、令和5年度、小学校、中学校いずれも9名、本年度は小学校13名、中学校12名と利用者が増えており、この制度がニーズに対応していることを示す実績と考えております。

ここで事例を1つ紹介いたします。

卒業が近くなった2月の終わり、担任の先生が生徒たちに、鹿北町の中で一番自分が好きな場所を写真に撮ってくるようにという課題を与えられました。小規模特認校制度を利用して、中学2年生から鹿北中学校に通っている生徒は、その場所に鹿北中学校の校舎を選びました。その写真に添えられていたコメントです。「自分の好きな鹿北町は鹿北中学校です。なぜなら、この2年間でたくさん救われたし、本当にいろいろなことを学べた場所で、自分を変えるきっかけとなった場所、そして、最高の仲間と出会えた最高の場所だからです。」

教育委員会としては、生徒が何人増えたかというよりも、この制度によって一人でも救われた生徒がいたということを大きな成果と捉えています。

また、この生徒は、祖母が主にお世話をされている関係で送迎が難しく、一度は鹿北中学校に通うことを諦められていました。しかし、「市の通学支援により、通うことができました。」と、感謝の手紙をいただきました。

先日、5月20日に赤穂市議5名が、本市小規模特認校へ視察に来られ、通学支援に対して「子供たちの教育には、それだけ力を入れないといけません。」と関心を持たれていたことも併せて御紹介いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁からもそれぞれの児童生徒さんの成長が目に見えます。一時的に以前の学校や友達とうまくいなくて悩んでいた子供たちがこんなに変わるものだと驚かされました。

すなわち、学校が安心・安全な場所だと認識し、次のステップへとして行動を起こしたことの表れです。この取組を評価するとともに、今後の教育効果に期待いたします。

これで1つ目の質問、子供たちの安心・安全とそこで働く人の待遇についての質問を終わります。

それでは、2つ目の質問に移ります。2つ目は、山鹿農業の展望と課題についての質問に移ります。

山鹿市の基幹産業は、何と言っても第一次産業、農林畜産業であります。その中で特に注目されているのが菊鹿ワインとやまが和栗です。今回はこの2つに絞って、これからの展望と課題を伺っていきます。

まず最初に、菊鹿ワインです。御案内のとおり、菊鹿ワインは国内、世界のコンクールで金賞などを受賞しております。

そこで1回目の質問です。ワイン用ブドウの生産状況、生産者数と生産量、栽培面積等を伺います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

ワイン用ブドウの栽培につきましては、平成11年に地元農家4戸によって菊鹿町葡萄生産振興会が設立され、本格的な栽培が開始されました。現在では、25名の会員が約6.5ヘクタールで栽培を行い、シャルドネを含む3品種で年間の生産量が約53トンとなっております。

加えて、熊本ワインファームが自社農園、約1.8ヘクタールで栽培されており、こちらではシャルドネを含む7品種で年間約5.6トンの生産量となっております。

これらを合わせた全体のワイン用ブドウの生産量は約59トンとなり、ワインボトルに換算しますと、約7万8000本に相当いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

ワイン用ブドウ栽培の歴史や生産者数、生産量、栽培面積を把握することができました。また、その生産量はワインボトルに換算すると7万8000本ということには大変驚きを感じました。しかし、その反面、その生産者が高齢化していることを実感いたします。

そこで2回目の質問になります。ワイン用ブドウの今後の展望と課題を伺います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

平成11年に本格的な栽培が開始された菊鹿ワインは、平成16年には菊鹿ナイトハーベスト2003が国産ワインコンクールで金賞を受賞したのを皮切りに、毎年数多くの賞を受賞し、菊鹿ワインの知名度は全国的に高まっております。

加えて本年3月には、フランスで開催されたワインコンクール、シャルドネ・デュ・モンド2026において、世界25か国から集まった471本の厳選されたワインの中から菊鹿ナイトハーベスト小伏野2023が金賞を受賞し、さらに上位トップ10に選出されるなど、国際的にも高い評価を得ております。

こうした状況の中、菊鹿町葡萄生産振興会では、昨年度と比較して会員が1名減少し、栽培面積も0.5ヘクタール減少しております。

一方で、熊本ワインファームの自社農園においては、昨年度から約0.8ヘクタール拡大され、計画的に面積を広げられております。

また、菊鹿町葡萄生産振興会においては、会員の高齢化や担い手不足といった課題がございますが、省力化機械の導入に加え、本年度から資材補助の予算を増額し、支援を強化して課題解決に取り組んでおります。さらに、点在している圃場の集約化についても協議を進めており、栽培面積や生産量の確保に努めているところです。

課題はあるものの、菊鹿ワインが国際的にも高い評価を受けていることを踏まえ、さらなるブランド化を推進するため、菊鹿町葡萄生産振興会、熊本ワインファーム、そして本市が連携をさらに強化し、協力して取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今後の展望と課題も十分に分かりました。どの分野でも同じような課題があることも認識をいたしております。その解決策をつくり出すことの取組がとても重要であることも実感をいたしました。

先ほどの原議員の一般質問でもありましたように、原議員の場合はスイカでございましたけども、そういった部分で連携とそれから新しく創り出す、その2つが重要になってくるということをしかり感じました。

そして、もう一つが、やまが和栗であります。先日の松見議員の一般質問とダブるところもあると思いますが、よろしく願いいたします。松見議員は、入り口戦略、それから出口戦略ということで位置づけられて、主に後者の出口戦略のことを質問されました。私は前者の入り口戦略の視点で質問をいたします。

最初に、和栗の生産状況、生産者数、生産量、栽培面積等を伺います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

本市の栗の栽培農家戸数等につきましては、令和6年産熊本県果樹振興実績によりますと、栽培農家数が841戸、生産量は682トンでございました。令和5年産と比較いたしますと、生産量は19.4%減少し、164トンの減収となっております。この減収の主な要因は、高温や少雨といった気象条件が栗栽培に対して厳しく影響を及ぼしたものと考えております。

次に、栽培面積につきましては、令和5年産が678ヘクタール、令和6年産が688ヘクタールとなっております。栽培面積の1.5%の増加は、果樹経営支援対策事業に積極的に取り組まれたことによるものであると考えております。

なお、生産者数につきましては、令和5年産及び令和6年産とも841名でありました。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にもありましたように、栽培農家の数は841戸、栽培面積は688ヘクタールであり、1ヘクタール当たり約1トンの収量があるという計算になります。生産量と価格の安定が重要になってまいります。

そこで最後の質問をいたします。やまが和栗の今後の展望と課題を伺います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

栗の栽培につきましては、気候変動への対応、農業従事者の高齢化や担い手の減少、有害鳥獣による被害対策等、取り巻く課題は一層深刻化すると予測しております。このような状況を踏まえ、やまが和栗振興協議会では、新たにやまが和栗の栽培を希望される方への入門講座や品質向上のための剪定指導講習会等を実施し、担い手の育成と生産量の安定・増加を目指しております。

さらに、やまが和栗の認知度向上を図るため、積極的に広報活動を実施し、ブランド化を推進することで価格の安定化も目指しております。

なお、やまが和栗の品質向上と高齢者の方々の労働力軽減を図る支援策といたしましては、剪定作業を受託しているJAかもとクリ部会に対し、その経費の一部補助を実施するなどの支援を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

勢田議員。

[17番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

このやまが和栗、それからワイン用ブドウも同様に、いろいろな対策を講じておられますが、それをどう解決するか、重要な課題であります。これはそれぞれの栽培する作物によってそれぞれ解決策はあるかと思いますが、ほとんど同じような課題がございます。そこでそれらをどう解決するのかということが基本にあるかと思っています。

私は、このブドウ畑、あるいは栗園の環境整備が必要であると考えます。特に、その圃場の周囲の草刈りでございます。先般、こんなニュースを拝見いたしました。埼玉県行田市では、市が有償ボランティアを募集し、市の管理道路、水路の草切り、除草をするというものです。山鹿市もいろいろな方策を考えて、市が音頭を取りつなぐこと、そして創り出すことを考えていただくことを強く望みます。

最後に、誰一人取り残さない学校教育、誰一人取り残さない職場、社会を実現するために、共に頑張っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○有働辰喜 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開を午後 2 時 15 分にいたします。

午後 2 時 06 分 休憩

○

午後 2 時 15 分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

お疲れさまでございます。最後になりますので、少しでも時間をいただきたいと思えます。

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして一般質問、有害鳥獣、特にイノシシと鹿に限って行政の役割を尋ねていきたいと思えます。中身は守りと駆除です。2つに分けて質問していきますので、一問一答でよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

先日、5月29日の日でありましたけれども、YAMAGA BASEで開催されましたお出かけ知事室で、8名の代表者が対話を希望されました。その中に1人だけ山間部の農家を営んでおられる方で、多分猟友会の駆除隊の1名だと思いますけれども、提案を知事にされました。お願いでございました。

実は、鹿とイノシシによる農作物の被害が非常に深刻であると。農作業の合間に捕獲まで携わっていること。特に労力と経費、巡回でわなを見て回らないかん。それにはガソリン代も高くなっているということの中で、負担が非常に大きくなっていると。この捕獲経費に対する支援の充実をお願いしたいということで知事にお話をされました。

今、県から補助金が1頭につき7,000円、これは国の補助金を県経由で入っていると思えますけれども、そういう形で知事に値上げばしてくれというようなお願いがありました。これに対しまして、知事はこういうお話をされました。鳥獣被害の深刻さを認識します。国の補助金の引上げを要望するとともに、鳥獣対策強化を図る考えを示されました。例えば、生息しにくい環境づくりや捕獲後の処理、活用の在り

方、さらにハンターの育成に必要なことについてしっかりやっていきたいというような断言をされました。

当然この内容は、山鹿市に振り向けられても全く同じようなことが出てくるのかなということでもあります。有害鳥獣に対する役割についてお伺いをしていきます。

まず1回目に、山鹿市で有害鳥獣から保護のために山鹿市被害防止対策協議会が構成されていると思います。構成時期、それから構成メンバー、協議内容等についてお伺いいたします。

○有働辰喜 議長

これより執行部の答弁を求めます。園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

山鹿市被害防止対策協議会につきましては、平成19年10月に設立され、鹿本農業協同組合、鹿本森林組合、菊池川漁業協同組合、鹿本農業協同組合営農部会、熊本県猟友会山鹿支部、熊本県農業共済組合鹿本支所、株式会社九州自然環境研究所、山鹿市区長協議会連合会、山鹿市農業委員会及び山鹿市の10団体で構成し、熊本県にもオブザーバーとしての参加をいただいております。

協議会では、鳥獣被害の状況把握、防護柵の整備、効果的な鳥獣被害対策などについて協議を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

それでは、有害鳥獣に対する行政の役割について、2回目の質問をいたします。

先ほど協議会、約10名ぐらいで平成19年ぐらいに設置をされたと。防護柵等の協議を重ねているという話でありました。

ここで平成19年からずっと20年間ぐらい調べるとちょっと難しいと思いますので、過去3か年間でその防護柵の内容、補助金をどれぐらい出しているのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

まず、防護柵の設置実績につきましては、ワイヤーメッシュ柵が、令和５年度が設置延長１万1360メートル、補助金額937万3000円、令和６年度が設置延長１万1330メートル、補助金額936万2000円、令和７年度が設置延長２万7226メートル、補助金額2956万8000円で、３年度分合計で設置延長４万9916メートル、補助金額4830万3000円となっております。

次に、電気柵につきましては、令和５年度が279件、設置延長６万7950メートル、補助金額1084万6000円、令和６年度が362件、設置延長14万7942メートル、補助金額1635万3000円、令和７年度が435件、設置延長18万9389メートル、補助金額2003万9000円で、３年度分合計で1076件、設置延長40万5281メートル、補助金額4723万8000円となっております。

なお、耐用年数につきましては、ワイヤーメッシュ柵が14年、電気柵が８年となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

ありがとうございました。

答弁の中で３か年間の実績を示されました。本来であれば平成19年から引っ張ってくるとどれくらい金ば出したかなというのが見えるわけですが、この３か年間だけでもワイヤーメッシュで49キロメートル、補助金が4830万円、これは国と市、従来は国庫補助で全部だったと思いますけども、途中で市の財政も含んできてると思いますが、そこまでは調査してませんので、一応その補助金としてワイヤーメッシュは4830万円。

それから電気柵、これにつきましては３年間で405キロメートルを張ってあります。それから補助金が、これは市がほとんどだと思いますけども、4723万円っていう補助金が出ております。この３か年間見ても補助金が9500万円、約１億円の補助金が投資されているということでもあります。

当初平成19年から補助金を見込んでいきますと、これは想像がつきませんので一回調べてみたいと思いますが、耐用年数がワイヤーメッシュで14年、電気柵で大体８年となっておりますが、設置当初は多分被害防止対策協議会でも私も携わったことがありますので、チェックをして確認をしてあると思います。ただ、その後の14年の耐用年数、８年の耐用年数の間で調査をしたことがあるのか、チェックしたの

か、本当に14年間使われているのか、その辺の調査をされているかお伺いをしたいと思います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

設置時のチェック体制につきましては、ワイヤーメッシュ柵、電気柵ともに、設置完了後に設置全箇所確認検査を実施しております。

設置後に定期的な現地点検は行っておらず、防護柵の管理は設置された地区等が行っております。市では、さらなる管理に対する意識の向上を図るため、効果的な柵の設置や管理方法について、講習会やホームページ・広報紙での周知を行い、管理に対する意識の向上を図っております。

今後も防護柵は適切な維持管理が重要でありますので、防護柵の設置時の確認に加え、山鹿市被害防止対策協議会と連携しながら効果的な維持管理につながる取組を進め、有害鳥獣被害の防止に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

有害鳥獣の防護についてお伺いをしてまいりました。ワイヤーメッシュ、電気柵にて膨大な費用を負担をしております。結局、補助金をやりっ放しっていう形になるんですけども、管理状況を十分にチェックするのが行政の役割だろうと思います。今後しっかりそこら辺を踏まえて、管理体制をやっていただきたいなと思います。

それから、ここで4回目の質問に移ります。これから有害鳥獣の駆除についてお伺いをしていきます。

熊本県猟友会山鹿支部に駆除委託をしてありますが、会員の高齢化が非常に進んでいるちゅうお話になります。高齢化、年齢構成などについてお伺いをいたします。また、駆除の方法、くくりわな、わな、銃、それぞれありますけども、その辺の割合はどうか、その辺もお尋ねしていきたいと思います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲は本市と熊本県猟友会山鹿支部とで業務委託契約を締結し実施しております。捕獲従事者の年代別構成員数は、20代が1名、30代が14名、40代が13名、50代が11名、60代が29名、70代が63名、80代以上が25名の合計156名です。平均年齢は62歳となっております。

また、免許別の内訳につきましては、わなのみが101名、銃のみが21名、わなと銃の両方が34名となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

有害鳥獣に対する行政の役割について、5回目の質問を行います。

委託している会員さん156名、平均年齢が62歳、もうちょっと高かったような気がしましたが、捕獲しているわなについては、わなだけの人が101名、銃だけで駆除をしている人が21名、それから双方持っている人が34名ということでありますけども、これも従来から聞いていくとたくさんになりますが、過去3か年間の捕獲実績、頭数とそれからそれに対する委託料補助金の内容等についてお知らせいただきたいと思います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

イノシシ・鹿の過去3か年の捕獲実績につきましては、まず捕獲業務委託分で、令和5年度がイノシシ1,549頭、鹿123頭、委託料1170万4000円、令和6年度がイノシシ2,668頭、鹿91頭、委託料1931万3000円、令和7年度がイノシシ1,379頭、鹿139頭、委託料1062万6000円となっており、3年間の捕獲頭数並びに委託料の合計は、イノシシ5,596頭、鹿353頭、委託料4164万3000円となっております。

次に、県補助金分で、令和5年度がイノシシ895頭、鹿55頭、補助金641万円、令和6年度がイノシシ2,447頭、鹿75頭、補助金1692万8000円、令和7年度がイノシシ1,076頭、鹿100頭、補助金716万4000円となっており、3年間の捕獲頭数並びに

補助金の合計がイノシシ4,418頭、鹿230頭、補助金3050万2000円となっております。

捕獲方法ごとの実績につきましては、箱わなによる捕獲が、令和5年度782頭、令和6年度1,718頭、令和7年度585頭、くくりわなによる捕獲が、令和5年度717頭、令和6年度906頭、令和7年度817頭、銃器による捕獲が、令和5年度173頭、令和6年度135頭、令和7年度116頭となっております。

ここ数年の捕獲頭数は、多く捕獲された年の翌年は少なくなり、その次の年は多くなるなどの傾向が見られますが、年平均でイノシシ1,800頭、鹿900頭前後で推移しております。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

6回目の質問を行います。先ほど鹿とイノシシの過去3か年間の内容についてお知らせをいただきました。それに対します委託料が4164万円ぐらいだと思いますけれども、これは委託料ちゅうのは市が7,000円支払う分であります。それから補助金ちゅうのは3050万円ほど出てますけれども、これは国の分を県が代替して県を経由して払っている7,000円の分だと思います。それくらい委託料と補助金は出ているちゅうのが現実であります。捕獲量については5,900頭、6,000頭ぐらいということで報告がありました。

ここで私はもう一つお伺いしたいと思います。実は、有害鳥獣駆除に対して熊本県猟友会山鹿支部と業務委託契約を結んであります。その業務契約の中のこの第3条ですけれども、狩猟関係法令及び鳥獣法を遵守する目的があるその中に、捕獲した鳥獣については鳥獣保護及び狩猟適正化に関する法律の中の第18条と明記をしておりますが、生態系に影響を及ぼすことがない適切な方法で処理することとしてあります。捕獲した場所などに当該鳥獣を放置してはならないということであります。

今まではもちろんでありますけれども、焼却炉の設置について私も当然質問をしましたけれども、行政としては造る意思なしというような答弁をいただきました。ところがその後、有働議長さん、北原議員さん方、幾度も研修に行って焼却炉は必要だよということに進むように提案をさせていただきまして、前向きに進むんだらうかと思っても全然進まない。なぜならば、行政としては処理の実態の調査を行っているのか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。ほんなこて埋められよとか、どがんして処理ばしよんになるとか、全然焼却炉に持ってこなくてもいいという現状の把握をしてありますかっていうことであります。お尋ねします。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

先に訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、年平均でイノシン1,800頭、鹿900頭と私のほうが答弁したかと思いますが、鹿90頭の誤りでございましたので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして御質問にお答えいたします。

捕獲後のチェック体制につきましては、委託料分が四半期ごと、県補助金分が7月以降月ごとに捕獲従事者から提出される捕獲実績書類や写真、尻尾などをそれぞれ確認し、数量に差異がないか検査を実施しております。

なお、捕獲鳥獣の処理方法につきましては、業務委託契約書で適切な処理を求めており、適切な方法による埋設や活用がなされているものと考えておりますが、今後、処理方法の実態把握に向け、猟友会山鹿支部と協議、検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

先ほど捕獲鳥獣の処理の方法については、契約書で適切な処理方法を求めてあり、適切な処理をしてあるはずだという適切な処理、すなわち埋設をしてあるのだという確認ということで考えてつということがありましたけれども、本当にその辺の現状ば見たことがあつただろうかと、行政が補助金をあれだけ出しとつとに、「ああそうかいた、埋めよるかいた」て、それで済んでるのかというのをちょっと心配をしました。

7回目の質問をします。有害鳥獣駆除について、駆除のやり方、くくりわな、箱わなの所有状況ないしは当然名札を提げないかんとですけれども、その辺の確認等もやられているのか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思います。

○有働辰喜 議長

園田農林部長。

[園田和雄 農林部長 登壇]

○園田和雄 農林部長

御質問にお答えいたします。

わなの所有状況につきましては、現時点で市では把握をしていないため、捕獲体制の維持や支援策検討のため、今後、実態把握に努めてまいります。

なお、わなの設置箇所や標識の確認につきましては、猟友会が責任を持って対応されておりますが、より安全性や適正を確保するため、猟友会との協議を進め、他市の優良事例も参考にしながら、チェック体制の充実を図ってまいります。

今後も引き続き猟友会と連携し、現場の実態把握に努めながら、有害鳥獣による被害の軽減に向けた取組を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○有働辰喜 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

私も猟友会の会員の一人でありまして、猟友会の皆さん方が非常に苦勞されているということは御報告しておきたいと思いますが、これは猟友会だけじゃなくて、いろんな事業で国なり県なり市が補助金を出すということは、やっぱり最終チェックまでやる必要があるだろうという一つのたたきとして質問したわけでありまして、そこら辺はしっかり全部の部署でですね、建設にしても農業にしてもいろんな助成金出したらそのチェック機能は果たしていただきたいなということをお願いをして、一般質問を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

○

散 会

○有働辰喜 議長

本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 45 分 散会

~~~~~



6 月 2 4 日 (水曜 日)



# 令和 8 年（第 4 回）山鹿市議会 6 月定例会会議録

## 議 事 日 程（第 5 号）

令和 8 年 6 月 24 日（水曜日）午前 10 時開議

### 第 1 議案の撤回

- 第 2 議案第 55 号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例  
議案第 56 号 山鹿市景観条例の一部を改正する条例  
議案第 57 号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例  
議案第 58 号 令和 8 年度山鹿市一般会計補正予算（第 2 号）  
議案第 59 号 令和 8 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 60 号 人権擁護委員の推薦について  
議案第 61 号 人権擁護委員の推薦について  
議案第 62 号 人権擁護委員の推薦について  
議案第 63 号 人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）

討 論

採 決

### 第 3 議案第 64 号 工事請負契約の締結について

○

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

### 出席議員（19名）

|     |         |
|-----|---------|
| 1 番 | 工 藤 彩友美 |
| 2 番 | 北 原 和 智 |
| 3 番 | 高 松 佳 美 |
| 4 番 | 小 林 文 江 |
| 5 番 | 古 家 茂 臣 |
| 6 番 | 永 田 壮 弘 |
| 7 番 | 原 芳 郎   |
| 8 番 | 隈 部 賢 治 |
| 9 番 | 高 橋 龍 一 |

|     |       |
|-----|-------|
| 10番 | 豊田新二郎 |
| 11番 | 山下誠治  |
| 12番 | 古川和博  |
| 13番 | 金光一誠  |
| 14番 | 松見真一  |
| 15番 | 小川榮二  |
| 17番 | 勢田昭一  |
| 18番 | 有働辰喜  |
| 19番 | 服部香代  |
| 20番 | 永田紘二  |

欠席議員（１名）

|     |       |
|-----|-------|
| 16番 | 芋生よしや |
|-----|-------|

説明のため出席した者

|              |       |
|--------------|-------|
| 市長           | 早田順一  |
| 副市長          | 阿蘇品貴司 |
| 教育長          | 堀田浩一郎 |
| 総務部長         | 功能宇治  |
| 総務部首席審議員     | 永田健一  |
| 市民部長         | 鬼塚敦夫  |
| 福祉部長         | 原幸徳   |
| 農林部長         | 園田和雄  |
| 商工観光部長       | 新堀竜一郎 |
| 建設部長         | 森賢治   |
| 教育部長         | 田上博之  |
| 市民医療センター事務部長 | 入江智紀  |
| 消防本部消防長      | 黒田武徳  |
| 市民部次長        | 堀拳也   |
| 福祉部政策審議員     | 川上高博  |
| 建設部政策審議員     | 大和由奈  |
| 水道局長         | 豊田秀行  |
| 教育部首席教育審議員   | 黒木幸博  |
| 財務課長         | 富崎嘉隆  |

国保年金課長  
農業委員会事務局長

原 口 雄 二  
廣 田 浩 之

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長  
書 記  
書 記  
書 記

中 村 武 志  
服 部 隆 文  
竹 丸 泰 行  
一 法 師 由 臣

午前10時00分 開議

○  
有働辰喜 議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

○  
日程第1 議案の撤回

有働辰喜 議長

日程第1、議案の撤回を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第60号 人権擁護委員の推薦についての撤回につきまして、御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者から辞退の申出がありましたため、議案を撤回することについて、山鹿市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

それでは、お諮りをいたします。

議案第60号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号の撤回については、これを承認することに決定いたしました。

○  
日程第2 議案第55号～議案第63号

有働辰喜 議長

日程第2、各常任委員会に付託をしてありました議案第55号から議案第59号まで、及び議案第61号から議案第63号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。金光建設経済委員長。

[金光一誠 建設経済委員長 登壇]

○金光一誠 建設経済委員長

おはようございます。

建設経済委員会から、報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は議案2件であります。

去る6月16日、午前10時から、本庁5階501会議室において、芋生委員を除き5名出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。その結果について報告します。

議案第55号、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

隈部市民福祉委員長。

[隈部賢治 市民福祉委員長 登壇]

**○隈部賢治 市民福祉委員長**

皆さん、おはようございます。

市民福祉委員会から御報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

去る6月17日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、議案の審査を慎重にいたしました。その結果について、御報告いたします。

議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

松見総務文教委員長。

[松見真一 総務文教委員長 登壇]

**○松見真一 総務文教委員長**

おはようございます。

総務文教委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

去る6月18日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について、御報告いたします。

議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教委員会の報告を終わります。

**○有働辰喜 議長**

小川予算決算委員長。

[小川榮二 予算決算委員長 登壇]

**○小川榮二 予算決算委員長**

皆さん、おはようございます。

予算決算委員会の御報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に付託されました案件は議案 1 件であります。

今月 8 日、本議場において委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第58号について、担当課長より説明を受け、質疑を行いました。

19日、第 1 会議室において、討論、採決を行いました。

採決の結果、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

**○有働辰喜 議長**

以上で、各常任委員会からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第55号から議案第57号までの 3 案件を一括採決いたします。

これら 3 案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

御異議なしと認めます。

よって、3 案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号及び議案第59号の 2 案件を一括採決いたします。

これら 2 案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○有働辰喜 議長**

御異議なしと認めます。

よって、2 案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号から議案第63号までの 3 案件を一括採決いたします。

これら３案件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御異議なしと認めます。

よって、３案件は原案のとおり同意することに決しました。

○

日程第３ 議案第64号

○有働辰喜 議長

日程第３、議案第64号を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。田上教育部長。

[田上博之 教育部長 登壇]

○田上博之 教育部長

議案第64号 工事請負契約の締結について、御説明いたします。

本案は、学校給食共同調理場新築工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があります、提案するものでございます。

契約の目的は、学校給食共同調理場新築工事です。

契約の方法は、一般競争入札です。

なお、今回の一般競争入札につきましては、３社が共同連携して工事を請け負う特定建設工事共同企業体（いわゆるＪＶ）方式で、代表構成員は熊本県内、構成員は山鹿市内に本店または営業所を有することを条件として、入札公告を行いました。

その後、資格審査会の審査を経まして、去る６月４日に開札を行い、同月１１日に落札者と仮契約を締結しております。

契約の金額は、２７億９６８６万円です。

契約の相手方は、建吉・本山・中村建設工事共同企業体。代表者は、熊本市中央区坪井六丁目３８番１５号、株式会社建吉組 代表取締役 笹原健嗣氏です。

次のページを御覧ください。

工事の場所は、山鹿市津留１１９０番地地内です。

工事の概要は、構造、鉄骨造平家建、建築面積２,７７２.１９平方メートル、床面積２,５５７.１４平方メートルです。

工事の内容は、学校給食共同調理場の建築工事一式、電気設備工事一式、外構工事一式などです。

工期は、本契約成立日の翌日から令和１０年３月１７日まででございます。

以上で説明を終わります。

○有働辰喜 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、しばらく休憩いたします。

議員の皆様は、速やかに第１・第２会議室へお集まりください。

午前10時13分 休憩

————— ○ —————

午前10時37分 開議

○有働辰喜 議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております本案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております本案件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

御質疑なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○有働辰喜 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

[各議員採決ボタンを押す]

○有働辰喜 議長

ボタンの押し間違いや押し漏れはございませんでしょうか。

[画面に「投票結果」の文字が出る]

○有働辰喜 議長

ないものと認め、採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

## 閉 会

### ○有働辰喜 議長

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和８年（第４回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 有 働 辰 喜

山鹿市議会議員 北 原 和 智

山鹿市議会議員 工 藤 彩友美